

等々力緑地再編整備・運営等事業
入札説明書等に関する質問(1回目)への回答

令和4年6月13日回答

川 崎 市

■入札説明書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所					項目名	質問内容	回答
			1	(1)	ア	(7)	a			
1	入札説明書	0						定義	事業者から業務を受託し又は請け負う者でなくとも、特別目的会社に出資する者であれば構成企業となり得るとの理解でよろしいでしょうか。 基本協定書第5条第3項後段により上記の通りと理解しておりますが、念のためご教示ください。	ご理解のとおりです。
2	入札説明書	0						定義	議決権付株式を保有する者だけでなく、完全無議決権株式のみを保有する者も構成企業となり得る理解でよろしいでしょうか。 入札説明書33ページに「SPCに出資のみを予定する企業のうち議決権付株式に該当しない株式会社による出資者は、入札参加者に含まれない」とある一方、基本協定書第2条第1項第(7)号の「構成企業」の定義では「議決権付株式によると完全無議決権株式によるとを問わない。」とあるため、お伺いする次第です。	ご理解のとおりです。
3	入札説明書	2	2	(2)	ア			立地条件	「立地条件」の表の備考欄に記載されている各予定（「第二種住居地域に変更する予定」ほか）は、事業契約締結前に実施される見込みという理解でよろしいでしょうか。 万が一、事業契約締結までに実施されない場合、それに起因して生じた事業者の増加費用等は全て貴市負担となる理解で理解でよろしいでしょうか。	都市計画の変更時期については、要求水準書 第2 1.1 欄外※に記載のとおり、「備考欄に記載した都市計画の変更内容については、現時点の想定であり、事業者の提案内容を踏まえて確定し、手続きを開始する予定」としており、環境影響評価の手続きと併せて都市計画手続きを進める予定となっていることから、事業契約締結前に都市計画変更することはできません。
4	入札説明書	7	2	(5)				事業方式	「市が事業者に対して公共施設等運営権を設定し、事業者が自らの追加投資や創意工夫により、利用者や観客に対して多様なサービスを提供することを想定する」との記載がございますが、記載の追加投資とは「特定事業契約書（案）6章任意投資及び自主事業」における任意初期投資等も含む理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	入札説明書	7	2	(5)				事業方式	「事業者が、事業区域内の土地を使用する場合は、原則有償とする。」とあるが、P35の「オ 土地及び建物の使用等 事業者は、事業期間中において、本事業の用に供するために、市が所有する本施設の土地及び建物について、必要な範囲を無償で使用できるものとする。なお、任意投資の部分については、設置管理許可又は利用管理許可の使用料を市に支払うこと。」との関係をどのように解釈すればよいでしょうか。	任意投資である自由提案施設については、その設置する（本施設内に設置する増築等を含む）範囲が設置許可が必要（有償）となります。なお、許可の要否等詳細につきましては協議となります。
6	入札説明書	7	2	(5)				土地の使用料	事業区域内の土地を使用する場合は、原則有償とありますが、使用料金の積算方法をご教示ください。	No5をご参照ください。 なお、アリーナを除く緑地内の設置許可使用料及び管理許可使用料は200円/㎡・月程度とすることを想定しています。 また、要求水準書第12 3.3.10 に記載の公有財産の目的外使用許可に伴う使用料の算定方法については、下記をご参照ください。 「使用料の算定基準」 (https://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/230/0000007058.html)
7	入札説明書	8	2	(6)				自由提案施設	自由提案施設について、その内容を市が指定する場合がありますが、事前に協議は可能でしょうか。	可能です。

■入札説明書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所					項目名	質問内容	回答	
			1	(1)	ア	(7)	a				
8	入札説明書	10	2	(6)			※1	本事業の対象	” ※1 「任意」の施設については、配置を提案するものとする。提案に基づく配置替えに伴う解体・撤去費、土木費等も市が設定した上限金額の範囲内で市が負担する” と記載があるが具体的な上限金額をご教示下さい。	「等々力緑地再編整備実施計画（令和4年2月改定）」第3章5定量的評価について に市が想定した設計・建設費の総額の目安を示しています。 なお、具体的な上限金額は示しません。	
9	入札説明書	10	2	(6)			※3	本事業の対象	「※3 整備期間中においても、既存施設の機能を提供することを基本とする。ただし、各利用者団体と調整した上で、一定期間施設の利用を停止することも可能とする。」という記載があります。 この「各利用団体との施設の利用停止に係る協議」については、事業者単独で実施するのではなく、川崎市も同席の上、協議に協力頂ける旨、確認させていただきます。	ご理解のとおりです。	
10	入札説明書	10	2	(6)			※7	本事業の対象	” ※7 費用負担が「市」となっているものは、市が設定した上限の範囲内で市がその費用を負担する。” と記載あるが具体的な上限金額をご教示下さい。	「等々力緑地再編整備実施計画（令和4年2月改定）」第3章5定量的評価について に市が想定した設計・建設費の総額の目安を示しています。 なお、具体的な上限金額は示しません。	
11	入札説明書	10	2	(6)			※7	本事業の対象	※7には「また、事業者は、本事業においてメインスタンドの照明、座席の調整・改修等を行うこと」とあります。当該費用についても「市」負担となる理解でよろしいでしょうか。	球技専用化に必要なメインスタンドの照明、座席の調整・改修等は、予定価格に含まれます。	
12	入札説明書	10	2	(6)				本事業の対象	※7によると、「なお、自主事業に供する施設・設備のうち、公共施設の増築等部分の躯体等の整備も、市が設定した上限の範囲内で市がその費用を負担するが、内装や什器・備品等は事業者負担とする。」となっています。 増築等とは、本資料の定義によると、「事業者が、「等々力緑地再編整備実施計画」（令和4年2月改定）の趣旨に反しない限りにおいて、任意投資により要求水準を上回る公共施設の増築、内装の増設、仕様の改善等の部分をいう。」となっているので、※7は、任意投資であっても、公共施設の増築等に該当する限り、躯体部分はサービス対価の対象となるということの意味しているものでしょうか。一方で、特定事業契約書（案）第75条第4項（45ページ）では、「任意初期投資等に係る本施設（整備対象）の増築等及び自由提案施設の設置並びにそれらの維持管理又は運営に必要な一切の費用は事業者が負担するものとし、これにより、サービス対価の増額はなされないものとする。」とされているため、当該条項の意味するところとの違いもご教示ください。	自主事業で供する施設・設備のうち、公共施設の増改築等部分の躯体等の整備は、自主事業の有無にかかわらず整備する公共施設の増改築等であり、サービス対価に含まれます。この点を明確化するため、事業契約書（案）別紙5及び第75条第4項を修正しました。修正後の事業契約書（案）をご参照ください。 また、入札説明書2（6）の※7 については、次のとおり修正しました。「（前略）なお、整備業務期間中における、自主事業に供する施設・設備のうち、公共施設の増築等部分の躯体等の整備も、市が設定した上限の範囲内で市がその費用を負担するが（後略）」。 自主事業として整備する自由提案施設の費用については、事業契約書（案）第75条第4項及び要求水準書第1 3.7 に記載のとおり事業者の負担となります。	
13	入札説明書	11	2	(7)	イ			d	建設業務	什器・備品等については市の調達となりますが、建設業務の調査業務の想定内容についての確認、及び、什器備品の費用負担については予定価格外として宜しいでしょうか。	調査業務の想定内容は要求水準書第10 2.4 に記載のとおり予定価格に含まれるものとします。什器・備品等の調達業務は入札説明書2（8）に記載のとおり市の業務とし、その費用は市とします。なお、自主事業に供する什器・備品等については要求水準書第1 3.7 ※7に記載のとおりです。
14	入札説明書	11	2	(7)	イ			d	建設業務	什器・備品等については市の調達となりますが、建設業務の調査業務の想定内容をご教示ください。	要求水準書第10 2.4 に記載のとおりです。

■入札説明書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所					項目名	質問内容	回答
			1	(1)	ア	(7)	a			
15	入札説明書	12	2	(7)	オ		b	自主事業	「※事業者には、行為許可権限は付与しない。」とは、どのような意味であるか、具体的に教えてください。	利用料金制の施設以外において専用利用する際には、都市公園条例第3条に基づき公園内行為許可が必要になりますが、許可行為は市が行います。 行為許可の対象は都市公園条例第3条第1項をご参照ください。
16	入札説明書	12	2	(7)	カ			その他	a事業開始に必要な什器・備品等の移動と13項(8)市の業務b什器・備品の移転業務の違いは？	入札説明書2(8)の市の業務は、要求水準書第10 2.5の記載のとおり建設業務として行うもので、同1.1の記載のとおり設計図書に基づいた建設を実施することを目的としています。 入札説明書2(7)カ a は、要求水準書第1 3.8.6の事業開始に必要な移動です。
17	入札説明書	13	2	(9)			2	事業期間等	建設工事了り時期が令和11年度中となっておりますが、環境影響評価に関しては事業者のコントロールではないので提案書には建設期間を明記することでよろしいでしょうか？	要求水準書 第7 2.3 各種申請等業務に記載のとおり、川崎市環境影響評価条例に基づく申請、開発許可申請、確認申請他、各種申請等の申請者は事業者です。提案書には各種申請等に要する想定の間も記載してください。
18	入札説明書	13	2	(9)			2	事業期間等	環境影響評価・土壌汚染・不可抗力に関する建設工事期間が延長となった場合は、事業期間全体を変更して頂くとの認識でよろしいでしょうか？	整備等期間の延長については、事業契約書(案)第45に記載のとおりとします。 事業期間全体の変更につきましては、事業契約書(案)第102条に記載のとおりです。
19	入札説明書	13	2	(9)			2	事業期間の考え方	自由提案施設については、民間の独立採算で整備・運営を行うものであるため、社会環境等の変化を見ながら、民間の裁量で事業実施を行わせていただきたく、令和12年度以降も(令和12年4月のグランドオープン以降も)整備を認めていただけないという理解でよろしいでしょうか。	維持管理運営期間中の任意投資も可能です。詳細については、特定事業契約書(案)第76条をご参照ください。
20	入札説明書	13	2	(9)			3	事業期間等	「全国都市緑化かわさきフェア」の開催運営協力について、かかる経費や収入補填等は収支計画にどう反映させておくべきでしょうか？	現時点で詳細が不明のため、収支計画及び入札価格への反映は不要です。事業者と市の別途協議とします。
21	入札説明書	13	2	(9)			3	事業期間等	「※なお、令和6年度中に「全国都市緑化かわさきフェア」が予定されており、等々力緑地も会場の一部となることから、これらイベントの開催運営に協力すること。」との記載がございますが、どのような協力内容か確認させていただけますでしょうか。また、協に伴う費用負担は市側のご負担という理解でよろしいでしょうか。	現時点で詳細は不明です。費用負担を含め協力内容については事業者と市の別途協議とします。なお、入札価格への反映は不要です。
22	入札説明書	13	2	(9)			4	事業期間等	事業期間内に実施予定のイベントについて開催運営に協力とありますが、施設整備等、長期にわたる事業中断はない解釈でよろしいですか。	現時点で詳細は不明です。協力内容については事業者と市の別途協議とします。
23	入札説明書	13	2	(9)			5	「全国都市緑化かわさきフェア」について	令和6年度中に実施される「全国都市緑化かわさきフェア」の協力に関して、現時点では実施内容が想定し得ないため、協に伴い発生した追加業務に係る費用や、会場提供等により見込んでいた収入が得られなくなった場合の逸失利益は、サービス対価とは別に市が負担していただきたい。	現時点で実施内容詳細が不明のため、ご意見につきましては事業者と市の別途協議とします。

■入札説明書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所					項目名	質問内容	回答
			1	(1)	ア	(7)	a			
24	入札説明書	14	2	(11)	イ			事業者の保有資産等について、本事業終了時における市等への無償譲渡又は時価での売却の可否が市の判断に委ねられていますが、施設運営に必要な又は有益な物について、事業者が時価での売却を希望する場合には、誠実に協議して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	協議の上、市が決定いたします。	
25	入札説明書	14	2	(11)	ウ			業務の引継ぎ	事業終了に際して、事業終了後の事業運営者との間で十分な引継ぎとありますが、期間終了前に次の運営者が決まり引継ぎ期間が確保できる解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	入札説明書	14	2	(13)	ア				提案額の算出にあたり、IP3-7施設施設支出状況の①等々力陸上競技場運営維持業務及び使用料一部収納事務委託、②等々力緑地内運動施設管理運営業務委託③等々力緑地釣池の使用料収納事務及び管理業務委託の費用の内訳を教えてください。	資料を守秘義務対象として開示します。
27	入札説明書	15	2	(13)	イ			施設利用者から得る利用料金等の収入	「球技専用スタジアム、(新)等々力アリーナの興行利用における利用料金については、提案を求めた上で、市が条例を制定又は改正し」とあります。一方、様式集には、対応する様式が見当たりません。落札者選定後に「入札公告別紙28 各施設の運営条件」記載程度の粒度の提案を別途求めるということでしょうか(駐車場についても同様です)。	様式7-8-1に記載してください。
28	入札説明書	15	2	(13)	イ			利用料金等の収入	念のためですが、条例及び提案の範囲内であれば利用料金の設定について、貴市の承認等がなされないことは想定されない理解でよろしいでしょうか。	利用料金につきましては上限額を条例で定めており、条例で定めた範囲内であれば原則ご理解のとおりです。
29	入札説明書	15	2	(13)	ウ			自主事業収入	ネーミングライツ収入の50%を市に納付とのことですが、ネーミングライツに係る営業経費等がかかりますので、経費控除後の収益に対する50%として頂けませんでしょうか。	取扱については、入札説明書に記載のとおりです。
30	入札説明書	15	2	(13)	ウ			自主事業収入	「ネーミングライツ収入の50%については、ネーミングライツ契約期間で分割した金額を毎年度、市に納付」と記載がありますが、納付分を恒常的な費用計上とすることに差し支えないでしょうか。	納付分は法人税法上の損金になると考えられますが、取り扱いにつきましては事業者の判断になります。
31	入札説明書	15	2	(13)	ウ			自主事業収入	「ネーミングライツ収入の50%について市に納付」と記載がありますが、営業費用控除後の利益に対して50%としていただけませんか。場合によってはネーミングライツ収支(ネーミングライツ収入100%-市への納付50%-営業費用50%以上=赤字)が赤字になる可能性があるものと考えます。	取扱については、入札説明書に記載のとおりです。
32	入札説明書	15	2	(13)	ウ			自主事業収入	「ネーミングライツ収入の50%については、ネーミングライツ契約期間で分割した金額を毎年度、市に納付すること」とありますが、 ①納付は毎年度一度に支払うという認識に相違ございませんでしょうか。 ②納付時期としては収入受領後の理解でよろしいでしょうか。ネーミングライツ収入のタイミングは契約形態次第と考えられるため、収入受領後の納付としていただきたく考えております。 またご想定がありましたらご教示ください。	①については、ご理解のとおりです。 ②については、協議により決定します。

■入札説明書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所					項目名	質問内容	回答
			1	(1)	ア	(7)	a			
33	入札説明書	15	2	(13)	ウ			自主事業収入	ネーミングライツ収入の50%を市に納付とのことですが、ネーミングライツに係る営業経費等を勘案し、経費控除後の収益に対する50%として頂けませんでしょうか。	取扱については、入札説明書に記載のとおりです。
34	入札説明書	15	2	(13)	ウ			自主事業収入	ネーミングライツ収入の50%を市に納付とのことですが、ネーミングライツに係る営業経費等がかかりますので、経費控除後の収益に対する50%として頂けませんでしょうか。	取扱については、入札説明書に記載のとおりです。
35	入札説明書	15	2	(13)	エ			運営権対価	運営権対価相当額を各年度のサービス対価から減じることとされており、提案するサービス対価は運営権対価相当額が差し引かれた状態の金額との理解ですが、運営権対価相当額の金額又は算出式についてご教示いただけますと幸いです。	入札説明書2(13)エの記載について、「運営権対価の支払いは求めない」を「運営権対価の負担は求めない」に修正し「ただし、公共施設等運営事業による運営権対価相当額を各年度のサービス対価から減じること」を削除します。
36	入札説明書	15	2	(13)	エ			運営権対価	「運営権対価相当額を各年度のサービス対価から減じる」という部分の記述に関して、「各年度」とは運営権の存続期間という理解でよいかお示してください。	No35をご参照ください。
37	入札説明書	15	2	(13)	エ			運営権対価	「運営権対価相当額を各年度のサービス対価から減じる」という部分の記述に関して、「減じる対象」のサービス対価はA～Gのどのサービス対価となるのかお示してください。	No35をご参照ください。
38	入札説明書	15	2	(13)	エ			運営権対価	「運営権対価としての支払は求めない。」との記載がございますが、各年度のサービス対価から運営権対価相当額を減じるため貴市へ運営権対価の支払が生じないという事を意味しているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	入札説明書	15	2	(13)	エ			運営権対価	「運営権対価としての支払いは求めない。ただし、公共施設等運営事業による運営権対価相当額を各年度のサービス対価から減じること」と規定されていますが、事業契約書(案)、落札者決定基準、様式集のいずれにおいても運営権対価についての記載あるいは入力箇所がありません。提案書上の運営権対価の記載の要否をご説明いただきたい。また、記載が必要な場合は、運営権対価の特定事業契約上の位置づけ、事業契約解除時の取扱い、提案上の記入箇所及び落札者決定基準上の評価項目についてご説明を頂きたい。	No35をご参照ください。
40	入札説明書	15	2	(13)	エ			運営権対価	事業者から提案するサービス対価は「運営権対価相当額」を減じた後の金額であると理解しますが、運営権対価相当額の金額は事業者が任意に提案可能(具体的な金額や算出方法の指定はない)という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 No35をご参照ください。
41	入札説明書	15	2	(13)	エ			運営権対価	運営権対価相当額を各年度のサービス対価から減じることとされており、提案するサービス対価は運営権対価相当額が差し引かれた状態の金額との理解ですが、運営権対価相当額の金額又は算出式についてご教示いただけますと幸いです。	No35をご参照ください。

■入札説明書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所					項目名	質問内容	回答
			1	(1)	ア	(7)	a			
42	入札説明書	15	2	(13)	エ			運営権対価	運営権対価相当額を各年度のサービス対価から減じることとされており、提案するサービス対価は運営権対価相当額が差し引かれた状態の金額との理解ですが、サービス対価A～Gのうち、どのサービス対価から減じたことになるのかをご教示いただけますと幸いです。（もし複数のサービス対価から減じたことになる場合、その按分の考え方についてもご教示いただけますと幸いです。）	No35をご参照ください。
43	入札説明書	15	2	(13)	エ			運営権対価	入札説明書上は「運営権対価」の記載がありますが、特定事業契約書（案）には何らの記載がありません。運営権対価の算出方法、サービス対価から減じる方法等の詳細については、特定事業契約書（案）の修正が行われる理解でよろしいでしょうか。	No35をご参照ください。
44	入札説明書	15	2	(13)	エ			運営権対価	運営権対価相当額の算出方法をご教示ください。	No35をご参照ください。 なお、運営権対価相当額の考え方は、等々力緑地再編整備実施計画（令和4年2月改定）に記載のとおりです。
45	入札説明書	15	2	(13)	オ			事業者に対するインセンティブ	「ネーミングライツ業務を除く利益」がプロフィットシェアの対象となっているが、上記のネーミングライツの質問と関連して、「ネーミングライツ業務を除く利益」の具体的な定義や算定式を示していただけませんか。	ネーミングライツ業務の収益を①ネーミングライツ売上（事業者分として当該売上の50%）、支出を②ネーミングライツ業務に係る費用、とすると、①-②が、ネーミングライツ業務の利益（税引前当期利益）と考えられます。この利益を事業全体の利益から除いた金額を「ネーミングライツ業務を除く利益」として捉えます。
46	入札説明書	15	2	(13)	オ			インセンティブ算出の考え方	自主事業のうち、任意で実施する自主事業は①事業者が独立採算で実施し、収益リスク等も含めてすべてのリスクを負担している点②事業実施時期も含めて民間の裁量であることから、提案時に示した事業計画と必ずしも一致しない可能性がある点を鑑み、プロフィットシェアを行う際の利益の算出対象から除外いただけませんか。	取扱については、入札説明書に記載のとおりです。
47	入札説明書	16	2	(16)				予定価格	サービス購入料は整備および運営維持管理が対象と認識していますが、その内訳については事業者の提案によるものという理解でよろしいでしょうか。（例：整備300億・運営維持管理250億や整備500億・運営維持管理50億等）	ご理解のとおりです。
48	入札説明書	16	2	(16)				予定価格	貴市が予定価格を策定されてから今日に至るまで、10%程度の建設費の高騰が生じていると認識しており、これを全て事業者側で対応するのは非常に厳しい状況となっております。貴市での予定価格の引き上げ若しくは要求水準の緩和について、ご対応をお願いできますでしょうか。	整備業務の対価の改定につきましては、令和4年4月の物価指数を基準とします。修正後の事業契約書（案）をご参照ください。 なお、予定価格及び要求水準書の変更は行いません。
49	入札説明書	16	2	(16)				予定価格	貴市が予定価格を策定されてから発生した物価上昇を適切に反映するとともに、需要リスク等を適切にリスク分担するためにも、予定価格算定時の積算根拠をお示しく下さい。（特に設計施工の内訳、利用料金収入の根拠（利用者数・利用料金等））	予定価格の算定根拠は示しません。

■入札説明書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所					項目名	質問内容	回答
			1	(1)	ア	(7)	a			
50	入札説明書	16	2	(16)				予定価格	予定価格に対して今の社会情勢を鑑みて積算を実施すると物価水準が大幅に高騰しております。貴市にて想定された使用物価指数はコンソ募集の昨秋で試算されたものと考えていますが、物価変動に関して、貴市が試算された時期からの物価変動、また、事業提案書提出から事業契約締結までの期間においても物価変動が想定されております。高騰分・差額については、今後協議を行うとの認識でよろしいでしょうか？	No48をご参照ください。
51	入札説明書	16	2	(16)				予定価格	予定価格57,697,620,000円と、等々力緑地再編整備計画（案）P45 5-(1) VFMで示された数値との相関関係をご教示ください。	「等々力緑地再編整備実施計画(案)」で示した数値を基本としていますが、その後の検討、精査の結果、修正しています。
52	入札説明書	16	2	(16)				予定価格	予定価格はサービス対価A～Gの合計額の上限という理解でよろしいでしょうか。また、その内訳は事業者の提案に委ねられるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、入札価格には、サービス対価E（修繕等業務費）を3,650万円/年（税込）×30年間の金額で、土壌汚染調査費及び汚染土処分費を合計で21億円（税込）で、計上してください。
53	入札説明書	16	2	(16)				予定価格	昨今の急激な物価上昇等の環境変化およびその長期化の恐れにより、要求水準を遵守する前提では、予定価格を下回る提案は困難を極める状況です。予定価格の見直し（市が負担する費用の拡大を含む）又は要求水準の見直し（抜本的なダウンサイジング）をご検討頂けませんか。	No48をご参照ください。
54	入札説明書	16	2	(16)					施設整備関連業務、維持管理運営関連業務別に予定価格が設定されていないため、貴市が求める事業予算の適切な配分が分かりません。「等々力緑地再編整備実施計画（令和4年2月改定）」のVFMの試算を参考として想定すればよろしいでしょうか。	本市の業務別の予算の想定については、「等々力緑地再編整備実施計画（令和4年2月改定）」のVFMの試算は一つの参考になると考えますが、業務費は要求水準他の公募条件に沿った提案を求めるものであり、その配分が適切かどうかは、提案内容によります。
55	入札説明書	16	2	(16)					予定価格について、「等々力緑地再編整備実施計画（令和4年2月改定）」のVFMの試算結果とほぼ相違ないように捉えられます。VFM試算時点（または各根拠値の試算時点）と現在では、社会情勢の変化等によって物価水準が大幅に高騰しています。また、事業提案書提出から特定事業契約締結迄の期間においても更なる物価高騰が想定されます。これら物価高騰分をすべて事業者が負担するという考え方は不平等と考えるため、貴市のお考えをお示しください。	No48をご参照ください。
56	入札説明書	16	2	(16)				予定価格	予定価格の設計建設費・事業運営費の価格をそれぞれ開示願います。	予定価格の内訳は示しません。
57	入札説明書	16	2	(16)				予定価格	予定価格に対して今の社会情勢を鑑みて積算を実施すると価格に大きな乖離があるように思われます。貴市にて予定価格を決定された使用物価指数はコンソ募集の昨秋で試算されたものと考えていますが、物価変動に関して、貴市が試算された時期からの物価変動を見込んで今後協議を行うとの認識でよろしいでしょうか？	No48をご参照ください。
58	入札説明書	16	2	(16)				予定価格	予定価格の算定根拠をお示しいただけますでしょうか。	予定価格の算定根拠は示しません。

■入札説明書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所					項目名	質問内容	回答
			1	(1)	ア	(7)	a			
59	入札説明書	16	3	(1)	ア	(7)	入札参加者の構成等	<p>入札参加者のグループの中に、</p> <p>①自主事業を実施する者を参加させる場合</p> <p>②SPCに人員を外向させて関与する企業が参加する場合</p> <p>において、当該企業の役割を各種書類において(様式2-2等)どのように記載すればよいか、具体的にご教示ください。</p>	<p>①について、様式2-2を修正しました。修正後様式2-2の注記の5に記載の通り、「担当する業務」に該当しない構成企業・協力企業については、3段目の表に記載することとさせていただきます。「担当する業務」が空欄となっているので、当欄に業務名(自主事業)を記載してください。出資のみで参加する構成企業は、業務名を「出資」としてください。なお、様式2-3の「主たる担当業務」も、様式2-2に記載の業務と合わせてください。</p> <p>②については、入札説明書3(1)ア(7)の業務は、SPCから業務を受託する構成企業・協力企業が実施する形態を想定しますが、このうち、統括管理業務と維持管理運営業務については、SPC自体が主体として業務を遂行できる体制を構築できるのであれば、SPCからの受託ではなく、SPCに当該業務を担当する人員を外向させることで実施する形態も認めます。各業務を担う人員をSPCに外向させる企業は、業務を受託する構成企業・協力企業である場合と同様に、入札参加者として、入札説明書3(1)ウの参加資格要件(令和3・4年度川崎市競争入札参加資格名簿への登録、また、維持管理業務を担う企業は入札説明書3ウ(7)の要件)を満たすこととします。様式についても、業務を受託する構成企業・協力企業に準じて記載してください(SPCに出資する場合は構成企業として、出資しない場合は協力企業となります)。なお、当該企業が出向元であることが分かるように記載してください。</p> <p>なお、人員出向によってSPCが主体となって業務を遂行できる体制となっているかは、提案審査において評価の対象となります。</p>	
60	入札説明書	16	3	(1)	ア	(4)	入札参加者の構成等	<p>33ページ6(1)イ(ヤ)には「SPCから業務を受託する構成企業以外がSPCに出資することは可能である」とある一方、本項目では「参加表明書には、構成企業及び協力企業の名称及び携わる業務を明記しなければならない」とあり、業務を受託しない議決権株式会社出資企業についても受託業務の記載が求められるものとなっています。業務を受託しない構成企業については、①参加表明書における業務の記載、②令和3・4年度川崎市競争入札参加資格名簿への登録は、いずれも不要という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>入札説明書3(1)ア(7)に記載された業務に携わる者でなく、SPCに議決権株式会社により出資のみを行う構成企業は、様式2-2の「担当する業務」、及び様式2-3の「主たる担当業務」について、「出資」と記載してください。また、当該構成企業は、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格名簿への登録は不要です。</p>	
61	入札説明書	16	3	(1)	ア	(9)	入札参加者の構成等	<p>”資格・能力上支障がないと市が判断する場合には、変更を認めるものとする”と記載があるが出資比率の目安等はあるかご教示下さい。</p>	<p>構成企業の出資比率については、入札説明書6(1)イに記載のとおりです。</p>	
62	入札説明書	18	3	(1)	ウ		入札参加者の参加資格要件(業務別)	<p>(7)～(9)の業務以外を担当する構成企業及び協力企業が入札参加者として参加することは可能という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>	
63	入札説明書	18	3	(1)	ウ		入札参加者の参加資格要件(業務別)	<p>「統括管理業務」「運営業務」「自主事業」「その他」の業務についての参加資格要件の記載がないことから、これらの業務のみを対応する「構成員」又は「協力企業」は「市の令和3・4年度業務委託有資格業者名簿」への登録は不要、という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>「統括管理業務」と「運営業務」は業者登録が必要です。</p> <p>入札説明書3(1)ア(7)に記載のある業務はすべて、同3(1)ウの冒頭に記載された、「本事業において行う予定の業務」となりますので、当該業務を担う構成企業・協力企業は令和3・4年度川崎市競争入札参加資格名簿に登録が必要です。</p>	

■入札説明書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所					項目名	質問内容	回答
			1	(1)	ア	(7)	a			
64	入札説明書	18	3	(1)	ウ			入札参加者の参加資格要件(業務別)	「入札参加者の構成企業及び協力企業は、本事業において行う予定の業務について、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格名簿に登録されており、次の(7)から(7)までの要件を満たすこと。」との記載がございますが、構成企業であるものの(7)から(7)の業務に該当しない場合は、川崎市競争入札参加資格への登録は必須ではないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	入札説明書	18	3	(1)	ウ			入札参加者の参加資格要件(業務別)	入札説明書において資格要件を設定されているのは(ア)～(ク)の業務であり、統括管理業務と運営業務については資格要件は付されていないという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書3(1)ア(7)に記載のある業務はすべて、同3(1)ウに記載のとおり令和3・4年度川崎市競争入札参加資格名簿に登録が必要です。
66	入札説明書	18	3	(1)	ウ			入札参加者の参加資格要件(業務別)	「また、同一業務を複数の者で実施する場合はその業務を行う者がそれぞれの業務について、全ての要件を満たすこと。」とありますが、(ア)～(ク)において「●の要件はいずれかの一者が満たすものとする」という記述があり、後者が優先されるものと理解しています。	ご理解のとおりです。
67	入札説明書	18	3	(1)	ウ			入札参加者の参加資格要件(業務別)	『建設業務を行う者と工事監理業務を行う者が、親会社と子会社若しくは関連会社の関係にある場合又は相互に同一の会社の子会社若しくは関連会社の関係にある場合も同様』との記載がありますが、本件は多数の施設整備かつ大規模工事であるため、複数の施工会社、設計・工事監理会社での検討が必要となっており、複数の工区に分け、それぞれを施工会社、設計・工事監理会社で検討しておりますが、複数の施工会社、設計・工事監理会社で検討している中で、一部企業が上記の関連になっております。記載の主旨は理解しておりますが、異なる工区であれば施工会社A、設計・工事監理会社Bが上記の関係であっても可としていただき、禁止するものは同一工区の場合に限るとしていただきたい。 例えば、施工会社Aと工事監理会社Bが上記関連企業にあり、施工会社C及び工事監理会社Dは無関係の企業の場合、スタジアム工事を施工会社Cー工事監理会社B、基盤工事を施工会社Aー工事監理会社Dであれば問題なしとしていただきたい。	建設業務を行う者と工事監理を行う者が、事業全体としてではなく工事施工単位ごとに親会社と子会社若しくは関連会社の関係にあることを禁止しています。 提案書において、工事施工単位に重複がないことを確認できるように資料中に記載してください。
68	入札説明書	22	3	(2)	ウ	(7)		貴市による提案書の使用について	提案書を貴市が使用する際には、内容や使用方について、事前に協議させていただけますようお願いいたします。	協議する考えです。関係法令等に基づき、適切に対応します。
69	入札説明書	22	3	(2)	ク	(4)		契約保証金について	契約保証金のうち、bについては、統括管理業務及び維持管理運営業務に係る対価が事業年度ごとに異なる場合は、当該年度の対価の10%の契約保証金を納付するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	入札説明書	24	4	(1)				入札に関するスケジュール	本事業の規模及び複雑性を踏まえすと、入札公告から事業提案書の提出までの期間が極めて短いものと存じます。また、本契約締結から事業開始までの期間も同じく極めて短いものと存じます。十分な事業検証ができず、また十分な業務引継ぎ期間が得られないことは、貴市及び事業者双方にとって望ましいものではありません。入札スケジュールの抜本的な見直しを頂けませんでしょうか。	入札のスケジュールは変更しません。

■入札説明書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所					項目名	質問内容	回答
			1	(1)	ア	(7)	a			
71	入札説明書	26	4	(2)	ウ	(イ)		入札説明書等に関する質問の回答公表時期について	1回目の質問のうち、入札参加資格申請に関する質問については、その後の書類準備等の期間を鑑み、できるだけ早めに回答を公表していただけますようお願いいたします。	ご意見として承ります。
72	入札説明書	26	4	(2)	エ			提出方法について	「入札参加資格申請に必要な書類は、任意の封筒に入れ封印し」とありますが、対象となる様式は2-1～2-16という理解でよろしいでしょうか。2-16の添付資料は封筒に入れる必要はないことを確認させていただきます。	入札参加資格申請に必要な書類については、提出時に封印されていれば封筒に限定しません。
73	入札説明書	27	4	(2)	カ			個別対話の実施	個別対話には、構成企業及び協力企業に加え、法務、会計・税務、設計、PFI事業等の専門性を有す外部アドバイザー（入札参加者を支援する者）の参加も可能という理解でよろしいでしょうか。	入札説明書4(2)カに記載のとおりとします。なお、参加人数等の条件を提示する予定で、詳細につきまして別途代表企業に通知します。
74	入札説明書	27	4	(2)	カ			個別対話への出席者について	個別対話の参加者は入札参加者と規定されていますが、個別対話をより効果的に活用するため、入札参加者の起用するアドバイザーの出席も認めていただけますようお願いいたします。	入札説明書4(2)カに記載のとおりとします。なお、参加人数等の条件を提示する予定で、詳細につきまして別途代表企業に通知します。
75	入札説明書	29	4	(2)	ク	(ウ)	d	身分証明書	身分証明書の指定がございましたらご教示ください。	入札説明書4(2)ク(ウ)dに記載の身分証明書は身分を示す書類とし、マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード等官公庁発行の写真付き本人確認書類を提示ください。お持ちでない方は、健康保険証・年金手帳（証書）・社員証等2種類以上を提示ください。代理人の場合は、委任状と代理人の方の本人確認書類（免許証・パスポート・住民基本台帳カード等官公庁発行の写真付きのもの）を提示ください。
76	入札説明書	31	4	(5)				提案書類に関するヒアリングの実施	プレゼンテーションの実施は予定されていないという理解でよろしいでしょうか。プレゼンテーションの準備に係るスケジュール及び費用を検討するうえで、確認させて下さい。	入札説明書4(5)に記載の「提案書類に関するヒアリングの実施」において、プレゼンテーションの時間を設ける予定です。
77	入札説明書	31	4	(5)				提案書類に関するヒアリングについて	提案書類に関するヒアリングを実施するとありますが、当該ヒアリングとあわせて、入札参加者からのプレゼンテーションを行うことを予定しているかどうかご教示ください。	入札説明書4(5)に記載の「提案書類に関するヒアリングの実施」において、プレゼンテーションの時間を設ける予定です。
78	入札説明書	33	6	(1)	イ	(ハ)		S P Cの設立等	代表企業は事業期間を通じて最大の出資比率および議決権割合が求められる内容ですが、(イ)と同様、議決権割合のみを制限の対象とするものに変更頂けませんでしょうか。多様な資金調達手法を検討しており、検討頂けますようお願い申し上げます。	入札説明書6(1)イ(ハ)は、次の内容に修正しました。 「代表企業については、事業期間を通じて、S P Cに出資する全ての者のなかで最大の議決権割合となるようにすること。」

■入札説明書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所					項目名	質問内容	回答
			1	(1)	ア	(7)	a			
79	入札説明書	33	6	(1)	イ	(キ)		「SPCから業務を受託する構成企業以外の者がSPCに出資することは可能であるが、全事業期間を通じ、議決権割合は100分の50未満とする。」という記載があります。 「SPCから業務を受託する構成企業以外の者の議決権割合」とは以下①②のいずれの意味でしょうか。 ①当該構成企業1社当たりの議決権割合 ②当該構成企業全社の議決権割合	SPCから業務を受託する構成企業以外の者がSPCに出資する場合、全事業期間を通じて、当該構成企業全ての者の議決権の合計が、議決権付き株式全体の100分の50未満となるようにしてください。	
80	入札説明書	33	6	(1)	イ	(キ)		SPCの設立等	構成企業以外の者がSPCに出資する場合の議決権割合は、合計で100分の50未満という理解でよろしいでしょうか。	No.79をご参照ください。
81	入札説明書	33	6	(1)	イ	(キ)		「SPCから業務を受託する構成企業」の定義について	「SPCから業務を受託する構成企業」と記載がありますが、自主事業を実施する際に業務を受託する企業については、「SPCから業務を受託する構成企業」に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	「SPCから業務を受託する構成企業」には、自主事業を業務として受託する企業は含みません。 なお、「SPCから業務を受託する構成企業」の「業務」とは、3(1)ア(7)に記載のある業務です。
82	入札説明書	33	6	(1)	イ	(キ)		SPCに人員を外向させる予定の構成企業の取り扱いについて	構成企業がSPCから業務を受託しないものの、SPCに対して人員を外向させる構成企業についても、本事業に責任をもって参画する企業であることは明白であることから、「SPCから業務を受託する構成企業」と同等に取り扱われるものと理解してよろしいでしょうか。	統括管理業務と維持管理運営業務については、SPC自体が主体として業務を遂行できる体制を構築できるのであれば、SPCからの受託ではなく、SPCに当該業務を担当する人員を外向させることで実施する形態も認めます。 ただし、出向元の企業がSPCから業務を受託する構成企業・協力企業の資格要件を満たしていることが前提となります。 様式については、当該企業が業務を受託する者ではなく、出向元であることが分かるように記載してください。 なお、人員出向によってSPCが主体となって業務を遂行できる体制となっているかは、提案審査において評価の対象となります。
83	入札説明書	33	6	(1)	イ			SPCの設立等	6.(1)イにおいてSPCの設立等に関する条件が付されておりますが、SPC設立以降の資本金の額に関して、市として何か要請があるか否かについてご教示ください(様式1-10の第87条(7)において資本金・資本準備金の合計額についての表明が課される想定である点については認識しております)。	入札説明書6(1)イを参照してください。また、事業契約書(案)第88条第2項第6号を参照してください。
84	入札説明書	33	6	(1)	エ	(イ)		事業契約の修正について	個別対話や入札説明書等に関する質疑回答の中で示された契約内容や事業条件等の変更については、契約締結前に適切に反映いただくようお願いいたします。	ご意見として承ります。
85	入札説明書	34	6	(1)	オ			手続における交渉について	手続における交渉はなしとされていますが、個別対話が1回しか設定されておらず、契約内容について十分に協議できないことも想定されることから、締結前に契約書に関する協議を設定していただけますようお願いいたします。	入札後、落札者と契約内容の明確化に関する協議は行いますが、原則、契約書面の変更は行いません。 入札前の個別対話につきましては、入札説明書、様式1-13を修正しました。
86	入札説明書	36	8	(2)				財政上及び金融上の支援に関する事項	「都市開発資金貸付制度」のうち「にぎわい増進事業資金」を活用した貴市から事業者への融資の仕組みは、利用可能でしょうか。	国の貸付金制度等の活用につきましては市は事業者の支援を行う予定です。 なお、活用できる具体的な制度や活用可否等については、国の判断によることとなります。

■入札説明書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所					項目名	質問内容	回答
			1	(1)	ア	(7)	a			
87	入札説明書	37	8	(3)				その他の支援に関する事項	国庫交付金の対象となる整備業務とは具体的には何が想定されるか（対象施設、対象金額の想定）ご教示下さい。	提案内容を踏まえ、国と協議をするため、現時点ではお示しできません。
88	入札説明書	37	8	(3)				その他の支援に関する事項	国庫交付金の対象と考えているものについて詳細を伺えないでしょうか。事業スケジュールにも影響があるため、明示願います。	提案内容を踏まえ、国と協議をするため、現時点ではお示しできません。
89	入札説明書	37	8	(3)				その他の支援に関する事項	国庫交付金の対象と考えているものについて詳細を伺えないでしょうか。事業スケジュールにも影響があるため、明示願います。	提案内容を踏まえ、国と協議をするため、現時点ではお示しできません。
90	入札説明書	37	8	(3)				その他の支援に関する事項	市が利用予定の国庫交付金の申請手続きに関して、具体的にどのような支援内容、手続きのプロセス、資料提供が必要となるか、ご教示いただけますでしょうか。	提案内容を踏まえ、国と協議をするため、現時点ではお示しできません。
91	入札説明書								等々力緑地においては、これまで緑地・各施設の貴市所管部署が異なっていたが、本事業開始後には一本化されるという認識でよいか。	現時点では未定です。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)			
1	要求水準書	9	第1	3	3.7				事業範囲	※1 「任意」の施設については、配置を提案するものとする。提案に基づく配置替えに伴う解体・撤去費、土木費等も市が設定した上限金額の範囲内で市が負担する」と記載があるが具体的な上限金額をご教示下さい。	「等々力緑地再編整備実施計画（令和4年2月改定）」第3章5定量的評価について に市が想定した設計・建設費の総額の目安を示しています。 なお、具体的な上限金額は示しません。
2	要求水準書	12	第1	3	3.8	3.8.6			その他	『「第10建設業務に関する要求水準」のP.128/2.5「什器・備品等の移転支援業」』において、「既存の什器・備品の移転は市が行うが、市と移転を行う事業者との調整に参加し、移転が円滑に実施できるように、協力すること」と記載がございます。 一方で、P.12の「その他」において、事業者の業務として、「事業開始に必要な什器・備品等の移動」が含まれているように読み取れます。 事業者の業務は、「移転を行う事業者との調整に参加し、移転が円滑に実施できるように、協力すること」であり、「什器の・備品の移転」は貴市が行う業務との認識でよろしいでしょうか。	移転業務自体は市が本事業とは別に発注し、事業者が行う移転業務は手作業で移動できる軽量なもの等を想定しています。
3	要求水準書	12	第1	3	3.10				事業期間	事業期間内に実施予定のイベントについて開催運営に協力とありますが、施設整備等、長期にわたる事業中断はない解釈でよろしいですか。	全国都市緑化川崎フェアの開催期間は、令和6年10月中旬～11月上旬(20日間程度)および令和7年3月上旬～3月下旬(30日間程度)を予定しています。イベントの詳細については現時点では未定ですが、上記開催期間及び準備・撤収期間(前後1か月程度)において、イベント会場としての施設利用に加え、運営本部やボランティアセンター等の設置が必要になることから、既存施設の会議室等の利用や簡易施設の整備等を想定しています。また、開催期間(50日間程度)が本事業の工事施工期間と重ならないと想定しています。なお、詳細については、市と事業者で協議調整を予定しています。なお、本市といたしましても事業者の皆様の全国都市緑化かわさきフェアへの積極的な参加・協力を期待しています。
4	要求水準書	12	第1	3	3.10				事業期間	「駐車場の運営権の具体的な設定時期については市との協議による。」と記載がございますが、貴市との協議は事業者決定～仮契約迄に実施するという認識でよろしいでしょうか。	提案を踏まえ詳細について協議します。なお、運営権の設定については本市議会の議決が必要です。
5	要求水準書	13	第1	3	3.10				事業期間	「※なお」書きにおいて、「これらのイベントの開催運営に協力すること」とありますが、どのような協力内容か確認させていただき、事業者の方で対応できるか否か協議させてください。例えば、当該イベントの期間中は、対象施設の設計・建設をしなければならないという協力内容でしたら、事業期間に影響を与え事業性に影響を与えますので予め協議させてください。	No3をご参照ください。
6	要求水準書	19	第1	3	3.12	3.12.1			要求水準の変更事由	今後各関係行政及びインフラ企業者との協議が発生すると思われませんが、その協議によって想定外の追加工事が発生したときは、要求水準書の変更事由として業務内の変更が特に必要として要求水準書が変更になるとの認識でよろしいでしょうか？	想定外は事業契約書(案)別紙1 106④の予測可能性のない事象に相当するものと考えられ、その対応については、事業契約書(案)第96～99条に記載のとおりです。 なお、各種インフラの活用及び各インフラ管理者との協議については、要求水準書第3 1.4に記載のとおりで事業全体の収支を踏まえた提案や各インフラ管理者との協議を期待します。
7	要求水準書	19	第1	3	3.12	3.12.1			要求水準の変更事由	上記関係行政及びインフラ企業者との協議によって発生した工事にかかる追加費用については、別途協議と考えてよろしいでしょうか？	事業契約書(案)別紙1 106④の予測可能性のない事象に相当するものと考えられ、その対応については、事業契約書(案)第96～99条に記載のとおりです。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)			
8	要求水準書	19	第1	3	3.12	3.12.1			要求水準の変更事由	”市の事由により業務内容の変更が特に認められるとき”、”その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき”とは具体的にどのような事由かご教示下さい。	現時点では具体的な想定はありません。
9	要求水準書	20	第2	1	1.1				区域の概要	「特別用途地区又は地区計画」の欄で「指定(観覧場、駐車場等の用途緩和等)」と記載がありますが、観覧場については用途の緩和のみだけでなく、10000㎡以上の規模の緩和も行なわれると考えてよろしいでしょうか。	具体的な提案内容を踏まえて、都市計画変更の内容を協議することになります。現時点では、観覧場については、規模の制限を定める予定はありません。
10	要求水準書	22	第2	1	1.5				下水処理施設の上部利用	「区域内には、残置されている建設発生土(ごみ混在)の処理については、市と協議すること。」とありますが、ごみ混在のため処理費用は、市が別途負担との認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
11	要求水準書	22	第2	1	1.5				下水処理施設の上部利用	その他事業範囲内で建設発生土にごみ混在が確認された場合は、処理費用は、市が別途負担との認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
12	要求水準書	22	第2	1	1.6				土地変更時の留意事項	過去に池があった部分については、土壌調査と対応が必要との記載がありますが、その調査費用及び処分費用については貴市の負担という認識でよろしいでしょうか？	過去に池があった範囲は、調査済み及び「等々力緑地再編整備実施計画(令和4年2月改定)」10(1)で示す建物や緑地を残す範囲を除き、土壌調査費を予定価格に計上しています。また、土壌汚染が判明している範囲及び過去に池があった範囲で、実施計画で示す公園施設整備に伴う発生土については、汚染土壌と見込み、運搬処分費を予定価格に計上しています。なお、土壌調査費と汚染土壌の運搬処分費を21億円と見込み予定価格に計上しています。この見込みを上回る場合については、修正後の事業契約書(案)別紙5をご参照ください。
13	要求水準書	22	第2	1	1.6				土地変更時の留意事項	形質変更時要届出区域に関して当該用地の既土壌調査範囲内の汚染土壌範囲外については形質変更を施行する場合は、届出の提出のみで土壌調査は不要で汚染土はないとの認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
14	要求水準書	22	第2	1	1.6				土地変更時の留意事項	過去に池があった部分については、土壌調査と対応が必要との記載がありますが、その費用については別途協議との認識でよろしいでしょうか？	No12をご参照ください。
15	要求水準書	25	第2	2	2.2	2.2.3			誰もが成長できる等々力緑地	施設イメージに記載されている施設は、貴市として都市公園法上認められる施設と解釈されているという理解でよろしいでしょうか。	記載している施設イメージは、都市公園法第2条第2項の規定を満たすことを前提としています。
16	要求水準書	28	第2	2	2.4	2.4.1			既存の位置づけ	とどろきアリーナが現状、地域防災計画上の遺体安置所となっておりますが、現状はどの部屋もしくはスペースを当該機能として想定しているのでしょうか。	地域防災計画上、施設全体を遺体安置所として位置付けていますが、部屋もしくはスペースの想定はありません。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)			
17	要求水準書	28	第2	2	2.4				防災機能の強化	災害時におけるインターネット環境の要求水準（可用性、冗長化等の必須要件）がございましたらご教示ください。	特にありません。
18	要求水準書	29	第2	2	2.5	2.5.3			デジタル技術を活用した都市サービスの提供	「本市の取組としては、スマートフォンや PC から公園等の損傷を通報できる実証実験を行っており、ICT 技術を活用した維持管理運営等の検証が行われている。」と記載がありますが、本実証実験は、等々力緑地へも適用予定でしょうか。本実証実験との連動がございましたらご教示いただきたく存じます。	実証実験から本格稼働に移行したため、「実証実験を行っており、ICT 技術を活用した維持管理運営等の検証が行われている。」という記載から「サービスを行っており、ICT 技術を活用した維持管理運営等が行われている。」に修正しました。 なお、等々力緑地にも適用されております。
19	要求水準書	30	第2	2	2.7	2.7.2	1)		自動車動線	周辺の交通量調査、交通計画、について過去に検討された資料・情報を開示いただけないでしょうか。	周辺の一般交通量調査結果は、「道路交通センサス 一般交通量調査結果 (https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/28-6-2-2-3-0-0-0-0-0.html)」をご参照ください。
20	要求水準書	30	第2	2	2.7	2.7.2	1)		自動車動線	等々力大橋整備に関する調査などで、広域の交通量調査等の調査・計画資料があれば開示いただけないでしょうか。	No19をご参照ください。
21	要求水準書	33	第2	2	2.8				球技専用スタジアム	「収容人数は、メインスタンドと併せて3万5千人規模とする」と記載がございますが、『要求水準書P.70イ)「観客席」』においては、メインスタンドと合わせて収容人員35,000人以上を確保すること」と記載があります。 球技専用スタジアムの収容人数としては、「35,000人以上」か、「35,000人規模」か、どちらが正しいでしょうか。	要求水準書第4 2.1.6 5イ) の記載のとおり、35,000人以上を優先します。
22	要求水準書	34	第2	2	2.8				施設整備の概要(本事業において整備する施設)	サッカーコートクラブハウス、テニスコートクラブハウス、ビジターセンターについて、提案によって集約整備も認められるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 要求水準書第1 3.7 の※2または第4 1.2.1「配置の考え方」の記載のとおり、重複する機能（諸室）の統合にあたっては、既存施設における利用状況等を踏まえつつ、各施設で多数の利用者が同時に利用する場合、施設（機能）配置が緑地内で偏っている場合、施設の営業時間が異なる場合など様々な状況を想定し、利用や運営に影響がないように十分に検証したうえで計画してください。
23	要求水準書	39	第3	1	1.4	1.4.1			インフラ施設	各インフラ管理者（公園管理者以外）が管理している既存のインフラは市の財産・管理区分としてそれ以降を事業者側の区分として考慮してよろしいでしょうか。	各インフラ管理者（公園管理者以外）が管理している既存のインフラからの財産区分は、本施設に帰属する場合は本市、本施設以外（自由提案施設等）は事業者へ帰属します。管理は本事業契約期間中は事業者となります。
24	要求水準書	40	第3	1	1.4	1.4.2			給水	「井戸水を水源とすることも可能」とありますが、本事業で、井戸を掘ることは必須ではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	要求水準書	40	第3	1	1.4	1.4.5			電気通信	Wi-Fiについて、川崎市の公衆無線LAN（かわさきWiFi）仕様での整備は必須ではないという理解でよろしいでしょうか。	本市としては「かわさきWi-Fi」を想定しております。具体的なサービスレベルは協議による調整をお願いします。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)			
26	要求水準書	40	第3	1	1.4	1.4.5			電気通信	中央通路から外周通路への本管切り回し・及び事業者の自由提案施設内までの引き込みは川崎市側での負担となりますでしょうか。	中央通路から外周通路への本管切り回しは、要求水準書第3 1.4.5に記載のとおりとします。事業者の自由提案施設内までの引き込みは、事業者の負担として計画して下さい。
27	要求水準書	40	第3	1	1.4	1.4.5			電気通信	官民連携により取組と記載ありますが、サービスレベルの決定は官民間でどのようにされるでしょうか。	No25をご参照ください。
28	要求水準書	40	第3	1	1.4	1.4.5			電気通信	公園基盤施設に設置するWi-Fiは「かわさきWi-Fi」でしょうか。もしくは、本事業対象エリア専用のWi-Fiでも、どちらでもよろしいでしょうか。	No25をご参照ください。
29	要求水準書	42	第3	2	2.1	2.1.2	1)		施設整備の要求水準	「釣場、浮桟橋等を整備すること」とありますが、浮桟橋は新設整備は必須ではなく、既存活用も可能という理解でよろしいでしょうか。	新設による整備です。
30	要求水準書	43	第3	2	2.1	2.1.2	4)		生物多様性	生物多様性に関して、樹木以外の生物等多様性調査報告書等あれば開示お願いいたします。	等々力緑地に関する資料は本市にはありません。
31	要求水準書	45	第3	2	2.3	2.3.1			魅力ある園路	「カナール（流れ）と並木の整備などにより、水と親しめる…」とありますが、カナール（流れ）が必須ではなく、水景施設の整備により水と親しめる空間の整備ができればよいという理解でよろしいでしょうか。	魅力ある園路として、要求水準書第3 2.3.2 「施設整備の要求水準」に記載のとおり、水辺に親しめる空間とし、流れを眺めながら休憩や散策ができるよう整備することを要求水準としています。
32	要求水準書	47	第3	2	2.6	2.6.2	1)		施設整備の要求水準	「メインスタンド改築工事に伴い移植や接ぎ木をした樹木についても植栽計画に含めること」とありますが、移植や接ぎ木した樹木の情報（位置、本数、樹種、規格（HCW）を提示していただけますでしょうか。	別紙17のとおり、第1・2サッカー場裏の下水処理施設整備地区内は、松など42本（当時）、つり池横東屋前は、ソメイヨシノ2本です。また、釣池内の鉢に蓮を移植し保管しています。樹木の情報については、別紙17に追加します。
33	要求水準書	47	第3	2	2.6	2.6.2	1)		全体	等々力陸上競技場メインスタンド改築工事に伴い移植や接ぎ木をした樹木については、原位置での植栽計画なのかをご教授願います。	必ずしも原位置に限定はしません。事業者の提案によります。
34	要求水準書	48	第3	2	2.6	2.6.2	8)		施設整備の要求水準	「各種団体等から寄贈を受けた記念植樹等についても保全できるように配慮すること」とありますが、対象樹木の情報（位置、樹種、規格（HCW）を提示していただけますでしょうか。また、「中央園路の桜の枝を接木して育成した桜（2本）」の規格（HCW）を提示していただけますでしょうか。「旧日本庭園から移植した樹木」の本数・樹種・規格（HCW）を提示していただけますでしょうか。	No32をご参照ください。
35	要求水準書	51	第3	2	2.10				外周園路	外周園路は、道路法上の道路として整備するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)			
36	要求水準書	52	第3	2	2.11	2.11.2			施設整備の要求水準	「第2サッカー場の拡張整備に合わせ、フェンス及びナイター照明を整備すること」とありますが、一般用2面（少年用4面）を確保していれば拡張は必須ではないという理解でよろしいでしょうか。	現況の第2サッカー場の短辺方向の長さが、第1サッカー場と比較して不足しており、利用環境の向上と大会が円滑に開催できるよう、拡張する必要があります。
37	要求水準書	53	第3	2	2.13	2.13.2	7)		シェアサイクルポート	現在区域内にあるシェアサイクルポートについて対応が必要となる場合は、市と協議することとあるが、移動や撤去も可能であるという認識でよいか？原則、現状維持が望ましいか？	事業者と市との協議によります。
38	要求水準書	54	第4	1	1.1				官庁施設の基本的性能に基づく要求水準	省エネルギー・省資源の表中、「電力の相互利用やスマートグリッドの導入を視野に入れること」とあるが、表現があいまいであり、「視野に入れていること」をどのように表明（証明）するのでしょうか。	ご提案の内容がどのようにして、電力の相互利用やスマートグリッドの導入に資するのか、お考えの内容をご提案書へ記載ください。
39	要求水準書	60	第4	1	1.2	1.2.7			仕上げの考え方	「建具は、、、特に防風・防寒・防音・耐塩性に配慮すること。」とありますが、対象敷地は塩害対策が必要なエリアということでしょうか。	塩害対策が必要なエリアではないと考えられますが、一般的な耐塩性に配慮をお願いします。
40	要求水準書	60	第4	1	1.3	1.3.1			一般事項	「各諸室スペースには、電源、電話（内線・外線）、インターネット環境、時計を設置すること。」とありますが、対象室については利用状況を鑑みて事業者からの提案によるものという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	要求水準書	60	第4	1	1.3	1.3.1			一般事項	各諸室スペースにはインターネット環境を設置することという記載がございますが、要求水準として、「駐車場」「便所」にもインターネット環境を用意する必要がありますでしょうか。	提案によります。
42	要求水準書	66	第4	1	1.7				施工条件	建設発生土は処分が必要な場合は「浮島指定処分地」にて処分とありますが、処分費用については貴市負担とすることで宜しいでしょうか？	事業全体での収支を踏まえた提案を求めており、サービス対価に含むものとします。
43	要求水準書	68	第4	2	2.1	2.1.5			遵守すべき基準等	「ジャパンラグビートップリーグ規約」とありますが、正しくは「ジャパンラグビーリーグワン規約」ではないでしょうか。	「ジャパンラグビートップリーグ規約」は、「ジャパンラグビーリーグワン規約」の誤りです。修正しました。
44	要求水準書	70	第4	2	2.1	2.1.6	5)	イ)	観客席	「メインスタンドと併せて収容人員35000人以上を確保すること」「原則として全席を屋根で覆うこと」とありますが、原則外で屋根に覆われない席を設けた場合、それを収容人員に算入することは可能でしょうか。	できません。
45	要求水準書	73	第4	2	2.1	2.1.8	4)		情報通信設備	サイド・バックスタンドにおけるインターネット利用について、要求水準（可用性・通信速度等）がございましたらご教示ください。	特にありません。提案によります。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)			
46	要求水準書	73	第4	2	2.1	2.1.8	4)		情報通信設備	「サイド・バックスタンドのどこにいてもインターネットを利用できるようにすること」という記述がございますが、メインスタンドに関しては記述が見当たりませんでした。メインスタンドにおいても、「どこにいてもインターネットを利用できるようにすること」が要求水準となりますでしょうか。また、メインスタンドでもインターネット環境を整備する必要がある場合、市と事業者のどちらの負担になりますでしょうか。	「観客が、サイド・バックスタンドのどこにいてもインターネットを利用できるようにすること。」は、「観客が、スタンドのどこにいてもインターネットを利用できるようにすること。」の誤りです。修正しました。 現在の等々力陸上競技場内は、各通信事業者が占用許可を取りアンテナを設置し、場内の観客に向けて通信環境を提供しています。球技専用化にあっても同様に考えており、市は負担しません。
47	要求水準書	73	第4	2	2.1	2.1.8	4)		情報通信設備	「サイド・バックスタンドのどこにいてもインターネットを利用できるようにすること」という記述がございますが、一般観客の利用を想定した記述でしょうか。または、試合/選手関係者・メディア関係者・売店等の業務用等、すべての施設利用者を想定した記述でしょうか。	「観客」を想定しておりますが、「観客」以外の通信環境は提案によりません。
48	要求水準書	76	第4	2	2.2	2.2.3			防災性共通	(新)とどろきアリーナについて、避難者や帰宅困難者の受入想定スペースは事業者にて設定するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	要求水準書	77	第4	2	2.2	2.2.4	4)	イ)	アリーナ	「既存移設の利用状況や利用実績を鑑み、既存施設の規模を参照し計画すること」とありますが、括弧内の既存施設の寸法等を考慮し、事業者にて有効フロアサイズを提案することでよろしいでしょうか	概ねご理解のとおりです。記載の「括弧内の既存施設の寸法等を考慮し」とは、現施設と同等の有効フロア寸法を確保することで、お示した競技等に要する面数を担保するだけでなく、現在の多様な利用に対してその利便性を損なわない範囲での提案を求めていることを意図しています。
50	要求水準書	78	第4	2	2.2	2.2.4	5)	ロ)	観客席	観客席(固定・可動を含む)が3,000席以上と現施設(固定・可動を含め6,500席)の半分の規模が基準となっておりますが、既存施設を利用するプロチームが所属するプロリーグの基準が要求水準上、遵守すべき基準等として指定されていないことを含め、本事業の実施について既存チームの意向は確認されているか、ご説明いただきたい。	要求水準書を修正し、「観客席は5,000席以上確保することとし、アリーナのフロアを全面利用した状態で3,000席以上の観客席を設置すること。」とします。
51	要求水準書	80	第4	2	2.2	2.2.5	6)		映像設備	「観覧エントランス、スポーツエントランス、ホールエントランス、管理エントランスのそれぞれに、高齢者等の視認性を配慮したモニターをデジタルサイネージ用として設置すること。」とありますが上記記室はP77～P79の諸室一覧にないため対象エリアが不明です。事業者が計画した利用者のためのエントランスに設置するということがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	要求水準書	80	第4	2	2.2	2.2.5			情報通信設備	現とどろきアリーナの1階受付付近にある「かわさきWi-Fi」のアクセスポイントは、本事業開始後も、設置が必要でしょうか。設置が必要な場合、設置位置の指定がございましたらご教示ください。	No25をご参照ください。
53	要求水準書	86	第4	2	2.3	2.3.4	5)	ロ)	浴場またはシャワー室	浴場またはシャワー室について「男女各2か所以上とすること。」とありますが、男女各2か所以上、計4か所以上のシャワーブースの設置という認識でよろしいでしょうか。	シャワーブースが4つではありません。開催できる大会規模は、市内中学生の大会や川崎国際多摩川マラソンを想定しております。また、更衣室の要求水準である「100人以上収容可能」という記載も鑑み、浴場またはシャワー室を計画してください。 なお、要求水準書 第4 2.3.2「導入機能」に記載のとおり、日本陸上競技連盟が示す第2種公認陸上競技場の基本仕様に基づいた施設として、同連盟の示す「公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程」の記載から転記しておりますので、浴場またはシャワー室の必要数の考え方は同連盟にご確認ください。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)			
54	要求水準書	90	第4	2	2.4	2.4.4	3)	イ)	大体育室	「選手の控え席として、ベンチ席を適宜設置すること。」とありますが、常設設置するものではなく、コート面にパイプ椅子を並べるスペースを確保するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	要求水準書	91	第4	2	2.4	2.4.4	3)	チ)	トレーニング室	一部をスタジオなどスペースにし、トレーニングが行えるようにしてもよろしいでしょうか？	記載の要求基準及び現施設のトレーニング機器等の配置状況を勘案いただき、ご提案ください。あくまでトレーニング室としての一体的な利用ができるよう配慮してください。
56	要求水準書	100	第4	2	2.8	2.8.2			施設の要求水準	配置計画において「緑地の北部側のエントランス機能」とありますが、P34には「等々力球場内のインフォメーションセンターも活用」とあるため、「北部側の」の削除を求めます。	等々力緑地の広さを鑑みて、緑地の南部側に位置する等々力球場内のインフォメーションセンターとは別に、北部側ビジターセンターについては、要求水準書第4 2.8に記載のとおりとします。
57	要求水準書	105	第4	2	2.13				ランニングステーション	スポーツセンターや各スポーツ施設クラブハウスの更衣室をランニングステーションとして計画しても、要求水準上問題ないでしょうか？	No22をご参照ください。
58	要求水準書	110	第6	2	2.2	2.2.2	2)		予算・決算業務	「施設の維持管理業務及び運営実施業務と自主事業の間においては明確な会計区分を行う。また、施設単位の収支状況が把握できるようにすること」とあります。本事業は複数の施設があり、また義務事業と自主事業の別もあることから、報告様式については貴市と事業者との協議により別途定められるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	要求水準書	111	第6	2	2.3	2.3.2			要求水準	「事業評価報告書」の市への報告が毎年3月末となっていますが、各業務報告を3月末までに終えることは困難であり、事業評価を3月末までに終えることは現実的ではないことから、他業務の年度総括報と同様、5月末提出に見直しをお願いいたします。	要求水準書を修正し、事業評価報告書の市への報告時期は、毎年5月末とします。
60	要求水準書	113	第7	2	2.1				事前調査業務	「事業者は、必要に応じて土壌汚染対策法、関係条例等に基づく土壌調査を行うこととし、実施方法については、市と十分協議を行うこと」とありますが、市との協議の結果、市が実施を判断した調査内容については市の負担と理解してよろしいでしょうか。	No12をご参照ください。
61	要求水準書	113	第7	2	2.1				事前調査業務	「事業者は、自ら必要と判断する、既存工作物や植栽等を含む現況調査、敷地測量、地質調査、電波障害調査、各種調査業務を自らの責任において、必要な時期に適切な内容で行うこと。」とありますが負担は内容に依らず全て事業者負担でしょうか。	ご理解のとおりです。
62	要求水準書	119	第9	2	2.1				解体・撤去にかかわる事前調査業務	現とどろきアリーナ及び市民ミュージアムの土壌汚染調査は実施されているのでしょうか。未完了の場合は調査実施・撤去費用等は市の整備費用として考慮できますでしょうか。	現とどろきアリーナ及び市民ミュージアムは土壌汚染調査を実施していません。なお、土壌汚染に関する調査費及び処分費についてはNo12をご参照ください。
63	要求水準書	119	第9	2	2.1				解体・撤去にかかわる事前調査業務	陸上競技場サンド・バックスタンド増設工事（平成7年）以前にも昭和57年にバックスタンドは竣工しております。建設当時の基礎杭等は地中に残置している場合、撤去費用は市の整備費用として考慮できますでしょうか。	基礎杭等は、事業契約書（案）第32条第6項の地中障害物等に相当するものと考えられ、費用負担については同項に記載のとおりです。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)			
64	要求水準書	119	第9	2	2.1				解体・撤去にかかわる事前調査業務	レストハウス及び旧中部公園事務所についても、アスベスト調査は完了しているのかを確認させて頂けますでしょうか。未完了の場合は調査実施・撤去費用等は市の整備費用として考慮できますでしょうか。	アスベスト調査は実施していません。調査費及び撤去費は別途市が負担しますが、整備に合わせて事業者が調査、撤去をお願いします。
65	要求水準書	119	第9	2	2.1				解体・撤去にかかわる事前調査業務	現とどろきアリーナ及び陸上競技場サンド・バックスタンド増設工事は平成7年に竣工しております。再整備としては移転計画を前提としていますが、内装等のアスベスト調査は実施されていますでしょうか。未完了の場合は調査実施・撤去費用等は市の整備費用として考慮できますでしょうか。	No64をご参照ください。
66	要求水準書	123	第10	1	1.2				建設工事業務	建設業務区分に什器・備品等の移転支援業務とありますが、工期に影響がある場合は、別途協議という認識で宜しいでしょうか。	要求水準書第1 3.10に記載のとおり、全ての施設の工事完了時期を令和11年度中としており、整備等期間の延長については、事業契約書(案)第45条に記載のとおりとします。
67	要求水準書	123	第10	1	1.2				建設工事業務	建設業務区分に什器・備品等の移転支援業務とありますが、現アリーナから新設アリーナへの什器・備品等の移動には相当日数が想定されるが現アリーナの解体工期には移動に関する工期を想定しておりません。貴市業務の期間として工期の延期を協議させて頂く事は可能でしょうか？	No66をご参照ください。
68	要求水準書	126	第10	2	2.2				建設工事業務	「当該費用」とは、令和4年4月時点で土壤汚染対策法に基づき指定されている形質変更時要届出区域外における、「土壤調査費」及び「土壤汚染対策法、関係条例等に基づく土壤調査により、土壤汚染が確認された場合は、汚染土壤の搬出、処分及びそれに必要な対応、措置に係る費用」と理解してよろしいでしょうか。また、汚染土壤の対策に加えて、汚染土壤に混じった廃棄物処理も必要となる可能性があることから、これらの費用についても市の負担と考えてよろしいでしょうか。	土壤汚染に関する調査費及び処分費についてはNo12をご参照ください。汚染土壤に混じった廃棄物処理は、事業契約書(案)第32条第6項の地中障害物等に相当するものと考えられ、費用負担については同項に記載のとおりです。
69	要求水準書	126	第10	2	2.2				建設工事業務	土壤汚染等につきまして、任意位置と想定される駐車場や自由提案施設等の設置に伴い、予見できない土壤汚染の対応や措置については、。当該費用は、調査実施・撤去費用等は市の整備費用として考慮できますでしょうか。	No12をご参照ください。
70	要求水準書	126	第10	2	2.2				建設工事業務	『過去に池があった部分については、土壤汚染があるものと見込んでいる』との記載がありますが、その対応についての費用負担と工期は予見できないものとして別途協議をおこなうものとの認識でよろしいでしょうか？	過去に池があった範囲については、No12をご参照ください。整備等期間の延長については、事業契約書(案)第45条に記載のとおりです。
71	要求水準書	126	第10	2	2.2				建設工事業務	汚染土壤の調査・対応に係る費用は市と事業者によって協議を行って合理的な範囲で市が別途費用を負担するとの記載がありますが、予定価格外との認識でよろしいでしょうか？	No12をご参照ください。
72	要求水準書	126	第10	2	2.2				建設工事業務	過去に池があった部分については、土壤汚染があるものと見込んでいる。との記載がありますが、その対応についての費用負担と工期は予見できない措置・処理として協議をおこなうものとの認識でよろしいでしょうか？	過去に池があった範囲については、No12をご参照ください。整備等期間の延長については、事業契約書(案)第45条に記載のとおりです。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)			
73	要求水準書	126	第10	2	2.2				建設工事業務	汚染土壌の調査・対応に係る費用は市と事業者によって協議を行って合理的な範囲で市が別途費用を負担するとの記載がありますが、合理的な範囲について明確な基準をご教授願います。	関係法令等で定める義務を基準とします。
74	要求水準書	126	第10	2	2.2				建設工事業務	汚染土壌の調査・対応に係る費用は市と事業者によって協議を行って合理的な範囲で市が別途費用を負担するとの記載がありますが、別途費用とは現在の予定価格外との認識でよろしいでしょうか？	No12をご参照ください。
75	要求水準書	126	第10	2	2.2				建設工事業務	「過去に池があった範囲は、汚染土壌があるものと見込んでいる」とありますが、具体的な汚染範囲や汚染状況は予測できませんので、土壌調査の結果を踏まえて協議の上、貴市が別途費用を負担するという理解でよろしいでしょうか。	No12をご参照ください。
76	要求水準書	128	第10	2	2.4				什器・備品等の調査業務	「什器・備品等の調査業務」が「建設業務に関する要求水準」の項目内に記載されておりますが、例えば設計業務を担う者や、運営業務を担う者が「什器・備品等の調査業務」を担うことは可能でしょうか。	要求水準書に基づき事前に届け出る実施体制を市が認める場合に可能とします。
77	要求水準書	128	第10	2	2.4				什器・備品等の調査業務	「本書と自らの提案に基づき、調達が必要となる什器・備品について、調査及び計画すること。」と記載がございますが、調達業務は貴市が行うという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	要求水準書	128	第10	2	2.4				什器・備品等の調査業務	「既存の什器・備品について継続使用可否の判断を行い、結果を明示すること。」と記載がございますが、貴市に対して明示するものとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	要求水準書	128	第10	2	2.4				什器・備品等の調査業務	「什器・備品等の調査業務」が「建設業務に関する要求水準」の項目内に記載されておりますが、例えば設計業務を担う者や、運営業務を担う者が「什器・備品等の調査業務」を担うことは可能でしょうか。また、もし上記の者が担うことが可能な場合の「什器・備品等の調査業務」の責任者は建設業務責任者になるのでしょうか。	No76をご参照ください。 なお、責任者についても同様とします。
80	要求水準書	128	第10	2	2.4				什器・備品等の調査業務	「本書と自らの提案に基づき、調達が必要となる什器・備品について、調査及び計画すること。」と記載がございますが、調達業務は貴市が行うという認識でよろしいでしょうか。	No77をご参照ください。
81	要求水準書	138	第11	2	2.6	2.6.3	1)		長期修繕計画(30年)の策定	長期修繕計画(30年)の対象は、事業者が自ら実施するものに限定されるのでしょうか。貴市が実施するものも含むのでしょうか。	本市が実施するものも含まれます。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)			
82	要求水準書	138	第11	2	2.6	2.6.3	1)		長期修繕計画(30年)の策定	<p>①長期修繕計画(30年)について、「運営・維持管理期間の開始6か月までに市に提出すること」と記載がありますが、これは</p> <p>1) 運営・維持管理期間の開始後6か月経過するまで</p> <p>2) 運営・維持管理期間の開始の6か月前までのいずれを意味しますでしょうか。</p> <p>現状の規定では明確ではないため、確認させて頂いています。</p> <p>また、「運営・維持管理期間」は「既存施設」と「新設施設」では時期が相違します。</p> <p>「既存施設」と「新設施設」に区別して、想定をご教示ください。</p> <p>②いずれの想定であっても、提出のタイミングについては現実的なスケジュールを別途協議させて頂きたく存じます。</p> <p>例えば、2)のご想定の場合、「既存施設」について、落札者の決定が2022年10月中旬の予定となっており、同月に提出となるためかなり厳しいスケジュールです。</p> <p>また1)のご想定だと「新設施設」については整備内容が確定しておらず厳しいスケジュールとなるためです。</p>	<p>① 要求水準書p141, 第11 2.6.3 1) の文言を「運営・維持管理期間の開始6か月前までに市に提出し、承諾を得ること」に修正しました。</p> <p>② 既存施設については、策定の時期は、本市と協議のうえ、決定します。新設施設については、運営・維持管理期間の開始6か月前までに策定し、市に提出してください。</p>
83	要求水準書	141	第11	2	2.6	2.6.3	1)		長期修繕計画(30年)の策定	<p>長期修繕計画(30年)について、「運営・維持管理期間の開始6か月までに運営会社が対応すべき事項は、「市に提出すること」までであり、「市の承諾を得る」ことまでは必要ではない、という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>市の承諾が必要となりますので、要求水準書を修正しました。</p>
84	要求水準書	141	第11	2	2.6	2.6.3	2)		修繕・更新事業計画書の作成	<p>修繕・更新業務に係る事業計画書について、作成期限の規定がございませんが、特に期限はない、という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>毎年度提出を求める想定です。要求水準書を修正しました。</p>
85	要求水準書	141	第11	2	2.6	2.6.3	2)		修繕・更新事業計画書の作成	<p>修繕・更新業務に係る事業計画書について、作成後に、貴市への提出及び承諾を得る旨の規定はございませんが、貴市への提出及び承諾を得る必要はない、という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>長期修繕計画(30年)と差異がある場合は、貴市と協議及び承諾を得る旨の規定があるため、確認させて頂いています。</p>	<p>No83, 84をご参照ください。</p>
86	要求水準書	141	第11	2	2.6	2.6.3	3)		費用負担	<p>1件あたり250万円(税込)未満、毎事業年度の限度額3,650万円(税込)という閾値が示されていますが、当該金額以上の修繕・更新については、貴市が実施するものという理解でよろしいでしょうか。またその場合、貴市も長期修繕計画に基づいて修繕・更新を実施するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>要求水準書第11 2.6.3 3)に記載のとおり、協議の上、対応を決定します。</p>
87	要求水準書	141	第11	2	2.6	2.6.3	3)		費用負担	<p>「毎事業年度に事業者が負担する限度額は3,650万円(税込)を標準とする」とあります。これは施設毎の限度額ではなく、事業一体としての限度額という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
88	要求水準書	141	第11	2	2.6	2.6.3	3)		費用負担	<p>「毎事業年度に事業者が負担する限度額は3,650万円(税込)を標準とする」とあります。これは本施設(運営権設定対象)を含む本施設(維持管理運営対象)が対象となる理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)			
89	要求水準書	145	第11	2	2.10	2.10.3			要求水準	樹木の刈込頻度について、中高木は2年に1回とあるが、現状の管理状況（年間刈込本数、2年に一回ではないエリアなど）を把握している範囲内で教えて頂けないでしょうか。 ※「四季園」「ふるさとの森」「21世紀の森」などで刈込頻度について、現状の状況がわかりましたら教えて頂けないでしょうか？	沿道や広場等の中高木は、2年に1回程度剪定・刈込を実施しています。その他の場所については、育成状況を踏まえ、適宜実施していません。
90	要求水準書	154	第12	1	1.11	1.11.3			市による公的利用	市による公的利用等による優先予約及びイベント等（総合防災訓練、全国都市緑化かわさきフェア、中原区民祭等）の実施に全面的に協力することに関して、利用料の徴収等は行う前提と考えてよいでしょうか。	施設利用料につきましては、関係条例等の規定に該当する利用の場合、減額や免除になります。減免の対象につきましては、川崎市都市公園条例（以下「条例」という。）第8条第1項および条例施行規則第6条第1項に規定する有料施設の使用料の減免については「有料施設使用料の減免取扱基準」（ https://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/cmsfiles/contents/0000002/2632/yuryosisetunogenmentoriatukaikijun.pdf ）川崎市とどろきアリーナ条例（平成7年川崎市条例第16号）第12条及び川崎市とどろきアリーナ条例施行規則第10条の取扱については、「川崎市とどろきアリーナ利用に関する減免措置取扱要綱」（ https://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/250/0000002826.html ）をご参照ください。
91	要求水準書	154	第12	1	1.11	1.11.3			行政等への協力義務	「市が誘致する国際大会等について優先的に開催させること。」と記載がございますが、どの程度優先されるのか、指標がございましたらご教示ください。また、それによって予定されていたイベント等が開催できなくなった場合に発生した費用に関しては、市側のご負担という理解でよろしいでしょうか。	別紙22をご参照ください。原則的には日程調整を実施する段階で対象大会の開催を前提に調整することになります。
92	要求水準書	156	第12	2	2.2	2.2.1		2)	事業者の主権・共催事業	（新）とどろきアリーナに関しては、コンセッション事業として独立採算を求められる以上、稼働率向上及びにぎわい創出のため、今後は事業者が積極的に各種イベントの誘致営業を行うものと考えています。一方、現在の要求水準書案では、事業者による“主催・共催事業”のみを事前申請の対象としており、主催・共催とならないイベントの事前確保が出来ない仕組みです。“主催・共催事業”に限定せず、事業者が事前に予約受付を可能とする仕組みとして頂けませんでしょうか。	特別承認申請（事前確保）の調整への影響を最小限に抑えていただける範囲であれば可能です。ただし、他の利用調整団体との調整もありますので、希望するすべての日程を無条件で保証されるものではないことにご留意ください。 なお、要求水準書第12 2.2.1 2)の「主催・共催事業」は「主催・共催事業等」に修正しました。
93	要求水準書	156	第12	2	2.2	2.2.1		2)	事業者の主権・共催事業	「利用日程調整会議」の開催前に、事業者の主権・共催事業については予約確定させることが可能という理解でよろしいでしょうか。	概ねご理解のとおりです。ただし、別紙22に記載のとおり、屋内スポーツ施設は、調整の第一段階として、「川崎市主催事業、指定管理事業、かわさきスポーツパートナーの利用希望」に基づいて調整することとしています。このため、希望するすべての日程の確保が無条件で保証されるものではないことにご留意ください。
94	要求水準書	156	第12	2	2.2	2.2.1		5)	学校の利用	どの程度を想定いたしますでしょうか？ （日数・使用コース数） また利用が分かるタイミングについては日程調整会議のタイミングでよろしいでしょうか？	現時点では未定です。 ※参考までに、多摩スポーツセンター内プールを近隣小学校2校が活用していますが、午前中のみ(貸切)、2校合わせて年間12日間です。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)			
95	要求水準書	156	第12	2	2.2	2.2.1	6)	その他	「利用者を特定する会員制等の利用形態は認めない。」とあるが、教室事業等において月会費等の料金形態とした方がより良いサービス提供につながる可能性もあるため、見直しをお願いいたします。	要求水準書第12 3.3 に記載のスポーツ教室については、現施設や本市スポーツセンター等と同様に、期間を定めた複数日程の料金（受講料等）の徴収は可能です。本項目は、本施設が市民利用施設ということに鑑み、特定の会員のみが利用できる空間等を設けるような利用形態を認めないという趣旨で記載したものです。	
96	要求水準書	156	第12	2	2.2	2.2.1		屋内施設	利用申請スケジュールに関するフロー図をご開示頂けませんでしょうか。特別承認申請、利用日程調整会議、事業者の主催・共催事業、施設申請利用、個人利用のそれぞれの関係につき、申請開始時期と予約確定時期を正確に理解させて頂きたく存じます。	利用申請スケジュールを別紙資料として提供します。 なお、とどろきアリーナ個人利用の開始時期については、川崎市とどろきアリーナ条例施行規則第7条をご参照ください。 等々力球場は屋内練習場のみが対象で、大会等を除きふれあいネットでの申請となります。	
97	要求水準書	157	第12	2	2.2	2.2.2	2)	事業者の主催・共催事業	球技専用スタジアムに関しては、コンセッション事業として独立採算を求められる以上、稼働率向上及びにぎわい創出のため、今後は事業者が積極的に各種イベントの誘致営業を行うものと考えています。一方、現在の要求水準書案では、事業者による“主催・共催事業”のみを事前申請の対象としており、主催・共催とならないイベントの事前確保が出来ない仕組みです。“主催・共催事業”に限定せず、事業者が事前に予約受付を可能とする仕組みとして頂けませんでしょうか。	特別承認申請（事前確保）の調整への影響を最小限に抑えていただける範囲であれば可能です。ただし、他の利用調整団体との調整もありませんので、希望するすべての日程を無条件で補償されるものではないことにご留意ください。 なお、要求水準書第12 2.2.2 2)の「主催・共催事業」は「主催・共催事業等」に修正しました。	
98	要求水準書	157	第12	2	2.2	2.2.2	2)	事業者の主催・共催事業	「利用日程調整会議」の開催前に、事業者の主催・共催事業については予約確定させることが可能という理解でよろしいでしょうか。	屋外施設に係る事業者の主催・共催事業の事前確保は、利用日程調整会議で利用調整団体とともに調整していただきます。会議は前年度の12～1月で開催しています（令和5年度の場合、令和4年12月～令和5年1月）。 会議前に先行して確保したい場合は、市及び利用調整団体との事前確認、調整をしてください。ただし、利用調整団体の大会等の日程もありますので、すべての日程の確保が無条件で保障されるものではないことにご留意ください。	
99	要求水準書	157	第12	2	2.2	2.2.2	5)	その他	「利用者を特定する会員制等の利用形態は認めない。」とあるが、教室事業等において月会費等の料金形態とした方がより良いサービス提供につながる可能性もあるため、見直しをお願いいたします。	No95をご参照ください。	
100	要求水準書	157	第12	2	2.2	2.2.2		屋外施設	利用申請スケジュールに関するフロー図をご開示頂けませんでしょうか。特別承認申請、利用日程調整会議、事業者の主催・共催事業、施設申請利用、個人利用のそれぞれの関係につき、申請開始時期と予約確定時期を正確に理解させて頂きたく存じます。	利用申請スケジュールを別紙資料として提供します。 なお、ふれあいネットの施設利用手続きにつきましては、「利用の手引き（ https://www.fureai-net.city.kawasaki.jp/PDF/guidebook.pdf ）」をご参照ください。	
101	要求水準書	157	第12	2	2.3	2.3.1		利用料金体系及び水準等	既存施設については、利用料金体系及び水準は条例によると記載がございますが、再整備する施設又は新設する施設と同じく、事業者の提案を参考として、条例の制定、改正をお願いできませんでしょうか。市及び他都市の同種施設と比べて低水準となっている施設が存在すること、また、料金体系についても柔軟性が無く、現状より良化させる提案ができないためです。 仮に既存のまま変更なしですと、再整備する施設や新設する施設とは分けた運営体制にせざるを得ず、同水準のサービス提供が出来なくなる可能性もございます。 市にとっても、利用者の方々にとっても、今よりも快適かつ利便性のあるサービスを提供するためにご配慮頂きますでしょうか。	取扱については、要求水準書第12 2.3 に記載のとおりとします。	

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)			
102	要求水準書	158	第12	2	2.3	2.3.2			利用料金収入等の扱い	「利用料金収入等が減少した場合でも、サービス購入料による補てんは原則として行わない。」というのはリスク分担と照らしても矛盾しています。少なくとも、「原則として行わない」ではなく、「市の帰責及び不可抗力による減少を除き、原則として行わない」とすべきではないでしょうか。	原文の通りとします。 なお、市の責めに帰すべき事由によって、事業者の利用料金収入が減少した場合、事業契約書（案）第83条第2項に記載のとおりです。不可抗力等によって利用料金収入の減少があった場合は、事業契約書（案）第95条第2項に記載のとおりです。
103	要求水準書	158	第12	2	2.3	2.3.3	2)		入会金利用徴収	入会金の利用の徴収を認めないという記載に関して、入会金等ではなくカードやシステム登録手数料等の手続きに関する料金を徴収することは可能でしょうか。	要求水準書第12 2.3.3 に記載のとおり、利用者を特定化する会員制の導入、入会金の徴収は認めません。 ただし、同記載の回数券等を用いた割引料金の設定については可能です。
104	要求水準書	158	第12	2	2.3	2.3.3			特記事項	2)において、「利用者を特定化する会員制を導入して、入会金を徴収することは認めない。」とありますが、1)に記載のある「月額料金」の利用者に対して、利用特典を付与することは認められるとの認識でよろしいでしょうか。	要求水準書第12 2.3.3 に記載の通り、各施設の利用料金体系を基に割引料金として設定されるものに限り、認められます。
105	要求水準書	161	第12	3	3.3	3.3.3	1)		ふれあいネットに関する業務	現在球場はふれあいネットでの予約管理をしていますが、今回外れており独自の予約システムで運営する理由をご教示下さい。	理由につきましては「川崎市公共施設利用予約システムにおける野球場利用予約の暫定的な休止について」 (https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000119240.html) をご参照ください。 なお、現在、抽選申込み、随時申込み及びキャンセルについては紙申込書や電話により受付を行っております。
106	要求水準書	162	第12	3	3.3	3.3.3	1)		ふれあいネットに関する業務	対象施設の追加を想定しているとあるが可能性のある施設をご教示下さい。	現在、ふれあいネットシステムの利用を中止している野球場については、システム利用上の課題が解消された場合には、対象施設として追加する可能性はあります。 その他の施設につきましては、現時点で想定していません。
107	要求水準書	162	第12	3	3.3	3.3.3	1)	ロ)	ふれあいネットに関する業務	ふれあいネットの利用に係る業務の習得ならびに将来的なシステム更新・変更に伴う業務変更に係る費用、研修等の役割分担の考え方について、ご教示いただけますでしょうか。	指定管理者がふれあいネットに関する業務を行うにあたり、必要となる業務研修は市が無償で実施しますが、業務研修への参加に係る旅費及び日当などの経費は指定管理者が負担するものとします。 また、システム更新・変更等の際に必要な各種端末や周辺機器等に係る費用は市が負担しますが、このことに伴う指定管理業務内容の変更に係る対応については協議の上、決定します。
108	要求水準書	162	第12	3	3.3	3.3.3	1)		ふれあいネットに関する業務	効率的な業務及び人員配置の観点から対象施設に業務端末や利用者端末を設置せず、近隣施設でふれあいネットの案内を行う提案をする事は可能でしょうか？	「川崎市公共施設利用予約システムの事務取扱に関する要綱」 (https://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/250/0000007277.html) 第2条第1項において、利用許可申請等に係わり、ふれあいネットを利用する公共施設は、「ふれあいネットの利用者登録等に係る事務が実施可能であること」を要件としています。 ふれあいネットを利用して予約を受け付ける場合は、同システムの端末を設置して利用者登録事務等を行う必要があり、同事務を行わずに近隣施設を案内することは原則としてできません。
109	要求水準書	163	第12	3	3.3	3.3.3	2)	イ)	申請書・ICT	ふれあいネット利用に関して、条例に規定されている利用料金減免申請の受付など、行政が公開している現在の申請フォームに関しても、民間ICT予約システムの利用で対応可能と考えてよろしいでしょうか。	利用料金減免申請については、本市の他の施設を含め窓口受付としており、現時点でシステム利用による対応予定はありません。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)			
110	要求水準書	166	第12	3	3.3	3.3.5	1)	ロ)	利用料金等の取受	令和4年度よりキャッシュレス決済を導入する予定とありますが決済方法（IC・QR）をご教示下さい。	本市の報道発表資料「証明発行手数料等のキャッシュレス決済が利用できる施設等を拡大します」(https://www.city.kawasaki.jp/templates/press/170/0000139683.html)をご参照ください。
111	要求水準書	166	第12	3	3.3	3.3.5	1)	ロ)	利用料金等の取受	「現等々力陸上競技場と等々力補助競技場の個人利用については、令和4年度より市で機器を導入しキャッシュレス決済を開始する予定」とありますが、他の施設もキャッシュレス化する予定がありますでしょうか。あるいは本事業においてキャッシュレス化を提案することは可能でしょうか。	現時点で本市に導入予定はありませんが、提案は可能です。
112	要求水準書	185	第12	3	3.6	3.6.2	1)		マニュアルの整備	「事業者は防災対策について別紙13及び市が作成した既存のマニュアルを参照し作成すること。」とありますが、貴市が作成した既存のマニュアルをご開示いただけますでしょうか。また、等々力緑地全体の防災計画等の作成があればご開示いただけますでしょうか。	既存のマニュアルを守秘義務対象資料として追加開示します。
113	要求水準書	185	第12	3	3.6	3.6.2	1)		マニュアルの整備	災害時や緊急時の対応を目的としたマニュアルの整備について、既存の関連書類（各施設・園全体のマニュアル・体制表・役割分担表）をご共有いただきたい。	No112をご参照ください。
114	要求水準書	188	第13	1					総則	「あらかじめ市に事業の内容を提案し、承諾を得た上で、自らが企画する自主事業を実施することができる」とあります。「実施を必須とする自主事業」については、市の承諾なく実施できるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書第13 1 に記載のとおり市の承諾が前提となります。
115	要求水準書	188	第13	1	1.1	1.1.1	2)		ネーミングライツ業務	「実施を必須とする自主事業」として、ネーミングライツ業務があります。これは、全事業期間において命名権者の確保を義務付けるものではなく、獲得に向けた働きかけ等の実施が義務であるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書第13 1.1.1 2)に記載のとおり、獲得に向けた企業等への働きかけに加え、権利の運用に係る事務、ネーミングライツパートナーとの連絡調整、スポンサーメリットが発揮されるように努めることを事業期間において必須としています。
116	要求水準書	188	第13	1	1.1	1.1.1	3)		球技専用スタジアム及び（新）とどろきアリーナの観戦環境の向上等に関する事業（VIPルーム等）	観戦環境の向上等に関する事業として、VIPルーム等が挙げられています。VIPルームについてはあくまで参考事例としての記載であり、VIPルームの整備・運営を義務付けるものではないという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書第13 1.1 3)に記載のとおり、VIPルームは、飲食サービス、体験サービス、情報交流機会の提供等と合わせ必須とします。
117	別紙 3	10							表 通信契約状況	インターネット回線を引いている施設について、以下についてご教示いただけますでしょうか。 ①インターネットの利用目的（例：職員の業務用、記者会見用等） ②インターネットが使用されている諸室名と収容人数 ③有線・WiFiのどちらが使用されているか、有線の場合は本数 ④インターネットの使用状況（平均時とピーク時のアクセス数・通信量） ⑤建物内の配線図・アクセスポイント設置図	別紙3でお示しできる資料以外及び本市で設置した回線はありません。建築施設の提案に併せて必要な通信設備も提案をお願いします。なお、各施設の管理者・受託者が独自で設置した設備はありますが、受託事業の完了時に撤去される予定です。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)			
118	別紙 5	1	2	1)					基本設計業務提出図書一覧	「公園基本設計図」は、この上記に記載の「表紙、目次、現況図、・・・、電気系統計画図」のことを意味している思われますが、そのことがわかるように記載を修正をお願いいたします。	「公園基本設計図」を削除します。
119	別紙 6	1	2	2)					実施設計業務提出図書一覧	「建築工事工程表」とあるが、「公園基盤工事工程表」が正であれば、そのように修正をお願いいたします。	記載の誤りです。「公園基盤工事工程表」に修正しました。
120	別紙 14								施設の利用状況	駐車場についての記載がないため、1日あたりの利用台数（車種、平日・休日の内訳等）について実績値をご教示いただきたい。コロナ前（2018年度）の情報を頂けるとありがたい。	利用台数については現管理者のホームページ（ https://www.kawasaki-green.or.jp/about/activity ）の「事業報告書」をご参照ください。なお、本市には駐車場の利用台数に関する詳細な資料はありません。
121	別紙 14								施設の利用状況	現状の公園全体の来場者数（コロナ以前、コロナ後）をご教示いただけないでしょうか。推計値でも結構です。	公園全体の来場者数は把握していません。
122	別紙 14								アリーナの各年度実績	分類で★・・・全免 ▲・・・半免 ●・・・主催事業 SD・・・スポーツデー S教・・・スポーツ教室 とありますが、金額免除の割合・選定方針についてアリーナ運営収支上の当該区分別の収支について情報を開示いただけますでしょうか。	収支は開示できませんが、減免件数は別紙14「施設の利用状況」をご参照ください。
123	別紙 14								施設の利用状況	駐車場についての利用状況の記載がございませんでした。1日あたりの利用台数についての実績値等をご教示頂けますでしょうか。可能でしたらコロナ前(2018年度分)も開示頂けますと幸いです。	No120をご参照ください。
124	別紙 14								施設の利用状況	駐車場についての利用状況の記載がございませんでした。1日あたりの利用台数（車種（一般・バス）・平日・休日の内訳等）・年間総利用台数についての実績値等をご教示頂けますでしょうか。可能でしたらコロナ前(2018年度分)も開示頂けますと幸いです。	No120をご参照ください。
125	別紙 16								陸上競技場/防火対象物点検結果報告書	直近令和4年度実施の点検における指摘事項の有無についてご教示ください。	令和4年度については、契約締結済ですが、現時点で点検は未実施（日程調整中）です。
126	別紙 19	1							等々力緑地業務実施体制	第1・2サッカー場、テニスコート1名となっておりますが他の施設は受付・整備・現場監督など役割が記載されていますが上記の施設は記載がなかった為、役割をご教示下さい。	現行の業務委託契約では、第1・2サッカー場、テニスコート、補助競技場、多目的広場を一括して委託契約を結んでいます。そのため、整備を行う場合は集中して行うため、受付（現場監督）は1名の配置となっています。
127	別紙 21								等々力陸上競技場申請手続きについて	中原区役所道路公園センターへの申請、報告については、今後はSPC・民間事業者とのやり取りでよいという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1	1	1.1	1.1.1	1)	イ)			
128	別紙 28	2							利用料金施設全般	※1 別途市が設定する。提案時点では、再整備前と同一の料金で検討とありますが、他自治体の類似施設と比較し、極めて安価と思われる施設があります。※3と同様の見解として提案時に提示し、落札後の協議事項として頂くようご検討ください。	No101をご参照ください。
129	別紙 28	4							利用料金施設のコマ数の考え方	野球場について、ナイター設備完備にも関わらず、夜間帯のコマが設定されておりませんが、誤りでしょうか？	誤りのため、別紙28の資料を修正しました。

■落札者決定基準に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答	
			第1	1	(1)	別紙	I	1	(1)				
1	落札者決定基準	5	第5	4	(4)						低価格評価に関する事項の得点化方法	「提案価格」は「入札価格」と同義という理解（つまり提案価格>予定価格の場合は失格）で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	落札者決定基準	5	第5	4	(4)						価格評価に関する事項の得点化方法	提案価格が予定価格の90%以下であればすべての入札参加者の価格評価点は200点という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	落札者決定基準	7				別紙	I	1,2	(1), (2)	グランドデザイン	「グランドデザイン」として記載を期待されている内容について、詳細をお示しください。	グランドデザインとは、「等々力緑地の目指すべき将来像」①～⑥項目を踏まえた、等々力緑地の全体構想とお考えください。	
4	落札者決定基準	7				別紙	I	1,2	(1), (2)	グランドデザイン	様式8-2-1「グランドデザイン」と様式8-3-1「事業の取組方針」の記載内容が極めて類似しているように思われますが、想定されている書き分けをご教示ください。	様式8-2-1「グランドデザイン」では、「等々力緑地の目指すべき将来像」①～⑥項目を踏まえた、等々力緑地の全体構想について記載し、様式8-3-1「事業の取組方針」では、本事業における条件下で、要求水準を達成し、グランドデザインを実現するため、具体的に事業をどのように推進していくかを記載してください。	
5	落札者決定基準	7				別紙	I	1,2	(1), (2)	グランドデザイン 事業の取組方針	内容に違いが見えにくいのですが、どのような棲み分けを想定されておりますでしょうか。	No4をご参照ください。	
6	落札者決定基準	7				別紙	I	1,2	(1), (2)	事業の取組方針	「『等々力緑地再編整備実施計画』及び本事業の基本方針を踏まえた取組方針」を記載するよう指示がありますが、「基本方針」とは、様式8-2-1に記載するグランドデザインを指すという理解でよろしいでしょうか。	「基本方針」は、入札説明書2（4）に記載のとおりです。	

■基本協定書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1	1	(1)			
1	基本協定書(案)	1							柱書	「乙」とは、落札者となった入札参加者の「代表企業」、「構成企業」全て、「協力企業」全て、を言いい、これらの会社名すべてを記載する、という理解でよろしいでしょうか。（基本協定書の契約当事者に誰になるのか、を確認したい趣旨での質問です。）	ご理解のとおりです。
2	基本協定書(案)	2	2	(1)	(7)				構成企業	「構成企業」の定義上、「川崎市契約規則による競争入札参加資格名簿に登録されている者」という記載はありませんので、業務受託請負先でない「構成企業」は「川崎市契約規則による競争入札参加資格名簿の登録」は必須ではない、ということを確認させてください。	ご理解のとおりです。
3	基本協定書(案)	3	5	(3)					業務受託先でない構成企業	「業務委託請負先でない構成企業による事業予定者の議決権付株式の保有割合は50%を超えてはならない。」という記載があります。「業務委託請負先でない構成企業による事業予定者の議決権付株式の保有割合」とは以下①②のいずれの意味でしょうか。 ①当該構成企業1社当たりの議決権付株式の保有割合 ②当該構成企業全社の議決権付株式の保有割合	業務委託請負先ではない構成企業が保有する議決権の合計は議決権付株式全体の50%以下としてください。
4	基本協定書(案)	4	6	(2)					株式の譲渡	「特定事業契約に基づく協定書が甲と当該金融機関等との間で合理的に満足する内容にて締結されているとき」の「合理的に満足する内容」などの文言の意味内容が曖昧ですので、その内容をご教示ください。若しくは、貴市との間の個別対話等で協議させていただければ幸いです。	直接協定の締結時に協議します。
5	基本協定書(案)	4	6	(3)					株式の譲渡	匿名組合出資を用いる場合は、匿名組合出資の譲渡に貴市の承諾（又は事前通知）は必要となりますでしょうか。	匿名組合出資については、様式8-3-4に匿名組合出資を事業の当初から用い又は事業期間中に用いる可能性があることが記載され、かつ匿名組合出資が完全無議決権株式による出資と同視できる実質を有し、本事業に悪影響を及ぼさないものと認められる限りにおいて、許容いたします。この場合、かかる匿名組合出資につき、出資者にて事前に大要別紙2の様式及び内容の誓約書を提出いただくことを含め、完全無議決権株式と同等に取り扱います。
6	基本協定書(案)	4	6	(3)					株式の譲渡	上記のご照会に関連して、仮に貴市に対する一定の手続きが必要になる場合、匿名組合出資者を信託受託者とし、その背後の受益者が入れ替わるケースにおいては、当該手続きは不要となりますでしょうか。	匿名組合出資を信託財産とする信託については、様式8-3-4に匿名組合出資を信託財産とする信託を事業の当初から用いること又は事業期間中に用いる可能性があることが記載され、かつ匿名組合出資及び信託の受益権が完全無議決権株式による出資と同視できる実質を有し、本事業に悪影響を及ぼさないものと認められる限りにおいて、許容いたします。この場合、かかる信託の受益権につき、受託者及び受益者の双方にて事前に大要別紙2の様式及び内容の誓約書を提出いただくことを含め、完全無議決権株式と同等に取り扱います。
7	基本協定書(案)	4	6	(3)					株式の譲渡	匿名組合出資者は、基本協定（案）その他の契約・協定に加わる必要はないという理解で宜しいでしょうか。	匿名組合員は、様式8-3-4に匿名組合出資を事業の当初から用いることが記載され、かつ市がこれを許容する場合、完全無議決権株式に準じた位置づけとして、基本協定の当事者となっていただきます。また、匿名組合契約を用いる場合、匿名組合員に配分される利益はプロフィットシェアリング後の利益とする旨を基本協定及び事業契約において定めることとします。
8	基本協定書(案)	6	9	(1)					業務の委託・請負	一括請負又は委託が禁止されていますが、事業予定者が実施すべき業務、業務委託請負先一括して委託又は請け負わせてはならない業務の制限についてご教示下さい。	自主事業を除き一括請負又は委託はできません。
9	基本協定書(案)	6	9	(1)					業務の委託・請負	第9条各項の「各業務」は、いずれも特定事業に係る業務を意味し、自主事業に係る業務は含まない理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■基本協定書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1	1	(1)			
10	基本協定書(案)	6	9	(3)					業務の委託・請負	業務委託請負契約の終了について承諾事項とされていますが、期間満了による業務委託請負契約の終了は含まない理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	基本協定書(案)	6	9	(3)					業務の委託・請負	業務委託請負契約の終了について承諾事項とされていますが、当該承諾は不合理に拒絶又は遅延されない理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	基本協定書(案)	6	11	(1)	(1)				談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等	構成企業又は協力企業が独禁法違反の場合等において、特定事業契約を締結しないとされていますが、同条が適用されるのは、「本事業の入札手続」に関する独禁法違反に限定されるということでしょうか。また、同条が適用される期間は「本事業の入札手続」期間中に限定され、開札され落札者が決定された場合は同条が適用されないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、入札手続に関して第1項各号のいずれかに該当した場合、実際に該当することとなった時点の間はず本条は適用され、入札手続完了後も、市における特定事業契約の解除権や構成企業及び協力企業における賠償金の支払義務は存続する点にご留意ください。
13	基本協定書(案)	6	11	(1)					談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等	第一文に「乙の構成企業又は協力企業が本事業の入札手続に関して、次の各号のいずれかに該当したときは」とありますが、各号の記載は本事業に限定されないようにも読めます。本条項の各号は、あくまでも本事業の入札手続に直接関係するもののみが対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	基本協定書(案)	8	11	(2)					談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等	違約金の支払いに関して、「乙の構成企業及び協力企業が本基本協定を履行した後も同様とする。」とありますが、かかる事由の場合まで、違約金が発生し、また、同条5項により構成企業及び協力企業に連帯債務が発生する理由についてご教示ください。若しくは、貴市との間の個別対話等で協議させていただければ幸いです。	基本協定書（案）第11条第2項や第5項の規定を設けることにより、第1項各号に該当する事由の発生を可及的に防止し、入札手続の公正を確保するためです。
15	基本協定書(案)	8	11	(3)					談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等	貴市の他PFI案件の基本協定の定めと比較すると違約金の額が過大となっています。内閣府「契約に関するガイドライン」、国交省「PFI事業における事業契約書例」を踏まえた違約金の額への見直しをご検討ください。	原文のとおりとします。
16	基本協定書(案)	8	11	(5)					談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等	同条に違反した場合に、乙の構成企業及び協力企業が連帯して貴市に賠償金を支払わなければならない理由をご教示ください。若しくは、貴市との間の個別対話等で協議させていただければ幸いです。	No14をご参照ください。
17	基本協定書(案)	10	14	(2)					特定事業契約不調の場合の処理	「乙の責めに帰すべき事由」で契約できない場合につき具体的想定されている事項があればご教示下さい。	現時点では具体的な想定はありません。

■基本協定書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1	1	(1)			
18	基本協定書(案)	10	14	(2)					特定事業契約不良の場合の処理	<p>・「乙の責めに帰すべき事由により特定事業契約が締結に至らなかった場合は乙が違約金を支払う」定めとなっています。同様に「甲の責めに帰すべき事由により特定事業契約が締結に至らなかった場合は甲が違約金を支払う」旨も定めて頂きたいと存じます。</p> <p>・議会議決が下りず「特定事業契約が締結に至らなかった場合」は甲に帰責性がある場合という認識です。</p>	原文のとおりとします。
19	基本協定書(案)	10	14	(2)					特定事業契約不良の場合の処理	同条に違反した場合に、乙の構成企業及び協力企業が連帯して貴市に賠償金を支払わなければならない理由をご教示ください。若しくは、貴市との間の個別対話等で協議させていただければ幸いです。	No14をご参照ください。
20	基本協定書(案)	10	15						本事業終了後の代表企業の責任	念のためですが、第15条は、事業予定者を解散等によって消滅させる場合の規定であり、事業予定者が存続する限りにおいては適用されない理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	基本協定書(案)	10	15						本事業終了後の代表企業の責任	事業期間終了後、事業予定者が貴市に対する事業契約上の債務を完済した後には事業予定者を解散させることは可能である理解です。そのため、第15条は、事業契約上の債務を完済した日以降は適用されないことを明記して頂きますでしょうか。	解散等を行うとする時点において「特定事業契約に基づき事業予定者が甲に対して負担する義務」があることを前提とする規定であり、ご質問のように特定事業契約上の債務を完済した後には、適用のない規定です。
22	基本協定書(案)	11	16	(2)	(2)				本基本協定に関する情報の開示先	開示可能な先として「当該情報を知る必要のある甲又は乙の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して」となっていますが、社内手続きの関係上、開示可能な先は、「当該情報を知る必要のある甲又は乙及び乙の関係会社」の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して」に修正頂きたいと存じます。	ご意見を踏まえ、基本協定書（案）を修正しました。修正後の基本協定書（案）をご参照ください。
23	基本協定書(案)	11	16	(2)					本基本協定に関する情報の開示先	「前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次に掲げる場合に限り、本基本協定に関する情報を開示することができる」という記載がありますが、ここでいう「乙」とは「乙の代表企業及び乙を構成する構成員及び乙を構成する協力企業」という理解です。（以下、本項の「乙」は同じ意味の理解です。）	「乙」とは、基本協定書に定めるとおり、落札者として基本協定書の当事者となった代表企業、構成企業及び協力企業をいいます。
24	基本協定書(案)	19					別紙 2	1-3	誓約書	匿名組合出資を用いる場合、当該誓約書と類似する内容の誓約書の提出は必要となりますでしょうか。	No5をご参照ください。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1			
1	事業契約書 (案)	8	7	(2)			公租公課の負担	第7条（公租公課の負担）第2項において「市は、事業者に対し、特定事業契約の定めるところにより、サービス対価に係る消費税等の支払債務を負担する。」との記載がございますが、サービス収入については国庫補助の対象となる建設業務部分（サービス対価A該当分）についてもサービス対価計算上は、市から消費税相当額を含めた税込み相当額でなされるとの理解を致しましたが念のため当該理解についてご確認いただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	事業契約書 (案)	8	7				公租公課の負担	第7条（公租公課の負担）に関連して、事業所税については市内の事業所の床面積の合計が 1,000 平方メートル超または従業者数が 100 人超の場合に免税点を満たさず納税義務が発生する地方税と理解しているところ、公の施設の指定管理者に係る事業所税については、指定管理者としての事業以外の事業（任意事業）のために利用している部分を除いて、特例的に免除されているケースがあるものと理解しています（例：大阪市吹田サッカースタジアム）。この点、本施設は公の施設として公共性を有することが前提と理解しているところ、指定管理期間に掛かる事業所税の扱いとしてどのような想定があるかについてご教示ください（様式1-6_入札説明.pdfの8（1）アにおいて、かわさき市税事務所 法人課税課に対して資料の種類、内容、提出先を問い合わせるべき点記載がございますが、事業所税についてはSPCにおいて通常通り納税義務があるという整理になりますでしょうか）。	指定管理者制度にかかる事業所税については、事業主体が指定管理者であると判定された場合は、指定管理者である事業者が納税義務者となります。 事業主体の判定は、指定管理料と利用料金両方の収入がある施設の場合、指定管理料と、総収入から自主事業及び指定管理料を差し引いた収入との大小関係により行います。 指定管理料 ≥ (総収入 - 自主事業収入 - 指定管理料) ⇒ 川崎市が事業主体 指定管理料 < (総収入 - 自主事業収入 - 指定管理料) ⇒ 指定管理者が事業主体
3	事業契約書 (案)	8	8	(1)			契約保証金	本項において、特定事業契約の定めに従いサービス対価の金額に変更があった場合、契約保証金を増減して請求できるとあります。これに関して、貴市が事業者に対して契約保証金の増額請求できるとありますが、貴市に帰責性がある事由によりサービス対価の金額が増額する場合があります、そのような場合にまで契約保証金が増加する理由をご教示ください。	契約金額が増減するためです。
4	事業契約書 (案)	9	8	(3)	(2)		契約保証金	契約保証金の返還を次事業年度分の納付後とした場合、一時的に2年分の保証金を納付した状態となるため、差額を納付、或いは返還する方法として頂けますでしょうか。	契約保証金については、次事業年度分の納付後の速やかな時期に、全額を返還することを原則とします。
5	事業契約書 (案)	9	8	(3)	(2)		契約保証金	第1項第2号の契約保証金の返還について次事業年度分の納付後とされていますが、納付済の契約保証金がある場合には、それと次事業年度分の契約保証金の差額を納付もしくは返還する形式に改めていただけますでしょうか？	No4をご参照ください。
6	事業契約書 (案)	9	8	(3)	(2)		契約保証金	第1項第2号の契約保証金の返還について次事業年度分の納付後とされていますが、納付済の契約保証金がある場合には、それと次事業年度分の契約保証金の差額を納付もしくは返還する形式に改めていただけますでしょうか？	No4をご参照ください。
7	事業契約書 (案)	10	9	(5)			条件変更等	要求水準書に誤りがあり対応を行う場合、増加費用のみならず期間延長（EOT）についても認める文言を追加頂きたいをお願いします。	原文のままとします。 期間延長については、第102条第2項に基づき協議することが可能です。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1			
8	事業契約書 (案)	11	9	(5)			条件変更等	「合理的範囲」の意味内容について、特定事業契約履行のための増加費用の必要性を事業者で説明すれば、当該増加費用が貴市から支払われるという理解で宜しいでしょうか。	合理的範囲については、事業者と協議の上、市にて判断します。
9	事業契約書 (案)	11	10	(1)			要求水準書の変更	要求水準書の変更の「必要があるとき」の範囲はどのような場合か、特定をお願い致します。	現時点では想定していません。
10	事業契約書 (案)	11	10	(1)			要求水準書の変更	「必要があると認めるとき」の具体的内容について、ご教示ください。他の条項も同じ文言が規定されていますが（例えば、第45条）、同じくご教示いただければ幸いです。	No9をご参照ください。
11	事業契約書 (案)	11	10	(1)			要求水準書の変更	「必要があるとき」とありますが、合理的な理由なくして安易に要求水準を変更されますと、事業運営に重大な悪影響を与えるおそれがあります。そこで、要求水準書の変更は、「法令等の変更による要求水準の変更が必要であると認めるとき」に限定して頂けますでしょうか。	原文のままとします。
12	事業契約書 (案)	11	10	(2)			要求水準書の変更	変更内容によっては7日間ではあまりに短期間でであり本事業に与える影響を十分に調査・通知できないことも予想されるため、例えば「7日或いは市と事業者が協議の上合意した期間内に」等、現実的な期間設定をお願い致します。	事業契約書（案）を修正しました。 修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
13	事業契約書 (案)	11	10	(2)			要求水準書の変更	同条に基づく協議について、通知から「7日」とされていますが、その理由をご教示ください。他の条項も同じ文言が規定されていますが（例えば、第46条）、同じくご教示いただければ幸いです。	事業契約書（案）を修正しました。 修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
14	事業契約書 (案)	11	10	(3)			要求水準書の変更	要求水準変更につき14日間協議して合意に至らない場合市が変更を決定でき、これに伴う増加費用又は損害は合理的範囲で市が負担するとありますが、決定や合理的範囲の公平性はどのように担保されるのでしょうか。例えば第三者機関に判断を委ねる方法等もご検討頂けますようお願いいたします。 また、事業者の責めに帰すべき事由による要求水準変更とはどのような場合を想定されていますでしょうか。	前段の、決定の公平性につきましては『合理的な』との限定により担保されており、『合理的な範囲』についての具体的な決定につきましては、その時点において適切と認められる方法によることとなります。その際、適切と認められる場合に、ご提案のように第三者機関の判断に委ねることも妨げられるものではありません。 後段については、現時点で具体的な想定はありません。
15	事業契約書 (案)	11	10	(3)			要求水準書の変更	上記と同趣旨で、同条項で「14日」としている理由をご教示ください。他の条項も同じ文言が規定されていますが（例えば、第46条）、同じくご教示いただければ幸いです。	事業契約書（案）を修正しました。 修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
16	事業契約書 (案)	11	10	(3)			要求水準書の変更	10条2項の通知から14日以内に協議が整わない場合、市の判断で要求水準の変更が為される記載があるが、事業者側に不利な条件ではないでしょうか。	事業契約書（案）を修正しました。 修正後の事業契約書（案）をご参照ください。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1			
17	事業契約書 （案）	11	10	(3)			要求水準書の変更	「損害の発生を防止する努力を行った場合」とありますが、市による一方的な要求水準の変更に対して損害防止の努力にも限界があるように思われます。具体的にどのような場面を想定されているかご教示ください。	市の負担すべき増加費用や損害が際限なく拡大することのないよう、合理的に行動していただきたい趣旨です。
18	事業契約書 （案）	11	12	(1)			市による申請等への協力	「かかる業務に要する費用は事業者の負担とする。」とありますが、回数・精度・ボリューム・期日（依頼から提出迄）等の目安はありませんでしょうか。あまりにも過大である場合は協議させていただきたく思います。	市の業務を請け負う事業性を勘案していただきますようお願いいたします。なお、事業者と協議し、事業者の負担が過大にならないよう配慮します。
19	事業契約書 （案）	11	12				市による申請などの協力	市の求める協力業務については事業者の負担とありますが、議会および市民の説明を目的する資料等、サービス対価に含まれるべき業務と思われる。	市の業務を請け負う事業性を勘案していただきますようお願いいたします。なお、事業者と協議し、事業者の負担が過大にならないよう配慮します。
20	事業契約書 （案）	11	12				市による申請等への協力	第12条に基づく協力は、実務上合理的に可能な内容に限られ、かつ、金銭的な負担を求めるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	事業契約書 （案）	12	13	(2)			本事業の実施体制等	「別紙4（モニタリング基本計画書）で定める書面」とは、別紙4記載の書面のうち、いずれの書面を指すのか、具体的にご教示ください。 第14条乃至第17条に定める「別紙4（モニタリング基本計画書）で定める書面」については、それぞれ対応する書類が比較的明らかですが、第13条に定める書面はその対象が不明確であり、かつ、第14条以下でカバーされるように思われるため、お伺いする次第です。	事業契約書（案）を修正しました。修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
22	事業契約書 （案）	12	13				本事業の実施体制等	第13条乃至第17条に基づく実施体制図等、統括管理業務に係る計画書等、整備業務に係る計画書等、解体・撤去業務に係る計画書等、維持管理運営業務に係る計画書等についての市の承諾は、合理的な理由なくして留保、遅延又は拒否されないと理解でよろしいでしょうか。 なお、特定事業契約に基づくその他の市の承認・承諾・確認等についても同様の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	事業契約書 （案）	14	18	(1)			第三者による実施	第18条第1項に記載される各業務については、事業者自らが内製化して実施することは認められるという理解でよろしいでしょうか。	統括管理業務、維持管理業務及び運営業務については、必要な資格等を満たす限り、ご理解のとおりです。
24	事業契約書 （案）	14	18	(2)			第三者による実施	「事前に市の承諾・・・維持管理業務をその構成企業又は協力企業以外の第三者に委託し又は請け負わせることができる。」とありますが、【入札説明書3-(1)-ウ(ウ)維持管理業務を行う者】において、「維持管理に係る個別業務を行う協力企業を全て入札参加者に含める必要はなく」とされており、この維持管理に係る個別業務を行う協力企業は「第三者」として事前の市の承諾が必要でしょうか。	市の承諾が必要です。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1			
25	事業契約書 (案)	15	19	(2)			事業者による許認可の取得	市の責めに帰すべき事由により、許認可が遅延となった場合、遅延から生じる追加費用のほか、営業開始の遅延による損害についても対象となるか	合理的範囲で対象になります。
26	事業契約書 (案)	15	19	(2)			事業者による許認可の取得等	許認可取得の遅延が市の責めに帰すべき場合、合理的な範囲で「市がその責任及び損害を負担する」とあるが、期間延長（EOT）についても認める文言を追加頂きたいをお願いします。	整備等期間の延長については第45条第1項をご参照ください。事業期間の延長については第102条第2項をご参照ください。
27	事業契約書 (案)	15	20	(1)			市による許認可の取得	市による許認可取得とはどのようなものを予定していますでしょうか。	現時点では予定はありません。
28	事業契約書 (案)	16	21	(1)			設置管理許可等	「本管理許可」の定義が見当たりませんので、ご確認ください。	事業契約書（案）別紙1に「本管理許可」の定義を追加しました。修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
29	事業契約書 (案)	16	21	(1)			設置管理許可等	要求水準等の違反はないにもかかわらず、貴市による本設置許可等の付与が遅延した結果、事業者に損害又は増加費用が発生した場合には、当該損害又は増加費用は貴市の負担になるという理解で宜しいでしょうか。	市の責めに帰すべき事由による場合は合理的な範囲で市が負担します。
30	事業契約書 (案)	16	21	(3)			設置管理許可等	本設置管理許可の期間が10年とされているのは、都市公園法第5条第3項による制限を考慮されたものでしょうか（同条第4項の適用はないという理解でよろしいでしょうか。）。 第4項の適用がある場合には、安定的な事業運営の観点から、入札説明書13頁に記載された令和35年3月までの期間として頂きたく存じます。	事業契約書（案）を修正しました。 なお、都市公園法第5条第4項の適用も可能で、適用する場合の期間については法の規定によります。
31	事業契約書 (案)	18	27	(1)			市に対する書類の提出及び報告	「報告書…を提出し、市の承諾を得る」とありますが、過去の事実の報告について承諾を得る必要はなく、貴市の確認で足りると考えますが、具体的にどのような承諾を想定されていますでしょうか。 なお、別紙4では報告書については必ずしも貴市の承諾は要求されておらず、別紙と本文で整合しないようにも思われます。	事業契約書（案）を修正しました。 修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
32	事業契約書 (案)	19	28	(1)			市による指示等	市の実施する調査について、費用が発生する場合は、市の負担の解釈でよろしいでしょうか。	事業者による本事業の適正を期するために市により行われる調査に関して事業者が発生する費用については、本条2項に従い事業者にて負担していただきます。 なお、事業契約書（案）第28条中の「実施」は「実地」に修正しました。
33	事業契約書 (案)	19	28	(1)			市による指示等	念のためですが、第28条第1項に基づく市の指示は、特定事業契約（及びその他要求水準書等）上の事業者の義務履行を実現するために必要なものに限られ、当該義務を加重するものではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1			
34	事業契約書 (案)	19	29	(6)			モニタリング 基本計画の変 更	市又は事業者の責めに帰すべき事由以外による増加費用について、事業者は一時的な支払いは行いが、最終的な負担は市の負担の解釈でよろしいでしょうか。	No35及びNo36をご参照ください。
35	事業契約書 (案)	19	29	(6)			モニタリング 基本計画等 の変更	法令変更及び不可抗力に起因してモニタリング実施計画書の変更が行われた場合、事業者が生じた増加費用については、それぞれ別紙8又は別紙9に定めるリスク分担に従って処理されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	事業契約書 (案)	19	29	(6)			モニタリング 基本計画等 の変更	最終的な負担方法について合意が成立するまで協議するとありますが、具体的にどのような基準で最終負担者を決定することを想定されているかご教示ください。 事業者が一旦立替払いをしている以上、貴市に最終負担者を決定するインセンティブがなく、結局、協議不調となることを懸念しております。	現時点で具体的な基準があるわけではありません。基準も含めて協議します。
37	事業契約書 (案)	20	29	(7)			モニタリング 基本計画等 の変更	「当該費用相当額について市の帰属」とありますが、具体的な費用の減少分の取扱いをご教示ください（サービス対価の減額でしょうか。）。	ご理解のとおりです。
38	事業契約書 (案)	21	32	(4)			土壌汚染、埋 蔵文化財、地 中障害物	設計段階の事前調査では地中の状態を確認することは出来ず、発見されるのは施工開始後となると思われます。従い、市への通知は設計段階のみならず、施工開始後も可能とすべく変更をお願いします。	事業契約書（案）を修正しました。 修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
39	事業契約書 (案)	21	32	(4)			設計	要求水準書等で明示された範囲は除外されていますが、要求水準書以外の資料の開示の時期・範囲につきご教示ください。	土壌汚染については、質問（第1回）で開示の求めがあった資料のうち、開示可能な資料を追加開示します。 埋蔵文化財は次のHPで公表しています。 https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000033878.html 地中障害物等については不明です。
40	事業契約書 (案)	21	32	(4)			設計	「土壌汚染」の具体的内容についてご教示ください。別紙の定義にはないようですが、地盤沈下、液状化も含む地質障害全般を指すという理解で宜しいでしょうか。	「土壌汚染」は、土壌汚染対策法第1条の「土壌の特定有害物質による汚染」のことで、「特定有害物質」は同法第2条の規定のとおりです。地盤沈下、液状化は土壌汚染に含みません。
41	事業契約書 (案)	21	32	(5)			設計	任意投資（自由提案施設含む）の設計・建設に際して要求水準書に明記された場所以外の場所で土壌汚染対策が必要となった場合、当該費用についても貴市の負担となるという理解でよろしいでしょうか。万が一、貴市が当該費用負担を拒否し、自由提案施設の事業化を断念せざるを得ない場合、本事業全体の事業性に大きく影響を与え得るため、リスク分担について明確にして頂きたいと存じます。	ご理解のとおりです。 なお、事業契約書（案）第32条第5項に記載のとおり、市が負担する土壌汚染対策費が最小限となるよう努めることとします。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1			
42	事業契約書 (案)	21	32	(5)			設計	<p>「土壌汚染があると見込まれる場所として要求水準書に明記された場所」において土壌汚染があった場合であっても、土壌汚染の内容・程度が事前の見込と異なることなどにより、その土壌汚染対応のコストが通常見込まれる金額（又は貴市から事前に提示された見込額がある場合はその額）を上回る場合、当該コストは、「予見できない」土壌汚染対応に係る費用として、貴市の負担となる理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。 なお、過去に池があった範囲は、調査済み及び「等々力緑地再編整備実施計画（令和4年2月改定）」10（1）で示す建物や緑地を残す範囲を除き、土壌調査費を予定価格に計上しています。 また、土壌汚染が判明している範囲及び過去に池があった範囲で、実施計画で示す公園施設整備に伴う発生土については、汚染土壌と見込み、運搬処分費を予定価格に計上しています。 なお、土壌調査費と汚染土壌の運搬処分費を21億円と見込み予定価格に計上しています。この見込みを上回る場合については、修正後の事業契約書（案）別紙5をご参照ください。</p>
43	事業契約書 (案)	21	32	(5)			設計	<p>「合理的な範囲で市がこれを負担する」とありますが、これは現時点のサービス対価に土壌汚染対応コストが織り込まれているという趣旨ではなく、別途予算措置を講じて事業者の増加費用を補償するという趣旨である理解で宜しいでしょうか。</p>	No42をご参照ください。
44	事業契約書 (案)	21	32	(5)			設計	<p>「土壌汚染があると見込まれる場所として要求水準書に明記された場所」とは、令和4年4月時点の形質変更時要届出区域に指定された範囲に限られる理解で宜しいでしょうか。 なお、過去に池があった範囲（「別紙 26 池の範囲」の青枠部分）が全て含まれるとすると、事業者の責任範囲が広範に過ぎるため、現在の条件での事業参加は非常に厳しいと考えております。</p>	No42をご参照ください。
45	事業契約書 (案)	21	32	(5)			設計	<p>万が一、「土壌汚染があると見込まれる場所として要求水準書に明記された場所」が、要求水準書「別紙 26 池の範囲」の青枠部分を指すと解される場合、土壌汚染に関する詳細の資料もない中で工事費を積算することは困難であり、現在の条件下での事業参加は不可能です。 そのため、まずは事業参加の可否を判断すべく、可及的に速やかに、①過去の土壌汚染の内容・対策及び対策費用の実績、②貴市が見込んでいる土壌汚染の内容・程度、並びにその対策費用見込額及びその算定根拠に関する詳細な資料をご開示ください。 詳細な資料を開示して頂いた上で、貴市が予定価格を算定する際に土壌汚染対策として織り込んだ費用の妥当性を検証させて頂ければと存じます。なお、検証の結果、貴市の見込額と合理的な対策費用との間に乖離がある場合には、やはり現在のリスク分担の下では事業参加は非常に厳しく、リスク分担の見直しは必須になると考えています。</p>	No42をご参照ください。
46	事業契約書 (案)	21	32	(5)			設計	<p>守秘義務対象資料「等々力陸上競技場および野球場周辺における土壌汚染調査の結果について」で引用資料として記載されている「等々力緑地内整備予定地土壌調査業務委託報告書（表層土壌調査）（平成30年11月）」をご開示ください。</p>	当該報告書の調査結果報告部分を守秘義務対象資料として追加で開示します。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1			
47	事業契約書 (案)	21	32	(5)			設計	「特定事業契約締結日時点において等々力球場周辺の形質変更時要届出区域内で実施済みの～」とありますが、要求水準書P22にある「令和4年4月時点の形質変更時要届出区域内の～」とあることから令和4年4月時点に統一していただけますでしょうか。	ご意見のとおり修正しました。 修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
48	事業契約書 (案)	21	32	(6)			設計	任意投資（自由提案施設含む）の設計・建設に際して埋蔵文化財及び地中障害物等が発見された場合、当該費用についても貴市の負担となるという理解でよろしいでしょうか。万が一、貴市が当該費用負担を拒否し、自由提案施設の事業化を断念せざるを得ない場合、本事業全体の事業性に大きく影響を与え得るため、リスク分担について明確にして頂きたいと存じます。	ご理解のとおりです。
49	事業契約書 (案)	21	32	(6)			設計	「要求水準書等その他本事業に関し市が公表した資料において明示されており、又はそれらの内容から予見可能な～」とありますが、どの資料が該当するのか（例えば、用地埋蔵文化財及び用地地中障害物等）、資料名を明確に提示していただけますでしょうか。	埋蔵文化財は次のHPで公表しています。 https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000033878.html 地中障害物等については不明です。
50	事業契約書 (案)	22	32	(6)			設計	地中障害物等については、市（もしくは市が選定した工事等実施者等）が不法に投棄したもの等、市に帰責性がある事項と思料致します。これらは、土地所有者の責任として、合理的か否かに関わらず全額負担の上処理がされるものであり、かつ、処理等による増額費用についても当然に市にご負担いただくべきものと思料致します。埋蔵文化財とは性質の異なるものですので、分けて定義頂けますようお願いいたします。	ご意見として承ります。なお、適切に協議します。
51	事業契約書 (案)	22	32	(6)			設計	地中障害物については、所有者の責任によるものが大きいと思われまますので、貴市が負担することが当然であり、文言の修正をお願いいたします。	ご意見として承ります。なお、適切に協議します。
52	事業契約書 (案)	22	32	(6)			設計	埋蔵文化財については関連法に基づく手続き等もあると考えられます。地中障害と同列の事項ではないと思いますがいかがでしょうか。	ご意見として承ります。なお、適切に協議します。
53	事業契約書 (案)	21	32	4～6			設計	事前調査業務の結果、土壌汚染、埋蔵文化財の存在、地中障害物を例示として市が増加費用を負担する範囲が定められていますが、例示以外の発見があった場合の処理、及び想定されている範囲につきご教示ください。また、土壌汚染等に関連する期間延長（EOT）を認める文言も追記頂きたいと存じます。	前段について、事業契約書（案）第32条第4項条文中の地中障害物等の『等』の具体的内容について現時点において具体的な想定はありませんが、例示されたものに厳密に該当しなくとも、それらと類似し、同等に取り扱うべき事情が存する場合に、市において増加費用を負担する余地を認めるものです。 後段については、No26をご参照ください。
54	事業契約書 (案)	23	35	(4)			建設等企業による業務実施及び下請の制限等	「主たる部分」「他の部分から独立してその機能を発揮する」の範囲は具体的にどのような場合でしょうか。	現時点で具体的な想定はありません。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1			
55	事業契約書 (案)	24	35	(6)			建設等企業による業務実施及び下請の制限等	二次下請けとの間で締結する請負契約の様式を指定された趣旨をご教示ください。	請負契約の適正化を目的とします。
56	事業契約書 (案)	25	37	(1)			近隣調整	市は必要と認める場合には、事業者が行う近隣調整に協力すると有りますが、本事業は市の整備計画等に基づくものであり、市の整備計画等についての説明責任は市にあるものと思料致します。一方、事業者は市の整備計画等に基づき整備・運営する責任を負います。よって、必要に応じてではなく、共同にて近隣調整（説明会等の実施等）は実施されるべきものと思料致します。文言および対応について修正をお願いいたします。	市が事業者と共同して近隣調整する必要がある場合は、適切に対応します。
57	事業契約書 (案)	25	37	(2)			近隣調整	用地は全て川崎市所有で第三者の土地の権利関係は一切介在していませんでしょうか。用地の現在又は将来の利用に関してこれまで第三者との間で契約・合意書を締結されたことはあるでしょうか。また、これまで近隣住民とのトラブル等はありませんでしょうか。	敷地所有者については、要求水準書第2 1.1 に記載のとおりです。現時点で近隣住民とのトラブルは把握していません。
58	事業契約書 (案)	25	37	(2)			近隣調整	第37条第2項但書の「本施設の設置自体に関する反対運動、訴訟、要望等」は、施設の新設に関するものに限られず、本事業による施設の新設・増築・改築・移転・解体・撤去・運営などを含む（要するに、本事業自体への反対運動等を意味する）との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	事業契約書 (案)	25	37				近隣調整	本事業の実施自体に関する説明責任は事業者でなく貴市にあるものと理解しています。事業の実施そのものに関する理解醸成のための近隣調整は、貴市が実施される理解でよろしいでしょうか。貴市と事業者との役割分担を明確化頂けないでしょうか。	市が近隣調整する必要がある場合は、適切に対応します。
60	事業契約書 (案)	25	38				監督員	監督員による監督の対象には、自由提案施設及び本施設に係る任意投資は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、本施設については、監督員を置く場合があります。
61	事業契約書 (案)	27	41	1			工事用地の確保等	工事用地の確保に際し、市が第三者への承認等を取得する予定はあるのでしょうか。	現時点で予定はありません。
62	事業契約書 (案)	28	42				設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等	任意投資（自由提案施設含む）については、改造請求の対象外という理解でよろしいでしょうか。仮に対象となる場合には、事業者が生じた増改費用又は損害等について、貴市の負担となる理解でよろしいでしょうか。	自由提案施設についてはご理解のとおりです。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1			
63	事業契約書 (案)	28	43				設計図書の変更	「市が必要があると認めるとき」の判断および整備等期間及びサービス対価の合理性はどのように担保されるのでしょうか。例えば第三者機関による解決等の方法もご検討下さい。 合理的範囲につき協議する場合、その間事業者の作業中断の権利を留保されたくお願いします。	前段の、決定の公正性につきましては「合理的な」との限定により担保されており、「合理的な範囲」についての具体的な決定につきましては、その時点において適切と認められる方法によることとなります。その際、適切と認められる場合に、ご提案のように第三者機関の判断に委ねることも妨げられるものではありません。 作業中断につきましては、第44条の規定のとおりです。
64	事業契約書 (案)	28	43				設計図書の変更	任意投資（自由提案施設含む）については、設計図書変更の対象外という理解でよろしいでしょうか。仮に対象となる場合には、事業者が生じた増改費用又は損害等について、貴市の負担となる理解でよろしいでしょうか。	任意投資のうち、自由提案施設については対象外となります。本施設については対象とします。
65	事業契約書 (案)	29	44	(3)			工事の中止	貴市の責めにより工事が一時中止となった場合には事業者が生じた増改費用又は損害等は貴市の負担となる理解です。任意投資（自由提案施設含む）に関する工事についても、補償の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲において、ご理解のとおりです。
66	事業契約書 (案)	29	45	(1)			事業者の請求による整備等期間の延長	事業者の責めに帰すべき事由以外の事由については、不可抗力に含まれる解釈でよろしいでしょうか。	不可抗力の定義については事業契約書（案）別紙1に記載のとおりです。
67	事業契約書 (案)	29	45	(2)			事業者の請求による整備等期間の延長	「必要があると認めるとき」の具体的内容について、ご教示ください。	現時点で具体的な想定はありません。
68	事業契約書 (案)	29	45	(2)			事業者の請求による整備等期間の延長	事業用地や周辺環境については、貴市が管理されてきた理解です。で、環境影響評価の結果による整備等期間の延長リスクは、貴市が負担すべきと考えます。そのため、貴市との協議においては、貴市負担とすることを前提に、その支払方法・時期について協議することになる理解で宜しいでしょうか。	費用負担についても協議の対象とします。
69	事業契約書 (案)	29	45	1			事業者の請求による整備等期間の延長	延長変更を請求できる事由が限定的であり、例えば「土壌汚染、不可抗力、または市或いは第三者の責めに帰すべき場合等、事業者の責めに帰すべき事由に当たらない場合」といった文言を加えるようお願い致します。	事業契約書（案）を修正しました。 修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
70	事業契約書 (案)	29	46	(1)			整備等期間の変更方法	同条項に基づく協議が14日整わない場合、貴市に通知義務が生じますが、「14日」の根拠をご教示ください。	事業契約書（案）を修正しました。 修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
71	事業契約書 (案)	29	46	(2)			整備等期間の変更方法	同条項では「7日」とありますが、その根拠をご教示ください。	事業契約書（案）を修正しました。 修正後の事業契約書（案）をご参照ください。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1			
72	事業契約書 (案)	29	46	1			整備等期間の変更方法	整備等期間の延長が認められる範囲が限定的な上、14日間で協議が整わない場合市が一方的に決定することになりますが、公平性の観点から事業者が異議を唱える機会を設定頂きたいをお願いします。	協議には誠実に対応いたします。なお、期間に関する文言を修正しましたので修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
73	事業契約書 (案)	30	47	(4)			臨機の措置	臨機の措置に係る費用は、サービス対価A及びBの範囲で負担することが適当な部分について、事業者負担とされていますので、設計・建設業務との関係に限って臨機の措置が要求される理解で宜しいでしょうか。 維持管理業務との関係でも臨機の措置が求められる場合には、サービス対価C乃至Gの範囲で負担することが適当であるかを問題とすべきであることから、お伺いする次第です。	ご理解のとおりです。
74	事業契約書 (案)	30	49	(1)				「第54条第1項」の規定により付された保険等とありますが、「第53条第1項」が正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
75	事業契約書 (案)	31	50	(1)			サービス対価の変更に代える設計図書の変更	第46条に関する質問と同じく、「14日」の根拠をご教示ください。	事業契約書（案）を修正しました。 修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
76	事業契約書 (案)	31	50	(2)			サービス対価の変更に代える設計図書の変更	第46条に関する質問と同じく、「7日」の根拠をご教示ください。	事業契約書（案）を修正しました。 修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
77	事業契約書 (案)	31	50	1			サービス対価の変更に代える設計図書の変更	サービス対価を増額すべき場合に、増額に変えて設計図書を変更させるとはどのような場合でしょうか。	現時点では具体的な想定はありません。
78	事業契約書 (案)	32	54	(1)			引渡予定日等の通知	引渡日予定日について、前事業年度の9月末までに通知することと規定されており、変更する場合も第3項にて、同じく前事業年度の9月末までに通知と記載があり、実質通知後の変更が不可となっています。よって事業者は余裕を持った通知をせざるを得ず、正確な引渡時期が市としても認識しにくくなるように思います。従いまして、引渡日予定日の通知期限については一律で前事業年度の9月末とせずに、引渡日の1年前までにする等に変更頂きたい存じます。	事業契約書（案）を修正しました。 修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
79	事業契約書 (案)	32	54	(1)			引渡予定日等の通知	引渡予定日の通知期限が「前事業年度の9月末日」とされていますが、仮に引渡予定日を3月末日とする場合には、約1年半前の通知となり、通知時期が早過ぎるように思われます。「引渡予定日の6ヶ月前までに」などにご修正頂けないでしょうか。	No78をご参照ください。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1			
80	事業契約書 (案)	32	54	(1)			引渡予定日等の通知	「引渡予定日」の定義にかかわらず、第54条第3項に基づき引渡予定日を変更した場合には「引渡予定日」は当該変更後の日を意味するという理解でよろしいでしょうか。同条第2項の解体・撤去完了予定日の通知期限についても同様です。	No78をご参照ください。
81	事業契約書 (案)	32	54	(3)			引渡予定日等の通知	やむを得ず、前事業年度の9月末日以降に変更となる可能性があった場合はどのような手続きを取るべきかの記載がございませんでした。最終引き渡期限よりも前でしたら、協議の上引き渡し日を変更することは可能ということでもよろしいでしょうか。	No78をご参照ください。
82	事業契約書 (案)	32	54				引渡予定日等の通知	本条各項に定める通知は、引渡日を確約するものではなく、特定事業契約の定めに基づき整備等期間を延長することを妨げないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	事業契約書 (案)	32	54				引渡予定日等の通知	本条各項に定める通知を前事業年度の9月末日までに必要とされる意図をご教示いただけますでしょうか。	本市の体制確立（特に予算）のために設定した通知期限となります。
84	事業契約書 (案)	32	56	(4)			引渡予定日等の通知	完成図書を引渡予定日までに引き渡すと記載がありますが、通常完成図書(竣工図等)については、引渡し後から3ヶ月程度、規模によっては6ヶ月から1年程度の時間を要することもございます（最終検査等の指摘による変更事項の反映等のため）。図面等一部提出が不可なものについては、物件引渡し後の提出にて猶予を頂けませんでしょうか。猶予を頂けない場合、図面が完成するまで、ゼネコン様等から引き渡しを受けることもできず、また、市へ引き渡す時期も延びてしまい、事業開始等が遅延してしまいます。ご配慮頂きたい。	完工図書につきましては、事業契約書（案）第56条の規定が原則となります。
85	事業契約書 (案)	35	58	(3)			引渡し等の遅延	念のためですが、引渡し又は解体完了届出の提出が引渡予定日より遅延した場合であっても、当該引渡又は解体完了届出の提出が最終引渡期限までに完了した場合には、事業者は、当該遅延について何らの責任を負わないという理解です。	ご理解のとおりです。
86	事業契約書 (案)	35	58	(3)			引渡し等の遅延	貴市の責めに帰すべき事由によって、引渡し又は解体完了届出の提出が最終引渡期限よりも遅延した場合、当該遅延に起因して事業者が発生した増加費用については、貴市の負担になる理解で宜しいでしょうか。 その理解で宜しい場合、特定事業契約にその旨明記して頂けますでしょうか。 また、法令変更・不可抗力により最終引渡期限よりも遅延した場合の帰結についてもご教示ください。	前段については、合理的な範囲について、ご理解のとおりです。また、事業契約書（案）を修正しましたのでご参照ください。後段については、法令変更及び不可抗力に関する各規定のとおりです。
87	事業契約書 (案)	36	59	(5)			契約不適合責任	施設の引き渡しから2年以内を超えた場合、契約不適合に基づく市からの請求などはできないと記載がありますが、本事業における引き渡しは事業期間に複数に渡って実施されるものと思料しますが、その理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1			
88	事業契約書 (案)	36	59	(6)			契約不適合責任	設備機器等の引き渡しから1年以内を超えた場合、契約不適合に基づく市からの請求などはできないと記載がありますが、本事業における引き渡しは事業期間に複数に渡って実施されるものと思料しますが、その理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	事業契約書 (案)	36	59	(6)			契約不適合責任	「設備機器本体等」の定義が見当たりませんので、その意義をご教示ください。	川崎市工事請負契約約款第57条第2項のとおりです。
90	事業契約書 (案)	36	59	4, 5, 6			契約不適合責任	同条4項と5項又は6項の関係についてご教示ください。具体的には、5項又は6項の期間経過後に本施設が滅失・既存した場合には、4項に基づく権利行使ができないことを確認させてください。	ご理解のとおりです。
91	事業契約書 (案)	37	60	(1)			管理の代行	特定事業契約上、指定管理期間に関する定めはありませんが、入札説明書記載のとおり、指定期間は30年となる理解で宜しいでしょうか。	指定管理の期間は入札説明書2（9）アに記載のとおり令和5年4月から令和35年3月までの30年間とします。なお、事業契約書（案）を修正しましたのでご参照ください。
92	事業契約書 (案)	37	60	(1)			管理の代行	本施設ごとに維持管理業務の開始日は異なることから、指定管理の指定は、①本施設ごとに、②当該本施設に係る維持管理業務の開始日までに行われる理解で宜しいでしょうか。 指定管理の指定については、特定事業契約上、指定期限の定めがありませんし、施設ごとに指定されるのかも明らかでないことから、ご教示ください。	No91をご参照ください。
93	事業契約書 (案)	37	61	(3)			指定管理者による管理等	市が定める応急措置に関する計画に協力することによって事業者に生じる費用については、市が負担するという認識でよろしいでしょうか。	要求水準書等に定めのないものについては、合理的な範囲で市が負担します。
94	事業契約書 (案)	38	64	(4)			指定管理者の指定の取消し等	「当該業務の委託を続けた場合の市の支払額」とは、具体的には停止した維持管理運営業務に対応するサービス対価C乃至Gを指す理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	事業契約書 (案)	39	66	(1)	(4)		公共施設等運営権の設定及び効力発生	第(4)号で「維持管理運営業務の開始に向けた手続きが円滑に進捗していること」とありますが、停止条件として不明確であり、恣意的な運用のおそれがあると考えます。具体的に、どのような場合に円滑に進捗していないと判断されるのか、具体的な判断基準をご教示ください。	開始に向けた手続きに不備がある場合等を想定しています。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1			
96	事業契約書 (案)	39	66	(1)			公共施設等運営権の設定及び効力発生	事業者の会計処理上、運営権設定対象施設に設定された運営権について、契約上定められた運営権対価の支出額を無形固定資産として計上する必要がありますが、「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」3. 参照）、一方で入札説明書2(13)エにて、「運営権対価の支払いは求めない。ただし、公共施設等運営事業による運営権対価相当額を各年度のサービス対価から減じること。」とあります。「運営権対価相当額」は契約上どのように定められるのでしょうか。	入札説明書2(13)エの記載について、「運営権対価の支払いは求めない」を「運営権対価の負担は求めない」に修正し「ただし、公共施設等運営事業による運営権対価相当額を各年度のサービス対価から減じること」を削除します。
97	事業契約書 (案)	39	66	(1)			公共施設等運営権の設定及び効力発生	本施設（運営権設定対象）毎に運営権を設定することとなっていますが、SPCの会計処理上、運営権毎に、契約にて定められた運営権対価の支出額の総額を無形固定資産として計上する必要があります（ご参照：「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」第3項）。 一方、入札説明書第2項(13)エには「運営権対価の支払いは求めない。ただし、公共施設等運営事業による運営権対価相当額を各年度のサービス対価から減じること。」と記載があり、ここでいう「運営権対価相当額」とは、契約上どのように定められるのか、ご教示頂けますでしょうか。	No96をご参照ください。
98	事業契約書 (案)	39	66	(1)			公共施設等運営権の設定および効力発生	駐車場は整備対象外の施設との理解ですが、運営権設定のタイミングは事業開始時でしょうか。ご想定がございましたらご教示ください。	駐車場については、事業契約書（案）別紙1に記載のとおり、現南駐車場を除く駐車場を整備対象としています。 なお、運営権設定時期は事業者の提案によるため、協議により決定します。
99	事業契約書 (案)	39	66	(1)			公共施設等運営権の設定及び効力発生	本施設（運営権設定対象）毎に運営権を設定することが前提となっておりますが、事業者の会計処理上、それぞれの運営権について、契約において定められた運営権対価の支出額を無形固定資産として計上する必要があります（「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」3. 参照）。 一方、入札説明書2(13)エには「運営権対価の支払いは求めない。ただし、公共施設等運営事業による運営権対価相当額を各年度のサービス対価から減じること。」とあります。ここでいう「運営権対価相当額」は、契約上どのように定められるのか、ご教示ください。	No96をご参照ください。
100	事業契約書 (案)	39	66	(1)			公共施設等運営権の設定及び効力発生	市は本施設（維持管理運営対象）のうち本施設（運営権設定対象）毎に運営権を設定するとされており、別表（対象施設一覧）の「定義」の「本施設（運営権設定対象）」の列に「●」の記載のあるものは5施設あるものと認識しておりますが、それぞれに運営権が設定されるという理解でよろしいでしょうか？	球技専用スタジアム、（新）とどろきアリーナ、駐車場について、それぞれ運営権を設定します。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1			
101	事業契約書 (案)	39	66	(1)			公共施設等運営権の設定及び効力発生	市は条件の全部（但し、本施設（整備対象外）である駐車場については第1号を除く。以下同じ。）が成就することを停止条件として運営権を設定するとされておりますが、別紙1の別表（対象施設一覧）の「定義」によりますと、現等々力陸上競技場メインスタンドも本施設（整備対象外）であるとの認識です。この点、本施設（整備対象外）である駐車場と同様に、現等々力陸上競技場メインスタンドも当項第1号の条件は除かれるという理解でよいでしょうか？	現等々力陸上競技場メインスタンドは、球技専用スタジアムの一部となりますが、球技専用スタジアムとして完成後に運営権を設定するため、第66条第1項第1号が適用されます。なお、事業契約書（案）別紙1別表1の注を追記しました。修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
102	事業契約書 (案)	39	66	(1)			公共施設等運営権の設定及び効力発生	万が一、運営権の設定に係る市議会の議決が得られなかった場合には運営権の設定は行われぬ理解です。この場合、これに起因して事業者が生じた損害又は増加費用等は、別紙8⑧のリスク分担に従って、全て貴市の負担になる理解で宜しいでしょうか。 その理解で宜しい場合、特定事業契約でその旨明確に記載して頂けますでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書（案）に記載のとおりとします。
103	事業契約書 (案)	40	66	(4)			公共施設等運営権の設定及び効力発生	第102条の事業期間と関連しますが、運営権の存続期間に関して、始期が各施設ごとに異なる一方、その終期が「運営権存続期間満了日」が令和35年3月31日までと一律になっておりますが（別紙1(11)）、各施設ごとに一定期間の運営権の存続期間が確保できる建付けにできないか確認させてください。若しくは、貴市との間の個別対話等で協議させていただければ幸いです。	運営権設定期間は事業者の提案によるため、協議により決定します。なお、入札説明書2（9）に記載のとおり、令和35年3月31日以降の期間を含むことはできないものとします。
104	事業契約書 (案)	41	70	(2)			損害賠償責任 保険等	「その証券又はこれに変わるものを直ちに提示しなければならない」とありますが、貴市で写しを取り、写しを保管される予定でしょうか。 【内閣府・契約に関するガイドライン6-6保険加入義務-6.付保手続き】では、「その保険証券の写しを管理者等に提出することとされる」とありますので、保険証写しの提出で足りればありがたいと思います。（保険証原本の社外持ち出し等はなるべく控えたく思っております。）	「これに代わるもの」は写しでも構いません。
105	事業契約書 (案)	42	71	(1)			長期修繕計画書に基づく修繕等業務	作成にあたり、既存施設や改修を実施する施設も含まれますため、公園全体のこれまでの修繕等履歴について開示して頂けますでしょうか。尚、耐用年数を超えても修繕がされていないもの、明らかな劣化が認められるが更新が行われていないもの等が多数存在する場合、事業計画に大きく関わる可能性がございます。事業の開始までには、これらに該当する事項については修繕等を実施頂けるものであり、引渡し後に判明した場合は市の負担にて実施頂けるものと認識しております。	既存施設につきましてはご理解のとおりです。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所				質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1		
106	事業契約書 (案)	42	71	(1)			長期修繕計画の作成期限の定めがありませんので、具体的な想定があればご教示頂き、規定に追記頂きたく存じます。また、「長期修繕計画の作成タイミング」は「既存施設」と「新設施設」では相違すると思われまますので、その点も区別してご規定頂きたく宜しくお願い致します。 なお、貴市想定スケジュールが厳しいスケジュールの場合は、改めての個別議もご検討頂きたく存じます。	要求水準書に関する質問への回答No82を参照してください。
107	事業契約書 (案)	42	71	(2)			長期修繕計画書に基づく修繕等業務 協議の場合は、初年度のみならず必要に応じて設けて頂けるということによろしいでしょうか。本事業については30年という長期間の事業であり、使用状況や劣化状況等により適宜見直しが必要と思料致します。	事業契約書（案）を修正しました。 修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
108	事業契約書 (案)	42	71	(2)			長期修繕計画について、貴市と協議・合意の上定めることとなっておりますが、合意・制定の期限の定めがありません。特に明確な期限はない、という理解でよろしいでしょうか。具体的な想定があればご教示頂き、規定に追記頂きたく存じます。 なお、「長期修繕計画の作成タイミング」は「既存施設」と「新設施設」では相違すると思われまますので、その点も区別してご規定頂きたく宜しくお願い致します。 なお、貴市想定スケジュールが厳しいスケジュールの場合は、改めての個別議もご検討頂きたく存じます。	要求水準書に関する質問への回答No82を参照してください。
109	事業契約書 (案)	42	71				長期修繕計画に基づく修繕等業務 長期修繕計画の変更について記載がありませんが、通常各施設の法定点検やその他点検に基づき長期修繕計画の敵的な見直しが必要になると思われまます。項目の追加をお願いいたします。	No107をご参照ください。
110	事業契約書 (案)	42	73	(1)			運営業務の収入 本施設の利用料金は、「施設設置管理条例」に規定する利用料金とありますが、当該条例はいつ頃制定されますでしょうか？	既存施設につきましては、本事業開始までに条例改正を予定していません。再整備、新設する施設についての条例制定又は改正につきましては、事業者との協議によります。
111	事業契約書 (案)	42	73	(1)			運営業務の収入 念のためですが、条例及び提案の範囲内であれば、第73条第1項の利用料金の決定・改定について市が承認しない事態は想定されない理解でよろしいでしょうか。	利用料金につきましては、上限額を条例で定めており、条例で定めた範囲内であれば、ご理解のとおりです。
112	事業契約書 (案)	42	73	(3)			運営業務の収入 災害等の発生時において、地域防災計画に基づく防災機能の提供により、長期間にわたり施設閉鎖を余儀なくされる状況が考えられます。この場合は「市の帰すべき事由」に該当し、利用料金収入の減少（逸失利益）については市の負担となるという理解でよろしいでしょうか。	不可抗力に該当する災害の発生時の増加費用については、事業契約書（案）別紙9をご参照ください。利用料金収入の減少については第83条をご参照ください。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所				質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1		
113	事業契約書 (案)	42	74	(1)			本施設（維持管理運営対象）の貸付条件 「本施設（運営権設定対象）を貸し付ける場合」とありますが、運営権を権原として運営権設定対象施設を貸し付けることはできない理解です。ここでいう貸付に係る法的な権原として、具体的に何を想定されているかご教示ください。 「本施設（運営権設定対象）」と「本施設（維持管理運営対象）」の貸付を書き分けていることから、指定管理を貸付の権原とする趣旨ではない理解の下、お伺いする次第です。	設置管理許可によります。 修正後の事業契約書（案）をご参照ください。 なお、設置管理許可の権利の譲渡・転貸はできないことにご留意ください。
114	事業契約書 (案)	43	74				長期修繕計画 長期修繕計画の変更について記載がありませんが、通常各施設の法定点検やその他点検に基づき長期修繕計画の見直しが必要になると思われます。項目の追加をお願いいたします。	No107をご参照ください。
115	事業契約書 (案)	43	74				本施設（維持管理運営対象）の貸付条件 「貸付禁止部分」の該当場所をご教示頂けませんでしょうか（要求水準書案にも記載なし）。	事業者の提案を踏まえて協議します。
116	事業契約書 (案)	44	75	(1)			整備等期間中における任意投資 「建物区分所有法に基づく区分所有の対象とすることができる場合にも、敷地利用権等を勘案し、市が特に承認した場合を除き、かかる区分所有は認められないものとする。」とされています。ここでいう「敷地利用権等を勘案し、」は、その直後の「市が特に承認する場合を除き」にかかるのか、最後の「かかる区分所有は認められないものとする」にかかるのか、いずれになりますでしょうか。前者の場合、事業者側が何らかの理由で敷地利用権をもっていないと事業が進まないような場合には区分所有が認められる場合がある、という意味で捉えてよいかどうか併せ、ご教示ください。	当地が都市公園であることに鑑み、原則として区分所有は認めないという趣旨です。
117	事業契約書 (案)	44	75	(1)			整備等期間中における任意投資 増築等の内容について、事業者の提案に対して市が承認または否認を行う時期についてご教示頂けますでしょうか。	提案内容により、審査や検討の所要期間は定まらないものと考えられます。事業計画に変更が想定されるスケジュールの目安についても提案時に提示をお願いします。
118	事業契約書 (案)	44	75	(1)			整備等期間中における任意投資 増築等の内容について、市からの承認が得られなかった場合、事業計画の変更なども生じます。スケジュール上、市からの承認または否認を行う時期についてご明示いただけないでしょうか。	No117をご参照ください。
119	事業契約書 (案)	44	75	(1)			整備等期間中における任意投資 増築等の内容について、市からの承認が得られなかった場合、事業計画の変更なども生じます。スケジュール上、市からの承認または否認を行う時期についてご明示いただけないでしょうか。	No117をご参照ください。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所				質問内容	回答	
			第1条	1	(1)	別紙1			
120	事業契約書 (案)	44	75	(1)			整備等期間中における任意投資	任意初期投資等について貴市の承認が条件とされていますが、事業者提案書に記載した任意初期投資等については、貴市の承認は不要という理解でよろしいでしょうか。	提案書に記載した場合でも、市の承認は必要です。事業契約書（案）を修正しました。修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
121	事業契約書 (案)	44	75	(1)			整備等期間中における任意投資	任意初期投資等について、貴市の承認が条件とされていますが、当該承認は不合理に拒絶又は遅延されない理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	事業契約書 (案)	44	75	(2)			整備等期間中における任意投資	事業者の行う増築等が本施設と不可分一体の場合に、①引渡しに伴い貴市に所有権が移転し、②契約不適合責任を負うとされています。①に関して、どのような場合に「引渡し」といえるかご教えてください。②に関して、契約不適合責任を負う理由についてご教えてください。	①については、増築等の対象となる本施設（整備対象）の引渡しがあったときです。②については、増築等部分を含む当該本施設（整備対象）について要求水準を満たしていることを求める趣旨です。
123	事業契約書 (案)	44	75	(2)			整備等期間中における任意投資	「詳細については…協議により決定する」とありますが、増築等部分は本施設と一体と取り扱われますので、別途協議で決定すべき事項はないように思われます。「詳細」とは、具体的にどのようなものを想定されているかご教えてください。 なお、いずれにしても、事業者が要求水準以上の義務を負うことはない理解です。	任意投資の内容は様々であり、具体的な内容に応じて取扱いが異なるため、特に協議の必要がなければ協議は行いません。
124	事業契約書 (案)	45	75	(2)			整備等期間中における任意投資	第二文に「当該引渡し後、当該増築等部分は、当該本施設（維持管理運営対象）の一部として本指定及び維持管理運営業務並びに運営権（運営権については当該本施設（維持管理運営対象）が本施設（運営権設定対象）である場合に限る。）の対象に含まれ」と記載があります。 一体性のある任意投資は、区分所有となる場合を除いて基本的に貴市所有になる一方で、第4項の規定上、当該任意投資相当額のサービス対価の増額は無いものと理解しております。このため、事業者の会計処理上、当該任意投資相当額は運営権として資産計上を行い、償却の対象とする必要があります。 この点、BTコンセッションの類似事例である愛知県新体育館整備・運営等事業においては、設計・建設費からサービス購入料を控除した金額を「運営権設定条件付き譲渡対価相当額」と定義しています。本事業における増築部分の投資額についても、先行事例と同様に、運営権対価に相当するものと整理して差し支えないでしょうか？もし支障がある場合には具体的な取扱方法についてご教えてください。	本施設（整備対象）に係る増築等に関する費用のうち、サービス対価を超える部分の取り扱いについては、運営権として資産計上するものと考えますが、事業者にて判断してください。
125	事業契約書 (案)	45	75	(2)			整備等期間中における任意投資	「当該引渡し後、当該増築等部分は、当該本施設（維持管理運営対象）の一部として本指定及び維持管理運営業務並びに運営権（運営権については当該本施設（維持管理運営対象）が本施設（運営権設定対象）である場合に限る。）の対象に含まれ」と記載がありますが、一体性のある任意投資は、（区分所有となる場合を除いて）基本的に貴市が所有権を有する一方で、当該任意投資相当額のサービス対価の増額はなされない理解です。事業者の会計処理上、当該任意投資相当額は運営権として資産計上し、償却の対象とする必要がありますが、増築部分の投資額を運営権対価に相当するものと整理して問題ないでしょうか。もし問題がある場合、具体的な取扱方法についてご教えてください。	No124をご参照ください。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所					質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1	項目名		
126	事業契約書 (案)	45	75	(2)			整備等期間中における任意投資	本項の第二文に、「当該引渡し後、当該増築等部分は、当該本施設（維持管理運営対象）の一部として本指定及び維持管理運営業務並びに運営権（運営権については当該本施設（維持管理運営対象）が本施設（運営権設定対象）である場合に限る。）の対象に含まれ」と記載があるてについて以下質問です。 一体性のある任意投資は、区分所有となる場合を除き基本的に市の所有となる一方で、第4項の規定により、当該任意投資相当額のサービス対価の増額はないものと理解です。このため、S P Cの会計処理上、当該任意投資相当額は運営権として資産計上を行い、償却の対象とする必要があります。 この点について、BTコンセッションの類似事例である愛知県新体育館整備・運営等事業では、設計・建設費からサービス購入料を控除した金額を「運営権設定条件付き譲渡対価相当額」と定義しています。本事業における増築等部分の投資額についても、類似事例と同様に、運営権対価に相当するものと整理して差し支えないでしょうか。もし支障がある場合には具体的な取扱方法についてご教示頂けますでしょうか。	No124をご参照ください。
127	事業契約書 (案)	45	75	(3)	但書		整備等期間中における任意投資	市又は市の指定する者が必要と認めた場合、の必要と認めていただける時期について相当期間（1年半～2年程度）を設けて頂けますでしょうか。	ご意見として承ります。
128	事業契約書 (案)	45	75	(3)			整備等期間中における任意投資	任意初期投資等により事業者が設置した自由提案施設又は本施設（整備対象）の増築等部分については、所有権等の登記も可能という理解でよろしいでしょうか。	自由提案施設についてはご理解のとおりです。
129	事業契約書 (案)	45	75	(3)			整備等期間中における任意投資	任意初期投資等により事業者が設置した自由提案施設又は本施設（整備対象）と独立した所有権の対象となり若しくは区分所有が認められると記載が有りますが、所有権等の登記も可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、原則として区分所有は認めません。
130	事業契約書 (案)	45	75	(3)			整備等期間中における任意投資	市又は市の指定する者への無償又は時価での売却に係る判断は、第102条第2項に基づき事業期間満了日の5年前の応当日までに期間延長の申し出を行う必要があることに鑑み、事業期間満了日の5年前までには貴市による意思決定が行われる理解でよろしいでしょうか。	当該判断を事業期間満了日の5年前までに行うことは想定していません。
131	事業契約書 (案)	45	75	(3)			整備等期間中における任意投資	当該自由提案施設及び増改築等部分について、自主事業期間の終了までに解体・撤去することとされており、第78条第4項では自主事業は特定契約の解除又は維持管理運営期間の終了とともに終了するとされているところ、市がその任意の裁量により別段の指定を行う場合には、特定契約の解除又は維持管理運営期間の終了後も当該自由提案施設及び増改築等部分を所有し、事業の用に供することができるものと理解しておりますが、市がその任意の裁量により別段の指定を行う場合、とはどのような場合をご想定でしょうか？	現時点では具体的な内容は想定していません。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1			
132	事業契約書 (案)	45	75	(3)			整備期間中における任意投資	「事業者は、当該自由提案施設及び増築等部分を第三者に譲渡してはならないものとし、市がその任意の裁量により別段の指定を行う場合を除き」との記載がありますが、別段の指定を行う場合とはどのようなケースを想定しているのか明示をお願いします。	現時点では具体的な内容は想定していません。
133	事業契約書 (案)	45	75	(3)			整備等期間中における任意投資	任意初期投資等により事業者が設置した自由提案施設又は本施設（整備対象）の増築等部分は所有権の対象若しくは区分所有権が認められると記載が有りますが、所有権等の登記も可能という理解でよろしいでしょうか。	No129をご参照ください。
134	事業契約書 (案)	45	75	(3)			整備等期間中における任意投資	自由提案施設の中には、事業期間終了後も事業者において運営を継続することが適当であると認められる施設もありうると考えます。そのため、貴市が別途認める場合には、自由提案施設について、事業期間終了後も、運営権者又はその代表企業が引き続き運営を継続できる理解で良いかご確認ください。 なお、第76条第3項に定める自主提案施設について同様です。	設置管理許可は、許可期限満了後、原状回復が原則となります。継続又は新たな許可申請として、別途、協議をお願いします。
135	事業契約書 (案)	45	75	(3)			整備等期間中における任意投資	区分所有の対象である増築等部分及び自由提案施設について、市が必要と認めた場合には無償譲渡しなければならないとされています。もともと、これでは、事業者の負担において貴市又は貴市の指定する者を不当に利する結果となり、不合理であると考えます。そのため、事業終了時における事業者所有施設の買取りについては、時価売却を原則として頂きますようお願いいたします。 第76条第3項及び第114条第1項の資産について同様です。	原文のとおりとします。なお、協議には誠実に応じます。
136	事業契約書 (案)	45	75	(4)			整備等期間中における任意投資	任意初期投資等のうち、本事業終了時における、本施設と一体となった増築等部分の取扱いが明らかではありませんが、当該増築等部分については、その価値が貴市に帰属することから、事業終了時において、その残存価値の限度で貴市から事業者に補償がなされる理解でよろしいでしょうか。 投下資本回収の途が確保されなければ、大規模な投資等を行うことができず、本事業の意義が半減するため、事業者にとって非常に重要なポイントであると考えています。	誠実に協議に応じます。
137	事業契約書 (案)	46	75	(5)			整備等期間中における任意投資	事業提案書に記載した任意初期投資等について、貴市の承認が得られないことは想定されない理解です。念のため、かかる理解で良いことを確認させていただきます。	関係法令や要求水準書第2 3.6、同第5に記載する本市の考え方に適合する提案であることが前提です。
138	事業契約書 (案)	46	76	(1)			維持管理運営期間中の任意投資	任意追加投資等について貴市の承認が条件とされていますが、事業者提案書に記載した任意追加投資等については、貴市の承認は不要という理解で宜しいでしょうか。	事業契約書（案）を修正しました。修正後の事業契約書（案）をご参照ください。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1			
139	事業契約書 (案)	46	76	(1)			維持管理運営 期間中の任意 投資	任意追加投資等について、貴市の承認が条件とされていますが、当該承認は不合理に拒絶又は遅延されない理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	事業契約書 (案)	47	76	(3)	但書		維持管理運営 期間中の任意 投資	市又は市の指定する者が必要と認めた場合、の必要と認めていただける時期について相当期間（1年半～2年程度）を設けて頂けますでしょうか。	ご意見として承ります。
141	事業契約書 (案)	47	76	(3)			維持管理運営 期間中の任意 投資	当該自由提案施設及び増改築等部分について、自主事業期間の終了までに解体・撤去することとされており、第78条第4項では自主事業は特定契約の解除又は維持管理運営期間の終了とともに終了するとされているところ、市がその任意の裁量により別段の指定を行う場合には、特定契約の解除又は維持管理運営期間の終了後も当該自由提案施設及び増改築等部分を所有し、事業の用に供することができるものと理解しておりますが、市がその任意の裁量により別段の指定を行う場合、とはどのような場合をご想定でしょうか？	現時点では具体的な内容は想定していません。
142	事業契約書 (案)	47	76	(3)			維持管理運営 期間中の任意 投資	市又は市の指定する者への無償又は時価での売却に係る判断は、第102条第2項に基づき事業期間満了日の5年前の応当日までに期間延長の申し出を行う必要があることに鑑み、事業期間満了日の5年前までには貴市による意思決定が行われる理解でよろしいでしょうか。	当該判断を事業期間満了日の5年前までに行うことは想定していません。
143	事業契約書 (案)	47	76	(3)			維持管理運営 期間中の任意 投資	区分所有権の対象となる、又は所有権の対象となる任意初期投資等は、自主事業期間の終了とともに貴市に無償で譲渡することになっております。この点に関して、民法や借地借家法では、建物買取請求権（借地借家法13条）などがありますが、そのような建付けになっていない理由をご教示ください。	本事業の事業予定地が都市公園であり公園の設置管理許可を根拠としていることを考慮したためです。
144	事業契約書 (案)	47	76	(4)			維持管理運営 期間中の任意 投資	任意追加投資等のうち、本事業終了時における、本施設と一体とされた追加投資部分の取扱いが明らかではありませんが、当該増築等部分については、その価値が貴市に帰属することから、事業終了時において、その残存価値の限度で、事業者へ補償して頂けますようお願いいたします。 投下資本回収の途が確保されなければ、大規模な投資等を行うことができず、本事業の意義が半減するため、事業者にとって非常に重要なポイントであると考えています。	誠実に協議に応じます。
145	事業契約書 (案)	48	78	(1)			自主事業の実 施	事業提案書に未記載の新たな自主事業については、事業期間中に別途貴市の承諾が得られた場合には、実施可能という理解でよろしいでしょうか。可能である場合には、別紙1定義集（67）の自主事業に関する定義の修正をご検討頂けませんでしょうか。	事業契約書（案）別紙1を修正しました。 修正後の事業契約書（案）をご参照ください。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1			
146	事業契約書 (案)	48	78	(1)			自主事業の実施	事業提案書に記載した自主事業を実施する場合には、貴市の事前の承諾は不要という理解で宜しいでしょうか。 仮に貴市の事前承諾が必要であるとしても、事業者提案書記載の自主事業については、貴市の承諾は不合理に拒絶又は遅延されない理解でよろしいでしょうか。	前段については、市の承諾が必要です。 後段については、ご理解のとおりです。
147	事業契約書 (案)	48	78	(1)			自主事業の内容	自主事業について、自由提案施設の内容、設置時期、供用開始時期を含めて、全て事業者の提案に委ねられており、特定事業契約上特段の制限はない理解で宜しいでしょうか。 入札説明書13頁の「【参考】事業期間の考え方」の記載も、参考スケジュールとして記載されたもので、自由提案施設の設置をR11年度までに完了することを義務付ける趣旨ではない理解です。	自由提案施設の設置のためには設置許可を得る必要があること（第75条第3項）、提案した自主事業は実施すること（第77条）、自主事業を変更する場合は市の承諾が必要であること（第78条1項後段）などにご留意ください。
148	事業契約書 (案)	48	78	(1)			自主事業の内容	自由提案施設の設置・供用開始が遅延した場合であっても、自由提案施設について、第58条（引渡し等の遅延）は適用されないため、当該遅延について、事業者が特定事業契約上の責任を負うことはない理解で宜しいでしょうか。 なお、自由提案施設の設置・供用を中止することも、貴市の事前の承諾を得れば可能という理解です（第78条第4項）。	ご理解のとおりです。
149	事業契約書 (案)	48	79	(1)			自主事業の実施の場所	貴市の承認を得た自主事業について、本占用許可が受けられないことは想定されない理解です。念のため、かかる理解で良いことを確認させていただきます。	ご理解のとおりです。 なお、本市の承認は、関係法令等に基づく審査等を経ていることを前提とします。
150	事業契約書 (案)	48	79				自主事業の実施場所	本事業の対象区域内における自主事業に関連し、本事業の対象区域以外の場所において、自主事業を実施することは可能という理解でよろしいでしょうか。周辺地域と連携したイベントの実施等を想定しています。	ご理解のとおりです。
151	事業契約書 (案)	49	81	(1)			ネーミングライツ	ネーミングライツが市に帰属するのは「本施設（維持管理運営対象）」についてのみであり、自主事業は対象外であるという理解で正しいでしょうか。	自主事業でも権原が市に帰属するものについては基本、対象となります。詳細につきましては協議とします。
152	事業契約書 (案)	49	81	(1)			ネーミングライツに係る収入	ネーミングライツが市に帰属するのは「本施設（維持管理運営対象）」についてのみであり、自由提案施設は対象外であるという理解で正しいでしょうか。	No151をご参照ください。
153	事業契約書 (案)	49	81	(1)			ネーミングライツ	ネーミングライツが市に帰属するのは「本施設（維持管理運営対象）」についてのみであり、自由提案施設は対象外であるという理解で正しいでしょうか。	No151をご参照ください。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所				質問内容	回答	
			第1条	1	(1)	別紙1			
154	事業契約書 (案)	49	81	(1)			ネーミングライツに係る収入	第1項は、外部企業からネーミングライツを募集した場合で、第2項は、スポンサーがネーミングライツを導入した場合を定めている理解でよろしいでしょうか。1項と2項の関係性が明らかでないように思われますので、ご教示ください。	第1項は、施設命名権は本来市に帰属し、事業期間中のみ事業者がネーミングライツ業務を実施することを注意的に規定したものです。なお、修正後の事業契約書（案）をご参照ください。第2項は、ネーミングライツを使用した場合について定めたものです。
155	事業契約書 (案)	50	83	(2)			サービス対価の改定及び変更	「事業者の利用料金等に係る収入が著しく減少した場合」と規定されていますが、「著しく減少」の基準をご説明いただきたい。	現時点では想定していません。
156	事業契約書 (案)	50	83	(2)			サービス対価の改定及び変更	新型コロナウイルス感染症の蔓延時には国や自治体による要請・措置等により各地で集客施設の利用制限を余儀なくされましたが、事業期間中に類似の事態が発生し利用料金等が著しく減少した場合には、事業者は本項に従い、サービス対価の増額について協議を申し出ることができるという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）別紙1 で定義する不可抗力に相当し、費用の負担は同別紙9 のとおりとします。
157	事業契約書 (案)	50	83	(2)			サービス対価の改定及び変更	不可抗力に限らず、法令変更によって利用料金等に係る収入が減少する場合も想定されますので、法令変更もサービス対価の増額のトリガーに追加して頂けますでしょうか（あるいは「運営の根幹をなす事由の変更」には法令変更に起因する事由も含まれるという整理でしょうか。）。	事業契約書（案）を修正しました。修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
158	事業契約書 (案)	50	83	(2)			サービス対価の改定及び変更	「利用料金等」とありますが、「等」としては、「利用料金」のほかに、どのような収入を想定されていますでしょうか。	「等」を削除します。修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
159	事業契約書 (案)	50	83	(3)			サービス対価の改訂及び変更	サービス対価の変更に関して協議が整わない場合、「市が定め、事業者に通ずる」のではなく、仲裁・調停などによって妥当な価格を定める、という条件として頂くことは可能でしょうか。	合意に至らない以上、何らかの方法で決定をせざるを得ず、市が決定することとしております。この種の公共が発注者となるプロジェクトにおいて一般的な規定であり、御理解ください。
160	事業契約書 (案)	50	83				不可抗力時の運営権対価設定施設への収入補填	不可抗力又は本事業の運営の根幹をなす事由の変更の際は、サービス対価の増額のみならず、運営権対価設定施設の収入補填についても協議対象として頂きたいとお願いたします。	運営権設定施設の不可抗力等の対応につきましては、事業契約書（案）第83条第2項の規定の準用を想定しています。
161	事業契約書 (案)	50	84				サービス対価の減額	念のための確認ですが、サービス対価A及びBはモニタリングによる減額の対象にはならない理解です。	ご理解のとおりです。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所					質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1	項目名		
162	事業契約書 (案)	50	86				プロフィット シェアリング	別紙7第1項の「プロフィットシェアリングの対象」から自主事業に基づく利益を除外してください。 自主事業は、民間の費用負担・リスク負担で行うにもかかわらず、利益の一部を貴市にシェアすることは不公平であると考えております。	自主事業に基づく利益は、プロフィットシェアリングの対象とします。
163	事業契約書 (案)	50	86				プロフィット シェアリング	プロフィットシェアリングを導入する以上、利益の下振れ時における損失の一部について、貴市に負担して頂くことが合理的であると考えます。 そこで、例えば、プロフィットシェアリングと同様、実際の利益が想定利益を15%超下回った場合には、超過部分の20%相当額についてサービス対価を増額する建付けなどの採用をご検討頂けますようお願いいたします。	利益の下振れ時における損失について、市の負担は予定しておりません。
164	事業契約書 (案)	51	87	(1)	(8)		事業者による 表明及び保証	多様なガバナンスに係る提案が認められるよう、「会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役、監査役会、会計監査人、監査等委員会又は指名委員会等に関する定めがあること」と修正を頂けませんでしょうか。過去の公共施設等運営事業においては認められている事例がある理解です。	事業契約書（案）を修正しました。 修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
165	事業契約書 (案)	51	87	(1)	(8)		事業者による 表明及び保証	事業者の機関としては、取締役会、監査役会及び会計監査人が必須になりますでしょうか。その他の機関構成を採用する余地があるのかご教示ください。	事業契約書（案）を修正しました。 修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
166	事業契約書 (案)	51	87	(1)	(6)		事業者による 表明及び保証	念のためですが、「定款の目的」である「本事業の遂行」には、自主事業の実施も含まれる理解でよろしいでしょうか。 「本事業」の定義に「自主事業」が含まれるか明確でなく、仮に含まないとすると、本号はワークしないと思われることから、お伺いする次第です。	ご理解のとおりです。
167	事業契約書 (案)	52	88	(2)	(7)		事業者による 誓約事項	多様なガバナンスに係る提案が認められるよう、「会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役、監査役会、会計監査人、監査等委員会又は指名委員会等に関する定めがあること」と修正を頂けませんでしょうか。過去の公共施設等運営事業においては認められている事例がある理解です。	事業契約書（案）を修正しました。 修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
168	事業契約書 (案)	53	89	(3)			事業者の株式	事業者は、完全無議決権株式を保有する者をコントロールできませんので、誓約書の提出を確約することはできません。また、実務的にも基本協定書に記載すべき内容であり、かつ、それで足りると考えます。従って、第3項は全て削除して頂けますようお願いいたします。 なお、第6項も同様の理由から削除して頂けますようお願いいたします。	原文のとおりとします。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1			
169	事業契約書 (案)	55	90	(2)			契約上の地位 譲渡	同条項に規定されている「第125条に基づく協定書が市と当該金融機関との間で市が合理的に満足する内容」について、その後規定されている括弧書きに記載されているような内容を想定しておりますが、その具体的内容をご教示ください。	直接協定の締結時に協議します。
170	事業契約書 (案)	55	91	(3)			運営権の譲渡 等	同条項に規定されている「第125条に基づく協定書が市と当該金融機関との間で市が合理的に満足する内容」について、第90条の質問と同旨です。	No169をご参照ください。
171	事業契約書 (案)	56	94	(1)			通知等	第1号及び第2号で「建設…できなくなったとき」とありますが、これは、実施が著しく困難となった場合も含むものであり、必ずしも物理的に施工業務が不可能になることを要求する趣旨ではない理解です。 第2号について同様です。	ご理解のとおりです。
172	事業契約書 (案)	57	95	(2)			法令変更	協議が調わない場合市が対応方針を決定するとするが、判断の合理性はどのように担保されるのでしょうか。 法令変更への対応による期間延長を認める文言の追加をお願いします。	事業契約書（案）を修正しました。 修正後の事業契約書（案）をご参照ください。 なお、事業期間の延長につきましては、原因となる事由の発生時期その他の個別の事情に応じて必要と認められる場合、第102条第2項又は第130条に基づく協議の対象となります。
173	事業契約書 (案)	57	95	(2)			協議及び追加 的な費用の負 担等	同条項で「当該法令変更に対する対応方法」を市が事業者に通知し、事業者は当該方法に従い契約上の履行を継続するものとされていますが、当該「対応方法」の内容についてご教示ください。	現時点では想定していません。
174	事業契約書 (案)	58	96	(2)			通知の付与	「履行不能となったとき」とありますが、これでは適用範囲が狭すぎると考えます。「履行不能となったとき、又は履行が著しく困難となったとき」に修正して頂けますでしょうか。	原文のとおりとします。
175	事業契約書 (案)	58	97	(2)			協議及び不可 抗力による増 加費用・損害 の扱い	協議不調の場合に市が対応方針を決定するとするが、この判断の合理性はどのように担保されるのでしょうか。	事業契約書（案）を修正しました。 修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
176	事業契約書 (案)	58	97	(2)			協議及び不可 抗力による増 加費用・損害 の扱い	同条項で「当該不可抗力に対する対応方法」を市が事業者に通知し、事業者は当該方法に従い契約上の履行を継続するものとされていますが、当該「対応方法」の内容についてご教示ください。	No173をご参照ください。
177	事業契約書 (案)	58	97	(3)			協議及び不可 抗力による増 加費用・損害 の扱い	不可抗力により事業者の収入が減少した場合事業者はサービス対価の増額につき「協議を申し出ることができる」に過ぎないが（83条2項準用）、不可抗力により事業者が実施できなかった業務についてはサービス対価から「減額できる」とされている。（99条）例えばサービス対価の増額が認められる場合を予め定める等、当事者間の均衡を保つ規定とするようお願い致します。	原文のとおりとします。なお、市は誠実に協議に応じます。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1			
178	事業契約書 (案)	59	100				プロスポーツリーグ規約等の改正に伴う設計などの変更及び増加費用の負担	期間延長を認める文言の追加をお願いします。	第102条第2項をご参照ください。
179	事業契約書 (案)	59	100				プロスポーツリーグ規約等の改正に伴う設計等の変更及び増加費用の負担	市は当該変更に必要な増加費用を合理的な範囲で負担する、と記載されていますが、この増加費用には施設の改修にかかる費用や改修に伴う収入の減少なども含まれるという理解でよいのでしょうか？（なお、添付資料1 リスク分担表（案）では、プロスポーツリーグ規約や陸上競技場の認定基準等の変更による需要変動（収入及び維持管理運営費用）は市の負担とされていたとの認識です）	本事業は入札公告でお示しした入札説明書等によります。なお、増加費用には施設の改修にかかる費用、が含まれます。収入の減少については第83条をご参照ください。
180	事業契約書 (案)	59	101	(3)			損害賠償責任	貴市の責めに帰すべき事由によって生じた第三者損害については、明文の規定はありませんが、貴市の責任で賠償される理解です。	民法の一般原則どおりです（民法第415条以下）。
181	事業契約書 (案)	59	101	(4)			損害賠償責任	第三者に対する損害賠償に関して、貴市が賠償した場合、事業者に求償できるとされていますが、事前に協議することなく求償されるということでしょうか。事業者の関与しないところで貴市が第三者に賠償するため、賠償額が合理性なく高額になることを懸念しております。	ご意見を踏まえ、賠償に際しては事前に通知させていただくことといたします。
182	事業契約書 (案)	61	103	(1)	(7)		事業期間	①で規定する「正当な理由」の具体的内容について、ご教示ください。②では①と異なり、「正当な理由」等の事業者の帰責事由がない事由がある場合の救済規定が存在しない理由をご教示ください。	①現時点では想定していません。 ②は修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
183	事業契約書 (案)	61	103	(1)	(7)		事業者事由による解除	貴市の帰責事由又は不可抗力等によって引渡しが遅延する場合も想定されることから、②に定める引渡遅延は、事業者の責めに帰すべき事由によるものに限定して頂けますようお願いいたします。原案のままでは、貴市の帰責事由で遅延し、解除されたにもかかわらず、事業者が違約金（第115条第1項）を負うことになり、不合理です。	事業契約書（案）を修正しました。 修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
184	事業契約書 (案)	62	103	(2)			事業者事由による解除	強制譲渡とは、関係者協議が整わない場合は市が一方的に第三者への譲渡を決定できるのでしょうか。特に株式譲渡につき具体的にどのようなメカニズムにつきご教示頂きたいとお願いたします。	事業者との契約上の合意として規定しているものであり、事業者において当該合意の内容に従って行動していただくよう義務付けることを意図しております。
185	事業契約書 (案)	61	103	1	(7)		事業者事由による解除	②施設の完成・引渡し及びその見込みを基準としつつ、①「着手」の有無も基準とする趣旨につきご教示ください。 ②整備等期間内に完成引渡し「できない場合」とは単なる履行遅延の場合も含まれると読めるが、そのような場合にまで本規定のような催告なし解除がされるのは適切ではないので、履行遅延の場合は本規定の対象外であることの明記をお願いします。 ④事業者はSPCですが、財務状態悪化とはどのような場合を想定しているのでしょうか。	第一文について、様々な場合を想定する趣旨です。 第二文について、履行遅延の場合も含まれるものであり、原文のとおりとします。 第三文について、④の事由は規定文言のとおりであり、財務状況悪化が当然に解除事由になるものではないと考えております。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所					質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1	項目名		
186	事業契約書 (案)	63	104				市の債務不履行	「事業者は特定事業契約を解除することができる」と規定されていますが、事業者事由による解除の場合は第103条第2項第(1)号において、市が特定事業契約の全部又は一部を解除することができるのと同様、市の債務不履行の場合に、事業者が特定事業契約の「全部又は一部」を解除することを認めて頂けないでしょうか。	事業契約書（案）を修正しました。 修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
187	事業契約書 (案)	63	104				市の債務不履行	事業者事由による解除の場合の違約金（115条）・市の任意解除による場合の損失補償（116条）と同様、市の債務不履行による解除の場合の事業者の損害補填する規定を設けるようお願いします。	原文のとおりとします。なお、損害の賠償については民法の一般原則どおりです。
188	事業契約書 (案)	63	104					市の債務不履行を理由として事業者が特定事業契約を解除できるとされていますが、その場合、事業者に生じた損害は賠償いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	No187をご参照ください。
189	事業契約書 (案)	63	105				市による任意解除	任意解除の合理的な理由とは、どのような場合が想定されますでしょうか。事前に事業者との協議を経た上で実施と考えてよろしいでしょうか。	前段については、現時点では想定していません。 後段は事業契約書（案）第105条に記載のとおりとします。
190	事業契約書 (案)	63	105					市により特定事業契約が任意解除された場合、事業者に生じた損害は賠償いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	第116条をご参照ください。
191	事業契約書 (案)	63	105				市による任意解除	「合理的な理由」として想定されているものがあればご教示ください。	現時点では想定していません。
192	事業契約書 (案)	63	106				法令改正・不可抗力による解除	「法令改正」とありますが、「法令変更」を意味する理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）別紙1で「法令変更」の定義を修正し第106条に反映しました。 修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
193	事業契約書 (案)	63	107	(1)			完成及び引渡し等の前の解除	買取対象となる出来形部分には、本施設と一体となる増築等部分も含まれ、当該増築等部分の価値をも考慮して、サービス対価A及びBの金額が算定される理解でよろしいでしょうか。 社会経済上の不利益を回避するという出来形買取の趣旨は、増築等部分にも等しく妥当するものと存じます。	本項による出来高払いの対象は、出来形に相当するサービス対価A及びBの全部又は一部ですが、増築等はサービス対価A及びBの支払対象となりませんので（第75条第4項）、本項の出来高払いの対象外となります。なお、増築等部分に関する費用負担については第75条第4項をご参照ください。
194	事業契約書 (案)	64	107	(1)			完成及び引渡し等の前の解除	合格した出来形部分に相応するサービス対価A及びBは、市の選択による一括又は分割での支払いではなく、一括での支払として頂けますでしょうか。	原文のとおりとします。
195	事業契約書 (案)	64	107	(1)			完成及び引渡し等の前の解除	合格部分に相応するサービス対価A及びBは市の選択により一括又は分割により事業者を支払われることとされておりますが、一括での支払としていただくようお願いします。	原文のとおりとします。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1			
196	事業契約書 (案)	64	107	(1)			完成及び引渡し等の前の解除	合格部分に相応するサービス対価A及びBは市の選択により一括又は分割により事業者に支払われることとされておりますが、一括での支払としていただくようお願いします。	原文のとおりとします。
197	事業契約書 (案)	64	107	(5)			完成及び引渡し等の前の解除	サービス対価A及びBと違約金を相殺した後の残額は、市の選択による一括又は分割での支払いではなく、一括での支払いとして頂けますでしょうか。	原文のとおりとします。
198	事業契約書 (案)	64	107	(5)			完成及び引渡し等の前の解除	かかる相殺後の残額を市の選択により一括又は分割により事業者に支払われることとされておりますが、一括での支払としていただくようお願いします。(特に、特定事業契約が全部解除となった場合、事業者は当該残額を受領するためだけに存続することが必要になることを懸念します)	原文のとおりとします。
199	事業契約書 (案)	64	107	(5)			完成及び引渡し等の前の解除	かかる相殺後の残額を市の選択により一括又は分割により事業者に支払われることとされておりますが、一括での支払としていただくようお願いします。(特に、特定事業契約が全部解除となった場合、事業者は当該残額を受領するためだけに存続することが必要になることを懸念します)	原文のとおりとします。
200	事業契約書 (案)	64	108				完成及び引渡し等の後の解除	引渡し又は解体完了届出の提出後に特定事業契約が解除された場合でも、サービス対価A及びBは全額支払われる理解ですが、その支払いに関する規定が見当たりません。解除後に、どのようにサービス対価A及びBの支払がなされるのかご教示ください。	事業契約書（案）を修正しました。 修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
201	事業契約書 (案)	64	108				完成及び引渡し等の後の解除	「個別整備等期間における部分を解除することができず」とは、どのような趣旨か、また、いかなる法的効果を意図したのかご教示頂けますでしょうか。	特定事業契約が解除された場合にも、各本施設（整備対象）及び各本施設（解体・撤去対象）に係る個別整備等期間における事業者及び市の権利義務に遡及的に影響を及ぼすことはない、という趣旨です。これにより、各本施設（整備対象）の引渡し後、又は、各本施設（解体・撤去対象）に係る完成検査完了及び解体完了届提出後の特定事業契約の解除により、工事内容を現状に復することや、サービス対価A及びBの返還を求めることはない、ということを明確化しております。
202	事業契約書 (案)	66	114	(1)			契約終了による事業者所有資産の取扱い	同条項但書では、「市又は市の指定する者が必要と認めた場合」には、事業者は、無償譲渡又は時価売却となっておりますが、両者の区別基準をご教示ください。	市又は市の指定する者が必要と認めたかは、本事業終了後の市による使用方法や事業等を踏まえて定まるものと考えます。 無償譲渡又は時価売却とすることについては、当該資産の性質等を踏まえて協議にて定まるものと考えます。
203	事業契約書 (案)	68	116	(1)			損失補償	1年分の逸失利益の算定には、自主事業における逸失利益も含まれる理解です。	ご理解のとおりです。ただし、合理的な範囲に限ります。 修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
204	事業契約書 (案)	68	116	(1)			損失補償	逸失利益についての協議は、上限の範囲内で、逸失利益の具体的な金額等を定めるためのものであって、逸失利益を賠償範囲に含めるか否かについて協議するものではない理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所					項目名	質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1				
205	事業契約書 (案)	68	116	1				損失補償	通常生ずべき損失には、例えば保有資産を無償で売却する場合の譲渡損失や、解体費用は含まれるでしょうか。 逸失利益につき協議と整わない場合どのように決定するのでしょうか。 法令変更に関する解除の場合、市が全額損失負担し、逸失利益も限定なく請求可能という理解でよいでしょうか。不可抗力による場合は市の負担に上限がなく、逸失利益も限定なく請求可能という理解でよいでしょうか。	第一文については、協議により決定します。 第二文については、協議が調わない場合は128条第2項に従うものとしますので、修正後の事業契約書（案）をご参照ください。 第三文及び第四文については、第116条第2項は増加費用について定めていること、これを踏まえて修正した事業契約書（案）をご参照ください。
206	事業契約書 (案)	68	117					事業終了後の解散	事業期間終了後、金銭債務の支払完了までSPCを存続させることは社会不経済であることから、スポンサーによる債務引受など合理的な代替措置を前提として、SPCの解散を認めて頂きますようお願いいたします。	事業契約書（案）を修正しました。 修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
207	事業契約書 (案)	74	定義集	(34)				協力企業	「落札者を構成する企業として基本協定書の調印当事者となった者のうち、構成企業には該当しないが業務委託請負先に対等する者をい」とありますが、質問書No2に記載の通り、維持管理において入札参加者に含まない協力企業の扱いはどうなりますでしょうか。 本定義にあります協力企業と同じ扱いでしょうか。	入札参加者に含まれない協力企業は本号で定義される協力企業に該当しません。
208	事業契約書 (案)	7					別紙1	定義集	「法令変更」の定義には、法令等の「廃止」も含まれる（「改正」に該当する）との理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）を修正しました。 修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
209	事業契約書 (案)	7					別紙1	定義集	本設置許可の定義が、111号と124号で重複していますのでご調整ください。	事業契約書（案）を修正しました。 修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
210	事業契約書 (案)	7					別紙1	プロスポーツリーグ規約	「その他のプロスポーツ団体が策定する規約」とは、要求水準書に規定されている「遵守すべき基準等」と同じ内容という認識で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 事業契約書（案）別紙1の定義を修正しました。 修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
211	事業契約書 (案)	5					別紙4	統括管理に関するモニタリング 市に提出・届出する書類等	図表2「モニタリングに係る書類」のうち、「事業評価報告書」の提出時期が毎年3月末となっています。一方、事業年度の最終日が3月末日であることを踏まえ、事業年度最終日から一定期間後に報告する流れが現実的かと存じます。提出時期の変更をご検討頂けませんか。なお、年次モニタリングの年度総括報の提出期日は5月未までに提出となっています。	5月末までとします。 修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
212	事業契約書 (案)	11					別紙4	維持管理運営業務に関するモニタリング	「全般」で重大な事象とされるもののうち、①「長期にわたる連絡不平等」や「要求水準未達の状態の長期間にわたる放置」の「長期」の程度、②「市の合理的な指導や指示」に行政指導が含まれるのか否か、③「本施設の全部又は事業の全部が利用できない」事象が生ずれば軽微な一部施設の使用不可でも該当するの否か、についてご教示ください。	①長期は、事象に応じて判断します。 ②行政指導も含まれます。 ③記載は「重大な事象」の一例であるため、一部施設の使用不可であったとしても、期間や理由によって重大な事象として要求水準の未達となる場合がございます。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所					質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1	項目名		
213	事業契約書 (案)	11				別紙4	維持管理運営業務に関するモニタリング	「維持管理業務」で重大な事象とされるもののうち、①災害発生時の消防設備等の未稼働に関して、事業者の帰責事由がない場合でも該当するの否か、②停電、断線等の放置などに関してどの程度事業者の不作為が生じれば該当するの、ご教示ください。	①事業者の帰責事由が無いと判断されれば、該当しません。 ②どの程度の不作為かは事象によると思います。
214	事業契約書 (案)	12				別紙4	減額ポイントを計上しない場合	要求水準の未達の発生を事業者から事前に市に連絡をし、市がこれを認めた場合は、その後の改善時期・内容によらず減額ポイントは計上されない、という理解で正しいでしょうか。	全ての未達について市が認めるものではありません。
215	事業契約書 (案)	13				別紙4	減額ポイントのサービス対価への反映	一度改善勧告をされてから、再度改善勧告を行うまでの期間はどの程度を想定されておりますでしょうか。	改善勧告内容に応じて判断することとえます。
216	事業契約書 (案)	13				別紙4	契約の解除等	「減額ポイントが計上される状態が継続した場合」との記載ですが、具体的にどの程度の期間、どの程度の減額ポイントが計上される状態が継続した場合を想定されておりますでしょうか。	実態に応じて判断することとえます。
217	事業契約書 (案)	15				別紙4	事業期間終了に係る業務におけるモニタリング方法	「市と事業者は、事業期間終了5年前に、事業期間終了後の保有資産の取扱について、協議を開始する」とあります。一方で、第102条第2項において、事業者は5年前までに事業期間の延長の要否を判断する必要があるため、「事業期間終了5年前までに、事業期間終了後の保有資産の取扱を定める契約書を締結する」と修正頂けませんでしょうか。	事業契約書（案）第102条第2項に記載のとおり、「期間延長を希望する旨の書面による申出を行った場合、事業者は、事業期間の延長について市と協議」のため、5年前までに資産保有の取り扱いを定める事は出来ません。
218	事業契約書 (案)	1				別紙5	サービス対価の支払方法	「サービス対価A/建設業務/出来高の内、国庫補助対象金額」とは具体的にどの施設の建設業務についてを指しておりますでしょうか。また予定金額に含まれる理解ですがこれに該当する金額をご教示頂くことは可能でしょうか。資金調達等に計画に関係致しますためご検討ください。	提案内容を踏まえ、国と協議をするため、現時点ではお示しできません。
219	事業契約書 (案)	1				別紙5	各業務に係る対価について	サービス対価A（一次支払い分）について、設計業務は令和6年度分と令和7年度分、それ以外の業務については令和8年度～令和11年度分と記載されておりますが、業務ごとに記載がされているそれぞれ期間については記載のものに限定されず、事業者の提案によるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、サービス対価の支払い方法は別紙5のとおりとします。
220	事業契約書 (案)	2				別紙5	サービス対価の支払方法について（サービス対価A）	サービス対価の受取口座について、事業者から市に対して送付する請求書に記載する口座など、事業者が指定する任意の口座で受領可能との理解でよいでしょうか。	本市の業者登録システムで登録申請された口座への振替払となります。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所					質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1	項目名		
221	事業契約書 (案)	2				別紙5	サービス対価の支払方法について（サービス対価B）	各事業年度のサービス対価Bについては年4回に均等に分けて支払われるとのことですが、事業年度毎のサービス対価については事業者の提案によるとの理解でよいでしょうか。	サービス対価Bは、支払期間に平準化して割賦払いいただくものであるため、支払回数はお示している期間を想定します。
222	事業契約書 (案)	2				別紙5	サービス対価の支払方法について（サービス対価B）	サービス対価の受取口座について、事業者から市に対して送付する請求書に記載する口座など、事業者が指定する任意の口座で受領可能との理解でよいでしょうか？	No220をご参照ください。
223	事業契約書 (案)	3				別紙5	サービス対価の支払方法について（サービス対価CからGまで）	サービス対価の受取口座について、事業者から市に対して送付する請求書に記載する口座など、事業者が指定する任意の口座で受領可能との理解でよいでしょうか？	No220をご参照ください。
224	事業契約書 (案)	3				別紙5	サービス対価の支払時期及び回数	サービス対価Bについて、支払回数が記載されておりますが、必ずしも記載の支払回数である必要はなく、支払回数は事業者の提案によるとの理解でよいでしょうか。	サービス対価の支払い方法は別紙5のとおりとします。
225	事業契約書 (案)	1				別紙5	各業務に係る対価について	サービス対価A建設業務の欄に記載のある「国庫補助対象金」の対象が何かについて明示ください。	No218をご参照ください。
226	事業契約書 (案)	1				別紙5	各業務に係る対価について	サービス対価Bの業務項目について、「その他業務」と記載があり、対象費用の範囲として「全額」との記載があります。 ・全額割賦払いでの支払いが想定される「その他業務」として想定されるものを明示ください ・「その他業務」についても、サービス対価Aでの支払いをご検討ください	「その他業務」は、入札説明書2（2）カで示す「その他」の業務です。この業務は、サービス対価Bでの支払いを想定しております。
227	事業契約書 (案)	1				別紙5	各業務に係る対価について	・サービス対価B（割賦払い分）の対象費用である「建中金利」は整備業務等に係る資金調達を行う上で発生した金融コスト全般の理解でよろしいでしょうか。 ・先行する類似案件においては融資組成手数料等も含まれております。	金融組成費は、サービス対価Bでのお支払いを見込んでいます。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所					質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1	項目名		
228	事業契約書 (案)	1				別紙5	各業務に係る対価について	サービス対価E（修繕等業務に係る費用）について、「上限36.5百万円/年」との記載があります。 修繕等業務に係る費用は年度によって増減するため、36.5百万円に達しない年度もあれば、36.5百万円を超える年度も発生すると想定されます。 例えばサービス対価Eの支給額が30百万円となる年度が発生した場合、6.5百万円（＝36.5百万円-30百万円）分は翌期以降の上限額に加算可能という理解でよろしいでしょうか（即ち、翌期の上限額を36.5百万円/年ではなく実質的に43百万円/年にすることができるという理解でよろしいでしょうか）	サービス対価Eの翌期以降への繰り越しは出来ません。
229	事業契約書 (案)	1				別紙5	各業務に係る対価について	「サービス対価の区分」欄に記載されている年度は、事業者の提案によって変更可能という理解で宜しいでしょうか（例えば設計業務が令和8年度に跨った場合は、令和8年度分にかかるサービス対価の提案が可能）。	No219をご参照ください。
230	事業契約書 (案)	1				別紙5	各業務に係る対価について	サービス対価B（割賦払い分）の対象費用の範囲に記載されている「建中金利」とは具体的には何を指すのでしょうか。	建中金利は、整備期間中にSPCが本事業の遂行に必要な資金を調達するに当たって発生する利息を指します。
231	事業契約書 (案)	1				別紙5	各業務に係る対価について	建中金利、及びその他ファイナンスコストをサービス対価Bに含むか否かについては、事業者の提案によるという理解で良いでしょうか。	整備業務に係る建中金利及び割賦金利、またこれらにかかる金融組成費はサービス対価Bに含みます。
232	事業契約書 (案)	1				別紙5	各業務に係る対価について	サービス対価A（一次支払い分）について、設計業務は令和6年度分と令和7年度分、それ以外の業務については令和8年度～令和11年度分と記載されておりますが、業務ごとに記載がされているそれぞれ期間については記載のものに限定されず、事業者の提案によるという理解でよいでしょうか？	No219をご参照ください。
233	事業契約書 (案)	1				別紙5	各業務に係る対価について	「サービス対価A/建設業務/出来高の内、国庫補助対象金額」とは具体的にどの施設の建設業務についてを指しておりますでしょうか。また予定金額に含まれる理解ですがこれに該当する金額をご教示頂くことは可能でしょうか。資金調達等に計画に関係致しますためご検討ください。	No218をご参照ください。
234	事業契約書 (案)	1				別紙5	各業務に係る対価について	サービス対価B（割賦払い分）の対象費用の範囲に記載されている「建中金利」の定義をご教示ください。	No230をご参照ください。
235	事業契約書 (案)	1				別紙5	各業務に係る対価について	サービス対価B（割賦払い分）の対象費用の範囲に記載されている、上記を元本とする割賦金利の「上記」とは、サービス対価A以外の費用と建中金利を指しているという理解でよいでしょうか？	ご理解のとおりです。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所					質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1	項目名		
236	事業契約書 (案)	1				別紙5	各業務に係る対価について	「別紙5」において建設業務につき国庫補助の対象となることが想定される旨の記載がございますが、①補助金の交付団体（例：国からの交付を川崎市が間接交付するなど）、②交付の名目（サービス対価Aの「建設業務」として記載されていますが、用途の特定があるか否かなど）、③補助金交付目的の事業に掛かった経費に掛かる控除対象仕入れ税額について返還の必要性（および報告義務）があるかどうか、についてご教示ください。	No218をご参照ください。
237	事業契約書 (案)	1				別紙5	サービス対価の支払方法について（各サービス対価の支払方法/サービス対価A）	サービス対価Aについて、「事業者は、～市に対し一次払いの対象となる出来形の工事を完了した旨を通知し、市は、～検査を行い、当該検査の結果を事業者へ通知する」との記載があります。検査結果の通知に要する期間について、現状の想定があればご教示ください。	本市の契約規則第40条で検査の時期について「契約者から届出があったときは、工事にあっては14日、その他の契約にあっては10日以内に検査をしなければならない。」とし、事業契約書（案）別紙5 で支払い期間について定めています。検査結果の通知に要する期間についての規定はありませんが、結果を速やかに通知することとします。
238	事業契約書 (案)	2				別紙5	サービス対価の支払方法について（サービス対価A）	事業者からの市に対する請求書の送付は、事業者が市から検査の結果を通知された後になるとの理解ですが、前事業年度の終了後から請求書の送付までのタイムラインについてご教示ください。	本市の契約規則第43条で代価の支払時期について「契約金は、完成又は完納検査終了後適法な請求のあった日から、工事にあっては40日、その他の契約にあっては30日以内に支払うものとする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。」と規定しています。
239	事業契約書 (案)	2				別紙5	サービス対価の支払方法について（サービス対価A）	サービス対価の受取口座について、事業者から市に対して送付する請求書に記載する口座など、事業者が指定する任意の口座で受領可能との理解でよいでしょうか？	No220をご参照ください。
240	事業契約書 (案)	2				別紙5	サービス対価の支払方法について（各サービス対価の支払方法/サービス対価A・B）	整備業務に係るサービス対価A、Bに含まれる消費税相当額の取り扱いについて、以下理解でよろしいでしょうか。 ・設計・建設期間中に出来高払いで一定割合支払われるサービス対価Aに整備費の100%に係る消費税相当額が付され設計・建設期間中に事業者へ全額支払われる。	支払われるサービス対価に相当する消費税を含めてお支払いします。消費税一括ではお支払いいたしません。
241	事業契約書 (案)	2				別紙5	サービス対価の支払方法について（各サービス対価の支払方法/サービス対価B）	各施設の引渡しの時期が異なることから適用する基準金利の水準はそれぞれ異なる可能性があります。各施設のそれぞれに設定されるという理解でよいでしょうか。 ・当該基準金利の変動リスクについてのご想定をお示しください。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、事業契約書（案）に定められた基準金利決定日までの金利変動による費用の増加等については市負担です。基準金利決定日以降の金利変動による費用の増加等については事業契約書（案）第6条第2項をご参照ください。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所					質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1	項目名		
242	事業契約書 (案)	2				別紙5	サービス対価の支払方法について（各サービス対価の支払方法/サービス対価B）	事業者から市に請求書を送付するタイミングは、各期支払期間のうちどのタイミングかをご教示ください。	事業契約書（案）別紙5 の記載のとおりです。
243	事業契約書 (案)	2				別紙5	サービス対価の支払方法について（サービス対価B）	各事業年度のサービス対価Bは年4回均等に分けての支払とありますが、事業年度毎のサービス対価の金額については、事業者の提案によるという理解で良いでしょうか。	No221をご参照ください。
244	事業契約書 (案)	2				別紙5	サービス対価の支払方法について（サービス対価B）	事業者からの市に対する請求書の送付は、各期支払対象期間に対して、いつからいつまでに行われるご想定でしょうか？	No242をご参照ください。
245	事業契約書 (案)	2				別紙5	サービス対価の支払方法について（サービス対価B）	各事業年度のサービス対価Bについては年4回に均等に分けて支払われるとのことですが、事業年度毎のサービス対価については事業者の提案によるという理解でよいでしょうか？	No221をご参照ください。
246	事業契約書 (案)	2				別紙5	サービス対価の支払方法について（サービス対価B）	基準金利確定日について、各施設の引渡し日又は解体完了届提出日の2銀行営業日前と記載されておりますが、基準金利はそれぞれ異なるものが設定されるという理解でよいでしょうか？	ご理解のとおりです。
247	事業契約書 (案)	2				別紙5	サービス対価の支払方法について（サービス対価B）	サービス対価の受取口座について、事業者から市に対して送付する請求書に記載する口座など、事業者が指定する任意の口座で受領可能との理解でよいでしょうか？	No220をご参照ください。
248	事業契約書 (案)	2				別紙5	サービス対価の支払方法について	各サービス対価の受取口座は、サービス対価毎に任意の口座を事業者側で指定することが可能、という理解で良いでしょうか。	No220をご参照ください。
249	事業契約書 (案)	3				別紙5	サービス対価の支払方法について（サービス対価CからGまで）	サービス対価Eについて、修繕等業務に係る費用の実額に応じて支払われるとのことですが、提案額と実額との差はどのような取扱になるのでしょうか？（提案額にかかわらず、上限の範囲内で実額が支払われるという理解でよいでしょうか？）	提案額に関わらず、実額をお支払いします。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所					質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1	項目名		
250	事業契約書 (案)	3				別紙5	サービス対価の支払方法について（サービス対価CからGまで）	サービス対価の受取口座について、事業者から市に対して送付する請求書に記載する口座など、事業者が指定する任意の口座で受領可能との理解でよいでしょうか？	No220をご参照ください。
251	事業契約書 (案)	3				別紙5	サービス対価の支払方法について（各サービス対価の支払方法/サービス対価CからGまで）	「サービス対価Eは、四半期毎に実施された修繕等業務に係る費用の実額に応じて支払う」との記載がありますが、事業者提案で定めたサービス対価の上限金額の中で実額を支払うという意味でしょうか。あるいは、提案額にかかわらず実額を支払うという意味でしょうか。	No249をご参照ください。
252	事業契約書 (案)	3				別紙5	サービス対価の支払時期及び回数	サービス対価Bについて、支払回数が記載されておりますが、必ずしも記載の支払回数である必要はなく、支払回数は事業者の提案によるとの理解でよいでしょうか？	No224をご参照ください。
253	事業契約書 (案)	4				別紙5	サービス対価の支払時期及び回数	サービス対価Bの支払回数について、支払い回数は事業者の提案によるという理解でよいでしょうか。	No224をご参照ください。
254	事業契約書 (案)	3	2	(1)	2)	別紙6	改定に用いる物価指数	サービス対価Fに使用する指標について、「毎月勤労統計調査」…定期給与」とありますが、定期給与とは厚生労働省が公表している資料の「きまって支給する給与」という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
255	事業契約書 (案)	1				別紙6	整備業務の対価の改定	基準金利の改定について、10年毎ではあまりにも間隔が長いので、長くとも5年毎に改定いただくようお願いいたします。	事業契約書（案）を修正しました。 修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
256	事業契約書 (案)	1				別紙6	物価変動に伴う改訂	「整備等期間内で特定事業契約締結の日から12ヶ月経過した後」に、請求することができるとなっておりますが、今回提示された「予定価格の算定を市がなされた日を基準とし、特定事業契約締結後」に変更を頂けませんでしょうか。市での予定価格の算定時より、大きく環境が変わっており、工事材料の国内における価格については著しい変動が生じております。要求水準を満たすために民間事業者が赤字で工事負担をして整備することになってしまいかねませんので、ご配慮頂けませんでしょうか。	整備業務の対価の改定につきましては、令和4年4月の物価指数を基準とします。修正後の事業契約書（案）をご参照ください。 なお、予定価格及び要求水準書の変更は行いません。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所					質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1	項目名		
257	事業契約書 (案)	1				別紙6	物価変動に伴う改訂 改定方法	「令和4年9月の物価指数を基準として」とありますが、「整備等期間内で特定事業契約締結の日から12ヶ月経過した後」に、請求することができとなっておりますが、基準日については、今回提示された「予定価格の算定を市がなされた日を基準」とし、請求可能期間については「特定事業契約締結後」に変更を頂けませんでしょうか。市での予定価格の算定時より、大きく環境が変わっており、工事材料の国内における価格については著しい変動が生じております。要求水準を満たすために民間事業者が赤字で工事負担をして整備することになってしまいかねませんので、ご配慮頂けませんでしょうか。	No256をご参照ください。
258	事業契約書 (案)	1				別紙6	物価変動に伴う改訂	市での予定価格算定時以降の国内における工事材料価格変動を反映できる形式として頂きたく、「令和4年9月」ではなく「予定価格算定日」を基準とし、特定事業契約締結後に物価変動を反映させた対価の改訂が可能とするよう、変更頂くことは可能でしょうか。	No256をご参照ください。
259	事業契約書 (案)	1				別紙6	整備業務の対価の改定	基準金利の改定について、10年後及び20年後の各基準金利の改定（10年毎）を行うのではなく、より短期間（5年毎など）での見直しを行うとして頂けますでしょうか。	事業契約書（案）を修正しました。 修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
260	事業契約書 (案)	1				別紙6	整備業務の対価の改定 金利変動に伴う改定	基準金利の改定について、10年毎ではあまりにも間隔が長いと、長くとも5年毎に改定いただくようお願いいたします。	事業契約書（案）を修正しました。 修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
261	事業契約書 (案)	1				別紙6	物価変動に伴う改訂 改定方法	「令和4年9月の物価指数を基準として」とありますが、基準日については貴市による予定価格算定時点を考慮したものとしていただけませんか。	No256をご参照ください。
262	事業契約書 (案)	2				別紙6	物価変動に伴う改訂	21日以内に協議が成立しない場合、「市が対価を変更し事業者に通知する」のではなく、仲裁・調停などによって妥当な価格を定める、という条件として頂くことは可能でしょうか。	No159をご参照ください。
263	事業契約書 (案)	2				別紙6	物価変動に伴う改訂 改定方法	特別な要因とありますが、例えば、昨今の「コロナ（による費用増加）」「ウクライナ危機、またそれにともなうエネルギー価格高騰」、「急激な円安」はここでの特別な要因にあてはまりますか？	詳細は事業契約締結後に協議します。
264	事業契約書 (案)					別紙6	改定方法	物価変動に伴う改定で令和4年9月の物価指数を基準とするとの記載がありますが、現在の社会情勢の変動を考え貴市が試算し予定価格を設定された時期からの物価変動を考慮して頂く事は可能でしょうか？	No261をご参照ください。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所					質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1	項目名		
265	事業契約書 (案)	2				別紙6	施設引渡し・ 解体完了届提出後の改定	サービス対価Bの基準金利は、東京スワップ・レファレンス・レート（T.S.R）TONA ベース25年物（円/円）金利スワップレートとして一方、サービス対価B-1～B-6 における各基準金利は10年毎に改定を行うのでしょうか。適用する金利期間に相違が生じているが、理由をご説明いただきたい。	No255をご参照ください。
266	事業契約書 (案)	1				別紙7	プロフィット シェア	令和12年度以降は「毎事業年度の実際の利益（税引前当期利益）が市と事業者で合意する各年度の事業計画の利益（税引前当期利益）を上回る場合…」と記載されていますが、市と事業者間での合意の方法、タイミング（毎年、市と事業者間で単年度の事業計画を合意し直すのか、その場合基準となるのは事業提案時の計画なのか、或いは前年度実績等を踏まえて見直すのか）など詳細な制度設計が不明確です。ご教示ください。	詳細につきましては、今後の協議とします。
267	事業契約書 (案)					別紙7	プロフィット シェア	還元について「魅力向上に資する取組の財源」とするとのことですが、定義をお示し頂けますでしょうか。	再編整備実施計画の目指すべき将来像の実現に寄与する取り組みを想定していますが、具体的な内容につきましては還元額に応じて市が判断します。
268	事業契約書 (案)					別紙7	プロフィット シェア	最終年度の還元額相当額の取扱についてお示し頂けますでしょうか。	最終年度分の取り扱いについては協議とします。
269	事業契約書 (案)	1				別紙7	プロフィット シェアリング の考え方（プロ フィット シェアリング の適用条件）	事業提案時の想定利益（税引前当期利益）との記載ですが、税引後当期利益の誤りではないでしょうか？当該還元を行う上で法人税より優先されないものと理解しております。また類似する先行案件においては税引後当期利益を基準にされております。	原文のとおりとします。
270	事業契約書 (案)	1				別紙7	プロフィット シェアリング の適用条件	令和12年度以降は「毎事業年度の実際の利益（税引前当期利益）が市と事業者で合意する各年度の事業計画の利益（税引前当期利益）を上回る場合…」との記載ですが、市と事業者間での合意の方法、タイミング（毎年、市と事業者間で単年度の事業計画を合意し直すのか、その場合基準となるのは事業提案時の計画なのか、或いは前年度実績等を踏まえて見直すのか）など詳細な制度設計が不明確です。ご教示ください。	No266をご参照ください。
271	事業契約書 (案)	1				別紙7	プロフィット シェア	令和12年度以降は「毎事業年度の実際の利益（税引前当期利益）が市と事業者で合意する各年度の事業計画の利益（税引前当期利益）を上回る場合…」と記載されていますが、市と事業者間での合意の方法、タイミング（毎年、市と事業者間で単年度の事業計画を合意し直すのか、その場合基準となるのは事業提案時の計画なのか、或いは前年度実績等を踏まえて見直すのか）など詳細な制度設計が不明確です。ご教示ください。	No266をご参照ください。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所					質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1	項目名		
272	事業契約書 (案)	1				別紙7	プロフィット シェアリング の適用条件	事業提案時（または事業計画書）の想定利益に対する超過収益の15%を事業者帰属、15%超のうち20%を市に還元とする条件の設定根拠をご説明いただきたい。	他事例を踏まえ、民間活力の導入効果の発揮及び公の施設を使用する事業である事を勘案し、本事業として妥当な条件を設定しております。
273	事業契約書 (案)	1				別紙7	プロフィット シェアリング の考え方（還 元方法）	最終事業年度については還元額は生じないという理解でよろしいでしょうか。	No268をご参照ください。
274	事業契約書 (案)	1				別紙7	プロフィット シェアリング の考え方（還 元方法）	還元について、「等々力緑地の魅力向上に資する取組の財源とする」との記載がありますが、任意投資に充当することも可能でしょうか。	任意投資に充当することは出来ません。
275	事業契約書 (案)	1				別紙7	還元方法	プロフィットシェアの市への還元について「魅力向上に資する取組の財源」とするとのことですが、定義をお示し頂けますでしょうか。	No267をご参照ください。
276	事業契約書 (案)	1				別紙7	還元方法	プロフィットシェアの市への還元について、最終年度の還元相当額の取扱についてお示し頂けますでしょうか。	No268をご参照ください。
277	事業契約書 (案)	1				別紙7	プロフィット シェア	還元について「魅力向上に資する取組の財源」とするとのことですが、定義をお示し頂けますでしょうか。	No267をご参照ください。
278	事業契約書 (案)	1				別紙7	プロフィット シェア	最終年度の還元額相当額の取扱についてお示し頂けますでしょうか。	No268をご参照ください。
279	事業契約書 (案)	1				別紙8	法令変更による追加的費用負担の割合	①では自主事業が貴市による費用負担の対象外とされていますが、本事業は貴市が実施する事業であることを踏まえ、⑧については、自主事業及び任意投資（自由提案施設を含む）も貴市の負担対象となるという理解でよろしいでしょうか。	自主事業及び任意投資（自由提案施設を含む）は市の負担の対象外です。修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
280	事業契約書 (案)	1				別紙9	不可抗力による損害および追加的費用負担の割合	サービス対価の合計額に対し1/100までは事業者が負担とあるが、本事業においては数億円単位の金額になるため、事業者にとって不利な条件になっているものと思われます。見直しをお願いできないでしょうか。	原文のとおりとします。
281	事業契約書 (案)	1				別紙9	不可抗力による損害および追加的費用負担の割合	第1項に定める「サービス対価A及びBの合計額」については、第83条に基づくサービス対価の変更を考慮しない理解でよろしいでしょうか。第2項に定めるサービス対価については、明確に第83条に基づく変更を考慮するとありますので、意図的に書き分けている理解ですが、念のためご教示ください。	事業契約書（案）を修正しました。修正後の事業契約書（案）をご参照ください。

■事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所				項目名	質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1			
282	事業契約書 (案)	1				別紙9	増加費用及び損害が事業者が生じた場合に個別維持管理運営期間	「本施設（維持管理運営対象）毎に、当該本施設（維持管理運営対象）に係る個別維持管理運営期間中に不可抗力に該当する事由が生じ、事業者の維持管理運営業務の実施のための追加的な費用が生じたときは、」とありますが、事業者の責に帰すべき事由ではなく不可抗力により休業を強いられた場合の休業補償等の損失補償についても、事業者側で不可抗力リスクをコントロールするのは不可能であるため市の負担として明記頂けないでしょうか。あるいは、プロフィットシェアリング同様にロスシェアリングの適用をご検討いただけないでしょうか。	収入の減少については第83条をご参照ください。
283	事業契約書 (案)	1				別紙9	不可抗力による損害及び追加的費用負担の割合	サービス対価C乃至Gの算定において、第83条第1項に基づく変更を考慮することに異存はありませんが、同条第2項に基づく変更は考慮しないようお願いいたします。 第83条第2項で不可抗力による減収を補填するためにサービス対価を増額したにもかかわらず、不可抗力リスクの事業者負担分が増加したのでは、減収分の補填という趣旨を達成できないためです。	事業契約書（案）を修正しました。 修正後の事業契約書（案）をご参照ください。
284	事業契約書 (案)	1				別紙9	不可抗力による損害及び追加的費用負担の割合	「…個別維持管理運営期間中に不可抗力に該当する事由が生じ、」とありますが、ある事由が個別整備等期間中に当初発生した場合であっても、当該事由が個別維持管理運営期間中も継続しているときは、上記文言に該当し別紙9のIの2が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
285	事業契約書 (案)	1				別紙9	不可抗力による損害及び追加的費用負担の割合	サービス対価A及びBの合計額に相当する額の合計額の100分の1に至るまでは事業者が負担するとありますが、事業規模を踏まえると事業者の負担が過大となっており、見直しをご検討ください。	No280をご参照ください。

■様式集（提出書類・記載要領）に関する質問への回答

No.	頁	該当箇所					項目名	質問内容	回答
		第1	1	様式	(1)	ア			
1	1	第1					性能評価に関する審査	提案評価の対象となる様式は様式8-1～8-5-8であり、様式5-1～5-7及び様式6-1～6-2は要求水準を満足することが確認できればよく、網羅的な記載は求められないという理解でよろしいでしょうか。	様式5-1～5-7では、具体的にどのように事業を実施するのかを記載ください。様式6-1～6-2では、緑地全体の具体的な設計について記載ください。いずれも、提案評価の対象となる様式8-1～8-5-8を補足する資料として作成してください。
2	3	第1	5				業務提案書類	様式5-1～5-7に関しまして、様式8との書き分けについてご教示ください。例えば、様式5-2「統括管理業務に関わる業務実施計画」と様式8-2-2「統括管理に関する提案」はいずれも統括管理に関する様式ですが、違いをご教示頂けませんでしょうか。	様式5-2「統括管理業務に関わる業務実施計画」では、具体的にどのように統括管理業務を実施するのか、その実施計画・実施方法等について記載してください。様式8-2-2「統括管理に関する提案」では、落札者決定基準別紙「評価の視点」に記載の内容について記載してください。様式5-2「統括管理業務に関わる業務実施計画」は、様式8-2-2「統括管理に関する提案」を補足する資料として作成してください。
3	9	第2	1		(1)		企業名の記載	入札参加者の企業名や企業を類推できる記載は不可と理解しましたが、テナント候補や地域貢献のために連携する企業等の名称は記載してもよろしいでしょうか。また、取得した関心表明書等の添付は可能でしょうか。	テナント候補や地域貢献のために連携する企業等の名称は記載して結構です。関心表明書等の添付は可能です。その際、入札参加者の企業名や企業を類推できる箇所は、墨塗等で見えないようにしてください。
4	9	第2	1		(2)	イ	記載内容	「留保条件付きの提案は行わないこと」とありますが、貴市と協議の上で実施する内容については記載可能でしょうか。	提案としては可能です。ただし、提案内容の実現を担保するものではありません。
5	9	第2	1		(3)	ウ	書式等	「ウ 図面等を除き、各提出書類で使用する文字の大きさは、10.5ポイントを目安とすること。」とありますが、提案資料の主たる記載は10.5ポイントを目安とし、提案資料内の図版内の文字は極力配慮することによってよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
6	12	第2	3		(9)	エ	設計建設図面集	「配置図、平面図については、北を図面左側（既存施設を図面右側）になるよう、レイアウトすること。」とありますが、各施設の図面は北を上側にするのが望ましいものもあり、各図面において適切なレイアウトとさせていただいてもよろしいでしょうか	第2 3 (9) エ「配置図、平面図」については、北を図面左側（既存施設を図面右側）になるよう、レイアウトすること。」を、「配置図や平面図及びその他必要と思われる図面については、方位記号を記載すること。」と修正します。

■様式集（ワード及びエクセル）に関する質問への回答

No.	資料名	該当箇所			質問内容	回答
		様式1-1	様式名	項目名		
1	様式集 (ワード)	様式1-1	守秘義務対象資料提供申込書	記入要項	※2の守秘義務の遵守に関する誓約書（様式1-10）は様式1-2の誤りで良いでしょうか。	ご理解のとおりです。様式1-1を修正しました。
2	様式集 (ワード)	様式2-2	入札参加表明書		「担当する業務」に該当がない構成企業・協力企業については○印を記載しなくてよろしいでしょうか。 (該当する担当業務がない構成企業・協力企業を入札参加者として記載してよろしいでしょうか。)	様式2-2を修正しました。 修正後様式2-2の注記の5に記載のとおり、「担当する業務」に該当がない構成企業・協力企業については、3段目の表に記載することとさせていただきます。「担当する業務」が空欄となっているので、当欄に業務名を記載してください。出資のみで参加する構成企業は、業務名を「出資」としてください。なお、様式2-3の「主たる担当業務」も、様式2-2に記載の業務と合わせてください。
3	様式集 (ワード)	様式2-2	入札参加表明書		構成企業及び協力企業のうち、 ①自主事業を担う企業 ②業務を受託はしないものの、SPCに人員を外向させる企業の表記の仕方をご教示ください。 またそれらの企業について、様式2-6～2-15における取り扱いも合わせてご教示ください。	①回答No2をご参照ください。 ②統括管理業務と維持管理運営業務については、SPC自体が主体として業務を遂行できる体制を構築できるのであれば、SPCからの受託ではなく、SPCに当該業務を担当する人員を外向させることで実施する形態も認めます。 ただし、出向元の企業がSPCから業務を受託する構成企業の資格要件を満たしていることが前提となります。 様式については、当該企業が業務を受託する構成企業・協力企業ではなく、出向元であることが分かるように記載してください。 なお、人員出向によってSPCが主体となって業務を遂行できる体制となっているかは、提案審査において評価の対象となります。
4	様式集 (ワード)	様式2-3	入札参加者の構成企業、協力企業構成表		主たる担当業務の記載に関して、維持管理運営業務に関してはSPCが主体となることを想定している場合において、受託をせずにSPCに人員を外向させる予定の企業については、どのように記載すべきかご教示ください。	回答No3の②をご参照してください。
5	様式集 (ワード)	様式2-4	委任状		構成企業・協力企業が連名で代表企業へ委任する形の様式になっていますが、各社との手続きの都合上、個々の構成企業・協力企業から代表企業へ委任する委任状をすべての企業から取得する形も許容いただけますでしょうか。	
6	様式集 (ワード)	様式2-6	資格申告書（統括管理業務）		入札説明書では統括管理業務に関する資格要件は付されていませんが、本様式では要件が付されており、統括管理業務はSPCが主体となって実施することを想定している場合の取り扱いをご教示ください。	様式2-6に記載している「a市の令和3・4年度業務委託有資格業者名簿に登録されていること。」を「a市の令和3・4年度川崎市競争入札参加資格名簿に登録されていること。」に修正しました。 入札説明書3(1)ア(ア)に記載のとおり、統括管理業務を担う者は入札参加者として記載する必要があり、また、3(1)ウ「入札参加者の参加資格要件(業務別)」の1～2行目「入札参加者の構成企業及び協力企業は、本事業において行う予定の業務について、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格名簿に登録されており」と記載していることから、統括管理業務を担う者も当該入札参加資格名簿に登録されている必要があります。 なお、回答No3の②の通り、人員をSPCに外向させて統括管理業務を実施する形態も認めます。この場合、統括管理業務のための人員を外向させる企業が、当該入札参加資格名簿に登録されていれば、3(1)ウの要件を満たすこととします。

■様式集（ワード及びエクセル）に関する質問への回答

No.	資料名	該当箇所			質問内容	回答
		様式1-1	様式名	項目名		
7	様式集 (ワード)	様式2-7	資格申告書（建築施設の設計業務）	川崎市令和3・4年度業務委託有資格業者名簿（業種「建築設計」）業者コードの資格開始年月	令和3・4年度における資格開始年月という認識でよろしいでしょうか。それとも、川崎市に初めて業者登録された年月でしょうか。後者の場合、確認方法がございましたらご教示ください。	本様式は、令和3・4年度川崎市入札参加資格名簿に登録されていることを確認するためのものであり、令和3・4年度における資格開始年月を記載してください。
8	様式集 (ワード)	様式2-7	資格申告書（建築施設の設計業務）	設計業務実績の内容の工事内容	工事内容は業務内容（基本設計・実施設計一式等）を記載するという理解でよろしいでしょうか。	工事内容には、業務内容ではなく、設計業務の対象物の概要を記載してください。
9	様式集 (ワード)	様式2-7	資格申告書（建築施設の設計業務）	設計業務実績の内容の工事金額	工事金額は設計委託金額を記載するという理解でよろしいでしょうか。	工事金額は、設計委託金額ではなく、設計業務の対象物の工事金額を記載してください。
10	様式集 (ワード)	様式2-15	資格申告書（運営業務）		入札説明書では運営業務に関する資格要件は付されていませんが、本様式では要件が付されております。運営業務はSPCが主体となって実施することを想定している場合の取り扱いをご教示ください。	様式2-15に記載している「a 市の令和3・4年度業務委託有資格業者名簿に登録されていること。」を「a 市の令和3・4年度川崎市競争入札参加資格名簿に登録されていること。」に修正しました。入札説明書3（1）ア（ア）に記載のとおり、運営業務を担う者は入札参加者として記載する必要があり、また、3（1）ウ「入札参加者の参加資格要件（業務別）」の1～2行目「入札参加者の構成企業及び協力企業は、本事業において行う予定の業務について、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格名簿に登録されており」と記載していることから、運営業務を担う者も当該入札参加資格名簿に登録されている必要があります。なお、回答No3の②の通り、人員をSPCに出向させて運営業務を実施する形態も認めます。この場合、運営業務のための人員を出向させる企業が、当該入札参加資格名簿に登録されていれば、3（1）ウの要件を満たすこととします。
11	様式集 (エクセル)	様式7	全般		様式7については評価の対象外という認識で良いでしょうか（あくまで様式8-3-4の補足説明としてご参照されるもの）。	様式7は、評価の対象となります。なお、様式7に関し、補足資料として様式8-3-4の内容が十分に確認できない場合、評価に影響します。また、様式7に関し、落札者決定基準P2「第3 選定手順」及びP3「第5 提案審査」の「2 入札提出書類（事業提案書）の確認」における不備や、「3 基礎審査（2）入札条件の確認」において未達成の場合、失格となります。
12	様式集 (エクセル)	様式7-2-1	建築施設及び公園基盤施設の設計・建設・工事監理・解体・撤去費		施設ごとに算出できない費用項目がある場合には、全体の費用から例えば収入の割合等に応じて按分するという方法での算出や、複数施設の合算での計上が可能かご教示ください。	合算する場合を除き、複数施設の合算での計上は不可とします。按分して算出する場合は、対象施設に係る物理的な根拠に基づいてください。

■様式集（ワード及びエクセル）に関する質問への回答

No.	資料名	該当箇所			質問内容	回答
		様式1-1	様式名	項目名		
13	様式集 (エクセル)	様式7-2-1	建築施設及び公園基盤施設の設計・建設・工事監理・解体・撤去費		1～16として記載されている施設について、いずれかの施設の合築等を提案する場合、合築対象の施設については、合算して表記することも可能という理解でよいでしょうか？	ご理解のとおりです。合築を提案する旨を明記してください。
14	様式集 (エクセル)	様式7-2-1	建築施設及び公園基盤施設の設計・建設・工事監理・解体・撤去費		各費目について、1～16として記載されている施設毎にかかる費用が明確に区分できない場合、全体もしくは複数の施設にかかる費用を合理的な方法により按分することも可能との理解でよいでしょうか？	合築する場合を除き、複数施設の合算での計上は不可とします。按分して算出する場合は、対象施設に係る物理的な根拠に基づいてください。
15	様式集 (エクセル)	様式7-3-1	サービス対価A 支払予定表	消費税及び地方消費税	整備業務に係る消費税全額分（サービス対価AB合計分）を記載する理解でよろしいでしょうか。	サービス対価Aに係る消費税のみを記載してください。サービス対価Bに係る消費税は、様式7-4-1～様式7-4-6に記載してください。
16	様式集 (エクセル)	様式7-5-1	修繕業務計画表		区分については適宜変更してもよろしいでしょうか。入札時点では詳細設計が確定しておらず、記載いただいた区分のように詳細に分けて計画を出すことが困難なためです。	様式の区分の変更は不可とします。様式の区分で記載をお願いします。
17	様式集 (エクセル)	様式7-5-1	修繕業務計画表		記載されている施設について、いずれかの施設の合築等を提案する場合、合築対象の施設については、合算して表記することも可能という理解でよいでしょうか？	ご理解のとおりです。合築を提案する旨を明記してください。
18	様式集 (エクセル)	様式7-5-1	修繕業務計画表		各項目について、記載されている施設毎にかかる費用が明確に区分できない場合、全体もしくは複数の施設にかかる費用を合理的な方法により按分することも可能との理解でよいでしょうか？	合築する場合を除き、複数施設の合算での計上は不可とします。按分して算出する場合は、対象施設に係る物理的な根拠に基づいてください。
19	様式集 (エクセル)	様式7-6-1	球技専用スタジアム施設投資計画及び資金調達計画書		金融機関名について具体名を記入することとされておりますが、提案書提出時点ではコミットメントを取得することが難しい場合、関心を示していただいている金融機関名を記載するという理解でよいでしょうか？	ご理解のとおりです。その旨を記載してください。
20	様式集 (エクセル)	様式7-6-1	球技専用スタジアム施設投資計画及び資金調達計画書		借入条件を記載することとされておりますが、提案書提出時点ではコミットメントを取得することが難しい場合、想定借入条件を記載するという理解でよいでしょうか？	ご理解のとおりです。その旨を記載してください。

■様式集（ワード及びエクセル）に関する質問への回答

No.	資料名	該当箇所			質問内容	回答
		様式1-1	様式名	項目名		
21	様式集 (エクセル)	様式7-6-1から 7-6-5	投資計画及び資金調達計画書		「球技専用スタジアム」「(新)とどろきアリーナ」「駐車場」「自由提案施設」「その他の施設」それぞれに資金調達計画、出資金明細表、借入金明細表を記載する欄がありますが、対象施設ごとに資金調達を行うとは限らず、各施設と資金調達計画の紐づけが困難なケースが想定されます。 例えば、「サービス対価ABを受領可能な整備業務にかかる必要資金」「任意投資にかかる必要資金」といった括りで資金調達計画を策定することが想定されます。 そういった場合、施設ごとに様式を作成するのではなく、資金調達計画ごとに様式を作成すればよいという理解でよろしいでしょうか。	様式は変更しません。様式とおりに記載してください。
22	様式集 (エクセル)	様式7-6-1から 7-6-5	投資計画及び資金調達計画書	借入条件	※13に金利の算出根拠を記載するように明示されておりますが、金融機関からの調達において必ずしもどの基準金利が採用されているかわかりません。出来上がり金利での記載に留めてください。	出来上がり金利の記載も可とします。その旨を記載してください。
23	様式集 (エクセル)	様式7-6-1から 7-6-6	投資計画及び資金調達計画書	借入条件	※13に記載の一般的に考えられる返済方法は「元金均等返済」「元利均等返済」と想定されますが、「不均等返済」となる可能性もあります。その際は毎年度の返済額を記入との事ですが、当該様式にどのように記入すればいいかお示しください。	ご質問の場合は、当該様式の返済方法の欄に「不均等返済」、その他の欄に「別紙参照」と記載の上、毎年度の返済額等を記載したエクセルシートを「別紙」として挿入し、作成してください。
24	様式集 (エクセル)	様式7-6-2	(新)とどろきアリーナ施設投資計画及び資金調達計画書		金融機関名について具体名を記入することとされておりますが、提案書提出時点ではコミットメントを取得することが難しい場合、関心を示していただいている金融機関名を記載するという理解でよいでしょうか？	ご理解のとおりです。その旨を記載してください。
25	様式集 (エクセル)	様式7-6-2	(新)とどろきアリーナ施設投資計画及び資金調達計画書		借入条件を記載することとされておりますが、提案書提出時点ではコミットメントを取得することが難しい場合、想定した借入条件を記載するという理解でよいでしょうか？	ご理解のとおりです。その旨を記載してください。
26	様式集 (エクセル)	様式7-6-3	駐車場施設投資計画及び資金調達計画書		金融機関名について具体名を記入することとされておりますが、提案書提出時点ではコミットメントを取得することが難しい場合、関心を示していただいている金融機関名を記載するという理解でよいでしょうか？	ご理解のとおりです。その旨を記載してください。
27	様式集 (エクセル)	様式7-6-3	駐車場施設投資計画及び資金調達計画書		借入条件を記載することとされておりますが、提案書提出時点ではコミットメントを取得することが難しい場合、想定した借入条件を記載するという理解でよいでしょうか？	ご理解のとおりです。その旨を記載してください。
28	様式集 (エクセル)	様式7-6-4	自由提案施設投資計画及び資金調達計画書		金融機関名について具体名を記入することとされておりますが、提案書提出時点ではコミットメントを取得することが難しい場合、関心を示していただいている金融機関名を記載するという理解でよいでしょうか？	ご理解のとおりです。その旨を記載してください。

■様式集（ワード及びエクセル）に関する質問への回答

No.	資料名	該当箇所			質問内容	回答
		様式1-1	様式名	項目名		
29	様式集 (エクセル)	様式7-6-4	自由提案施設投資計画及び資金調達計画書		借入条件を記載することとされておりますが、提案書提出時点ではコミットメントを取得することが難しい場合、想定借入条件を記載するという理解でよいでしょうか？	ご理解のとおりです。その旨を記載してください。
30	様式集 (エクセル)	様式7-6-5	その他の施設の投資計画及び資金調達計画書		金融機関名について具体名を記入することとされておりますが、提案書提出時点ではコミットメントを取得することが難しい場合、関心を示していただいている金融機関名を記載するという理解でよいでしょうか？	ご理解のとおりです。その旨を記載してください。
31	様式集 (エクセル)	様式7-6-5	その他の施設の投資計画及び資金調達計画書		借入条件を記載することとされておりますが、提案書提出時点ではコミットメントを取得することが難しい場合、想定借入条件を記載するという理解でよいでしょうか？	ご理解のとおりです。その旨を記載してください。
32	様式集 (エクセル)	様式7-7-1から7-7-8	損益計算書	サービス対価の売上	※6に記載の支給対象期間に支払われるものとは、事業最終年度のサービス対価の売上を事業期間内に納める（最終年度の期ズレ調整）意図との理解でよろしいでしょうか？ 仮に事業期間すべてにおいて上記処理を行うと実態CFとの不整合が全期間において発生し、様式全体の整合性を歪めるものになると考えます。	前段に関しては、「※6 サービス対価の売上は、支給対象期間に支払われるものとして計算してください（10月支払（請求）の対価は当該年度の売上、4月支払（請求）の対価は、その前年度の売上）。」を削除します。事業最終年度については、ご指摘のとおりです。 後段に関しては、様式7-7-11の「※5 対価の売上は、支給対象期間に支払われるものとして計算してください（10月支払（請求）の対価は当該年度の売上、4月支払（請求）の対価は、その前年度の売上）。」及び「※12 便宜上、サービス対価のキャッシュ収支は支払いまでのズレを考慮せず業務実施期間内で対応させていただきます。」を削除します。 上記を条件に、様式7-7-1～7-7-8及び7-7-11を記載して下さい。
33	様式集 (エクセル)	様式7-7-1から7-7-9	損益計算書		様式上のメッシュでの施設ごとの金額の算出が難しい場合、複数施設での合算での計上等が可能かご教示ください	合算は可能です。 ただし、利用料金収入は、様式7-8-1及び様式7-8-2と整合が取れているようにしてください。
34	様式集 (エクセル)	様式7-7-1から7-7-9	損益計算書	割賦原価	費用欄の「割賦原価」について、以下ご教示ください ①サービス対価ABの支給分を売上欄に入力するという理解ですが、その見合いの費用を「割賦原価」に入力するという理解でよろしいでしょうか ②市への施設の引き渡しのタイミングで工事原価を100%入力するのではなく、サービス対価Aの支給期間は出来形の75%を入力し、サービスBの支給期間はサービス対価Bの割賦元本を入力するという理解でよろしいでしょうか ③上記理解が異なる場合、「割賦原価」で入力すべき内容と計算方法について明示ください	①ご理解のとおりですが、サービス対価Bの割賦金利は除いて下さい。 ②引き渡しのタイミングでサービス対価A及びBにおける工事原価をそれぞれ入力してください。項目を増やし、サービス対価Aの分とサービス対価Bの分に分けて記載いただいても結構です。 割賦原価の定義については、以下国土交通省資料「PFI事業費の算定及び支払方法の概要(案)」 http://www.mlit.go.jp/gobuild/pfi/singi_in_san/annex2.pdf を参照ください。
35	様式集 (エクセル)	様式7-7-1～様式7-7-9	(施設毎の) 損益計算書		各施設について、いずれかの施設との合築等を提案する場合、合築対象の施設については、シートを統合することも可能という理解でよいでしょうか？	ご理解のとおりです。ただし、利用料金収入は、様式7-8-1及び様式7-8-2と整合させてください。

■様式集（ワード及びエクセル）に関する質問への回答

No.	資料名	該当箇所			質問内容	回答
		様式1-1	様式名	項目名		
36	様式集 (エクセル)	様式7-7-1～様 式7-7-9	(施設毎の) 損 益計算書		各費目について、施設毎にかかる費用が明確に区分できない場合、全体もしくは複数の施設にかかる費用を合理的な方法により按分することも可能との理解でよいでしょうか？	合築の場合は、複数施設での合算を可能としますが、そうでない場合は、様式とおりに分けて記載ください。合理的な方法による按分も可能としますが、その場合は按分の方法について記載してください。
37	様式集 (エクセル)	様式7-7-10	S P C 損益計算 書	プロフィット シェア原資	「プロフィットシェア原資（税引前当期利益－ネーミングライツ料＋ネーミングライツの市への納付分＋ネーミングライツ業務経費）」との記載があります。 「ネーミングライツ料」は正の値、「ネーミングライツの市への納付分」「ネーミングライツ業務経費」は負の値という前提での計算式でよろしいでしょうか。	様式7-7-10の表の税引前当期利益は、ネーミングライツ料が加算されネーミングライツの市への納付分とネーミングライツ業務経費を引いた金額が算出されます。 本事業のプロフィットシェアは、ネーミングライツにかかわる部分を対象としないため、税引前当期利益の金額を補正する式を記載しています。 以上により、様式7-7-10に記載のとおり算出してください。
38	様式集 (エクセル)	様式7-7-10	S P C 損益計算 書		法人税等から事業所税を除くとして、事業所税を個別に記載する形式となっておりますが、事業所税を別個にされた考え方につき、ご教示いただけますと幸いです。	入札説明書8（1）ア に記載のとおり、事業所税の有無について確認いただき、その結果を記載いただきたく、別途にしています。
39	様式集 (エクセル)	様式7-7-11	S P C 長期収支 計画表及びサー ビス対価支払予 定表	割賦原価戻入	資金計画書欄の「資金調達」に含まれる「割賦原価戻入」は、どのような場合に使用することを想定しているのかご教示ください。	税引前当期利益から資金の増減を算出する方法として、割賦原価戻入の欄を設けています。
40	様式集 (エクセル)	様式7-7-11	S P C 長期収支 計画表及びサー ビス対価支払予 定表	DSCR	令和9年度は依然整備中の施設もある事から元利返済前キャッシュフローがマイナスになる事も想定されます。よって金融機関と協議乃至は合意しているDSCR判定期間のみの表記としてください。	DSCR記載の対象期間を令和12年度からとします。様式7-7-11を修正しました。
41	様式集 (エクセル)	様式7-7-11	S P C 長期収支 計画表及びサー ビス対価支払予 定表	資金計算書	借入金返済合計欄内に借入元本返済との記載だけになっており、利息の記載部分がありません。上段の税引前当期純益前に支払利息を控除しているためとの理解ですが、利息部分を資金需要に移動させる方が元利金返済を確認しやすいものと考えます。ご検討ください。	様式は変更しません。事業者自身に必要な資料に関しては、事業者が派生的に作成して事業者内部資料としてください。
42	様式集 (エクセル)	様式7-7-11	S P C 長期収支 計画表及びサー ビス対価支払予 定表	資金計算書	当期ネットキャッシュフローは配当等の出資者への還元前利益と理解してよろしいでしょうか。理解があつているようであれば趣旨に沿うように様式を加工させていただきます。	様式は変更しません。事業者自身に必要な資料に関しては、事業者が派生的に作成して事業者内部資料としてください。なお、※2に記載のとおり、必要に応じて、項目を追加または細分化することは可能です。
43	様式集 (エクセル)	様式7-7-11	S P C 長期収支 計画表及びサー ビス対価支払予 定表	評価指標 (DSCR)	全施設の整備完了までは、投資キャッシュフローにより指定の条件である「DSCR 1.0以上」を満たすことが出来ない可能性があるため、「DSCR 1.0以上」の対象は全施設の整備完了後となる令和12年度からとして頂けますでしょうか。	DSCR記載の対象期間を令和12年度からとします。様式7-7-11を修正しました。

■様式集（ワード及びエクセル）に関する質問への回答

No.	資料名	該当箇所			質問内容	回答
		様式1-1	様式名	項目名		
44	様式集 (エクセル)	様式7-7-11	S P C長期収支 計画表及びサー ビス対価支払予 定表		注釈※12の記載に関し、事業期間最終年度の扱いにつきご教示頂けますでしょうか。便宜的に、翌期に受領することになるサービス対価を事業期間最終年度に計上するということが良いでしょうか。	「※12 便宜上、サービス対価のキャッシュ収支は支払いまでのズレを考慮せず業務実施期間内で対応させてください。」を削除します。事業期間最終年度のサービス対価については、ご指摘の通り、便宜的に、事業期間最終年度に計上してください。
45	様式集 (エクセル)	様式7-7-11	S P C長期収支 計画表及びサー ビス対価支払予 定表		DSCR（各年）のインプットが令和9年度からとされているところ、すべての施設の工事完了までは投資CF（アウト）が大きくなるため、DSCRを1.0以上とすることは困難な場合も想定されますので、DSCR（各年）のインプットは令和12年度（工事費の支払が翌期払いの場合などは令和13年度）からとさせていただきますようお願いいたします。	No.43をご参照ください。
46	様式集 (エクセル)	様式7-7-11	S P C長期収支 計画表及びサー ビス対価支払予 定表		「便宜上、サービス対価のキャッシュ収支は支払いまでのズレを考慮せず業務実施期間内で対応させてください」と記載されておりますが、事業期間最終年度につき、翌期に受領することになるサービス対価を、便宜的に事業期間最終年度に計上するという理解でよいでしょうか？	No.44をご参照ください。
47	様式集 (エクセル)	様式7-7-11	S P C長期収支 計画表及びサー ビス対価支払予 定表		DSCR（各年）のインプットが令和9年度からとされているところ、すべての施設の工事完了までは投資CF（アウト）が大きくなるため、DSCRを1.0以上とすることは困難な場合も想定されますので、DSCR（各年）のインプットは令和12年度（工事費の支払が翌期払いの場合などは令和13年度）からとさせていただきますようお願いいたします。	No.43をご参照ください。
48	様式集 (エクセル)	様式7-7-11	S P C長期収支 計画表及びサー ビス対価支払予 定表		「便宜上、サービス対価のキャッシュ収支は支払いまでのズレを考慮せず業務実施期間内で対応させてください」と記載されておりますが、事業期間最終年度につき、翌期に受領することになるサービス対価を、便宜的に事業期間最終年度に計上するという理解でよいでしょうか？	No.44をご参照ください。
49	様式集 (ワード)	様式8-2-1	グラウンドデザ イン		「グラウンドデザイン」として記載を期待されている内容について、詳細をお示しください。	様式8-2-1「グラウンドデザイン」では、「等々力緑地の目指すべき将来像」①～⑥項目を踏まえた、等々力緑地の全体構想について記載し、様式8-3-1「事業の取組方針」では、本事業における条件下で、要求水準を達成し、グラウンドデザインを実現するため、具体的に事業をどのように推進していくかを記載してください。
50	様式集 (ワード)	様式8-2-1	グラウンドデザ イン		様式8-2-1「グラウンドデザイン」と様式8-3-1「事業の取組方針」の記載内容が極めて類似しているように思われますが、想定されている書き分けをご教示ください。	No49をご参照ください。

■様式集（ワード及びエクセル）に関する質問への回答

No.	資料名	該当箇所			質問内容	回答
		様式1-1	様式名	項目名		
51	様式集 (ワード)	様式8-3-1	事業の取組方針		「『等々力緑地再編整備実施計画』及び本事業の基本方針を踏まえた取組方針」を記載するよう指示がありますが、「基本方針」とは、様式8-2-1に記載するグラウンドデザインを指すという理解でよろしいでしょうか。	「基本方針」は、入札説明書2（4）に記載のとおりです。